

317.72
0.34
⑦



0007657001

0007657-001

317.72-034ウ

大分県警察史

大分県警察部

1/2. 2/2

昭和18

ABH





ト工45-60-1



317.72
0.34

大分縣警察察史



印

多 登 於 形

武 峰 子 書



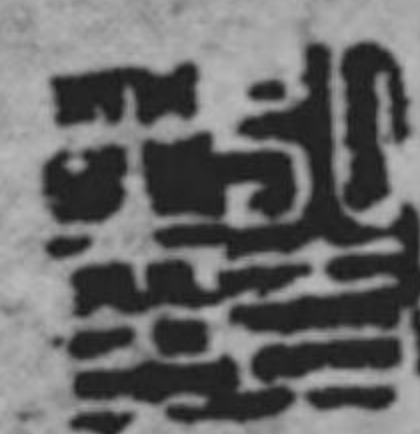
Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

丹

心

昭和十年初秋

弘吉



序

「大分縣警察史」か一年有年の日子を費して近く刊行の運びとなつたことは、當初編纂に關係した者の一人として衷心喜びに堪へないところである。

大分縣警察史の幾多の異彩ある貴い史實は我國警察史上に於ても亦特異貴重なる存在として知らるゝのであるが、之等の史實が今日迄徒らに倉庫の隅に放置されたまゝとなり、或は又明治維新當時からの貴い資料や傳へらるゝ口傳の如きものも、その儘散逸してしまひさうな状態になつてゐることでは洵に遺憾なことである。時恰も輝く紀元二千六百年を迎へた感激と共に之を記念する事業の一として「大分縣警察史」を編纂して先輩の遺業を顯揚すると共に其史實を明にし昔に稽へ後世に生かして彌々 皇國警察の眞使命に徹するの資たらしめんと欲し當時の部内各課長諸君並に警友諸兄に相談し、警務課長曾我部久君を編輯長とし故實に明るい黒田勇、三河尻義彦兩氏を特に煩はしてこの編纂に着手することゝしたのである。私はその後間もなく警視廳に轉出したのであるが、それから今日迄歴代警察部長並幹部諸君の協力及兩氏の並々なりぬ献身的な努力と熱意とに依つて立派にこの計畫が完成せられ近く上梓される運びとなつたと聞き、私として感謝の外ない次第であ

る。

今や大東亞戦争第二年、國內治安確保の重責を荷ふ警察の使命は益々重きを加へ、眞に測るべからざるものがある。冀くばこの書が現在と將來に訓へ、諸君に期する處極めて大なるものがあることを思ひ、決戦下愈々皇國警察の眞面目を發揮し以て警察史上また燦然たる一期を劃さるゝやう益々諸君の御健闘を祈つて已まない次第である。

皇紀二千六百三年一月

於熊本縣廳

廣岡謙

二

序

輝く紀元二千六百年記念事業として計畫された、大分縣警察史の編纂が一年六ヶ月の日子を費してこの程脱稿し近く上梓の運びとなつたことは誠に喜びに忍へない。

現在を知る爲に過去をたづね、過去を現在によりよく生かさんが爲に歴史を知る事は何事についても必要なことであるが、警察界にとつてもまた同じである。明治以後大分縣政の歩んで來た多彩な歴史は其裏面史として大分縣警察史をして、我國警察史の上に特異な存在たらしめたものであることは、何人も疑を容れない所である。現在の分縣警察界を理解し更に其の將來へのより良き、より正しき發展を希求するについては、是非共この敷奇なる歴史をたどり其處に生み育てられた獨自の傳統に深い認識を持つことが必要である。私は本書の中にも記載されて居るウキルヘルムヘン氏の分縣警察署巡回記を非常に面白く讀んで警察制度の發達を知るに大變啓發せられたものである。政黨政治と分縣警察との關係の如きは特に我國史の上にも名高い事實である。又警察部長室の壁間を飾る藤丸警部以下の殉職警察官の寫眞を仰ぎ其の壯烈な殉難の狀況を聞く時脈々として現在に至り警察官の一人一人にみなざる一貫せる貴き警察精神に對し肅然として襟を正さざるを得

ないのである。然るにこうした貴い數多くの史實も或は断片的な記事に止つたり或は先輩故老の昔語として聞くより外はなく、警察史として一つにまとめたものもない事は誠に残念なことであつた。先輩故老も段々少くなり、記憶も薄れて行つて明治初年の事はもう大方明瞭を缺くことさへ感ぜられた、殊にあの城壁の物見櫓の倉庫に山積してゐる貴重な資料が空しく虫に喰はれて居ることは大變残念に思はれたのである。こうした意味で紀元二千六百年奉祝の事業を計畫するについて、警察史の編纂こそ最も有意義な事業であることが當時の廣岡部長以下警察部各課長の一致する意見となり直にこれに着手せられたのである。幸に警察後援會には黒田氏が居る。黒田氏は特に警察の故實に興味を持ち深い造詣をつんで居る人である、併し警察史の編纂は相當な大事業であるから専任の人をどうしても必要とするので八方奔走した結果、三河尻氏に依頼することゝなつた、三河尻氏は本縣警察界の大先輩として重きをなした人で警察界を去つてからは自適の生活を送られつゝあり本事業を托するには誠に好適の人である。豫算としても本の僅かである、関係者も三河尻氏と黒田氏だけである。事業に着手した頃、嚴寒の中を萬一火を出す様なことがあつてはと全く火氣を入れず晝でも薄暗い倉庫の中で紙魚に喰ひつゞられた資料を一枚一枚たんに念に調べてゐた三河尻氏の姿が今日でも目に見へる様である。兩氏の御苦勞はさぞかしと察するに餘りがある。私が大分を去つて後も恐らく此事業は兩氏の手で續けられたものと思はれるが、此大事業が僅かに一年六ヶ月の時日

で脱稿したことは全く兩氏の献身的な御努力の賜に外ならないと信じ、遙に兩氏に特に感謝と敬意を表したい。

大分縣警察史の刊行に當り関係者の一人として編纂事業着手當時の経緯を回顧しつゝ、茲に深甚なる祝意を表する次第である。

昭和十七年八月

文部省にて

曾 我 部 久

はしがき

- 一、本史は明治初年（維新當時）の所謂警察搖籃期より現在に至る迄の本縣警察の變遷を記述せり。維新以前の事項に就ては史家の所説や口碑等に基き一部これを加へたるも書類散逸の爲系統的に見るべき資料乏しければ唯編史上の参考として加へたるに過ぎず。
- 一、本史には中央の諸制度又は法令の沿革等をも併せ記述せり。これ警察取締の諸制度は概ね中央に源を發すればなり。
- 一、本史編纂の狀況は一見して法令改廢のことに終始するが如きも、警察の動きは即ち社會の動きにして其日常の執行務は悉く國權の發動に依據するものなればなり。特に明治初年の如く諸種の事象に對し各種の單行規程を以つて臨みし事を觀る時一層其の感を深くするものあり。
- 一、本史に輯録する文書にして其慣用語の中には今日より觀て殊更轉倒したるが如き字句不尠殊に其は明治初年のものに一層多し例へば町村を「村町」遠近を「近遠」趣旨を「旨趣」犯罪を「罪犯」人相を「體相」豫防を「預防」妨害を「暴害」長所を「所長」臨監を「監臨」「時」を「字」「緊要」を「要緊」「證明」を「明證」「支店」を「枝店」「完納」を「納完」等にて是等

は其誤植にあらざることを諒せられたし。

一、本史中の郡町村名は文書により當時のものを其儘抄記せるものありこれ町村編制法以前のものなれば讀者に於て現行政區域劃と參照られたし。

一、本史は紀元二千六百年奉祝記念事業として企圖せられたるものなれば其最終は昭和十五年末迄の調査に止めたるも編史中新に生ぜし事項にして警察史上特に追記を要すべきものは努めてこれを補正せり。

一、本史は何分永年の事歴を短時日に纏めたる上編者亦無經驗の者なれば行文修辭共に至らざるは勿論内容亦粗漏逸脱を免れず此點は他日識者の叱正を仰ぐこと、致し度し。

警察史 目次

第一章 總 說……………一

第一節 我國警察制度の變遷……………四

警察署の名稱——武人政治——彈正臺——鎮撫使（按撫使、巡察使、健兒、押領使、追捕使、檢非違使、問注所、侍所）——徳川時代——内務省官制の沿革——巡查の沿革——警察の語の使初め——地方警察議問——巡查心得と行政警察規則……………

第一款 明治維新前後の警察……………二七

江戸市中取締——府兵及府兵規則——邏卒——番人——巡查——警保寮——警視廳——警視局——警保局——九州筋浮浪有志の取締——大總督設置——路人暗殺取締——目安箱設置——建白書取扱——苗字帶刀諸役免除——官員の登備……………

第二款 廢藩置縣後の警察……………三四

武門の流弊除去——支廳設置及支廳規則——捕亡増員願——江藤新平手配——岩倉右大臣狼藉犯人手配——人相書揭示方——民俗

第二節 大分縣の沿革……………四

位置面積——交通——戶數人口——大分縣廳（支廳設置、會所設置、用務所設置、町村合併、郡區町村編成、町村役所々轄區域設置）——現在縣廳舍——縣吏編輯——舊各藩管轄の變遷——宇佐下毛郡編入附支廳設置——浦役場設置及其條款——郡區町村編成法

第一款 廢藩置縣の狀況……………六三

七官三權の制——府藩縣の制——藩制の廢止——太政官日誌發刊——布告書類達方の規則——日田縣——府縣の印鑑——萬機御親裁——府縣知事及府判事の會同大給近説の土地人民版籍奉還——藩治職掌——公選法を設け政體改削——縣治着手——森下參事以下縣官着任——縣假廳舍——管内巡察——民費制限並課取立——府縣事務受渡規則——其他

第二款 歴代の知事、警察部長……………九五

第二章 警察制度の變遷（本縣）……………九五

出張所屯所の設置——警察署分署の設置——巡查交番所——巡查派出所——巡查駐在所——巡查部長及同派出所——警部補及同派出所——行政警察規則——警部巡查の外等外吏の設置——第四課は渾て警部に取扱はしむ（参考）五人組制度

第一節 警察區域……………一八

第一款 出張所屯所時代……………二五二

第二款 警察署時代……………二七三

第三款 現代……………二七三

一、警察署……………二七三

二、警部捕派出所……………二八一

三、巡查部長派出所……………二八六

四、巡查駐在所、派出所……………二八七

第二節 職制、定員及警察官の待遇

三〇四

職制（一般關係、警察關係、其他）

第一款 警察制度の統一……………四二二

ウキルヘルムベーンの巡回（警察本部、白杵、佐賀關、鶴崎、竹田、別府、日出、杵築、高田、四日市、中津、豆田、巡查教習所

第二款 出張所の機構……………四一六

第三款 同 權 限……………四一七

取扱事務——拷訊

第四款 巡回線路屯所事務……………四一九

捕亡吏勤務——巡查勤務方法（巡回、線路）巡回線路調査標準——巡回押印表

第五款 探索人傭人制度……………四三三

探索掛の採用——探偵——刑事——探索着手概則——探索事務概則

第六款 警察署並分署事務……………四三七

裁判事務——民事勸解事務——監獄事務——衛生事務——健康保險事務——部伍編制、警察部署委任條件、勤務細則標準、其他

第七款 服制の變遷……………四四四

木札の携帯、制服——帶劍、手傘提携、被服保存

第八款 定 員……………四六七

第九款 警察官の待遇……………四八七

一、俸給官等 二、旅費 三、恩給、扶助、弔祭及療治科 四、傳染病豫防救治手當 五、其他の給與（宿直辨當料、文具、臨時勤務手當、精勤加俸、巡回並門燈用油代、特別手當、宿料、其他） 六、級位級勳 七、休暇其他

第三節 警察部と其機構……………五五八

第一款 聽訟課時代……………五六〇

調律專務——訴訟專務——鞠獄專務——各會所の捕亡廢止——訴答文例——聽訟課日誌——處務條例、區長職制と警察

第二款 第四課時代……………五七四

檢務係——懲役係——獄司（工役、雜事）係——民事勸解所電話架設の伺——裁判所（民事、刑事）

第三款 警察課及警察署時代……………五七八

第三款 教習所創設……………七七

例——判任官以下職員採用並進級銜内規——非職官吏條例
巡查の心得諭告——巡查教習規則標準——巡查訓授例——巡查教習所創設——巡查教習規則——巡查教習所生徒規則——教習巡查の優等者に食費支給

第四款 練習所創設……………七八五

巡查練習概則——警部警部補の訓練——別科訓練所規則——警察練習教範

第五款 特別教養……………七六九

現職巡查に對する訓授例——巡查職務練習會——巡查訓授規則——巡查訓練規程
警察の刷新に關する訓示——文武講習に關する訓示——漢學養成——刑事及
特高警察講習——幹部（警部補）講習

第六款 警察武道……………八〇〇

警察武道に關係ある人々——九州山口沖繩九縣聯合警察官武道大會——縣下警察
署武道對抗試合——天覽武道——全國警察官武道大會

第七款 監督監察……………八三六

一般監督（金穀獻納を名とする收斂を嚴督賄賂苞苴を戒む、堂上諸藩並社寺家來
兵卒等猥褻行為嚴禁、官吏の娼を窩頓する者の處分方、官吏受財條例、官吏商賣

營業の禁示、未發の事件漏泄禁示、巡查合宿假規則、警部巡查の鳥獸狩獵を戒——
官吏服務紀律——（行政官吏服務紀律、官吏服務紀律）——功過表——巡查の

婚姻——其他——巡閱——監督巡視（刑法官監察、管内巡回官吏の注意事項、警
察課警部巡回規則、警察本署詰警部巡視假規則、警察事務巡察規程、監察員職務
規則——方面監督

第八款 賞罰……………八四七

賞與として金穀を與ふる件委任——遷卒番人賞與規則——一般人民に對する賞與
規則——警察賞與規則——同内則——優良警察官に大臣賞——官吏犯公罪條例——
巡查懲罰例——官吏懲戒例——巡查懲罰條目——職員懲戒例——巡查分限令——
巡查懲戒令——巡查分限令取扱規程——巡查懲戒令施行細則——巡查懲戒委員
會審査手續

第六節 警察費の變遷……………八六七

警察費の概要——警察費年次表——巡查定員並俸給調——巡查及雇員旅費
賞與及救助費——給與及貸與費——機密費——警察廳舎建築修繕費——
衛生及病院費——國庫下渡金——一般取扱

第七節 警察設備……………九九四

第一款 警察電話……………八九四

監獄署大分警察署警察部間——大分地方裁判所大分署間——縣廳議事堂間——警察部別府署間——長洲署管停車場派出所——中津署管停車場派出所——日出署別府署間——大分署管西新町派出所電話——中津署管上勢溜派出所電話——佐伯署管葛港電話——日出署より長洲四日市中津玉津の各署間——警察部鶴崎署間——長洲署四日市署中津署間——日出杵築國東の各署間——警察部長邸と知事邸の電話——鶴崎署佐賀關署間

第二款 警 邏 船(水上警察)……………九〇四

水上警察署の新設——速吸號——由布丸——隼丸——豐翔丸——水上警察署廢止——警察船舶職員規程——警邏船出動計畫——水上警察勤務規程海上衝突豫防

第三章 行幸啓の光榮附警衛警護……………九一七

行幸啓——皇王族の御成——其の他の警衛——警護

第四章 警察取締の變遷……………一〇三一

第一節 高等警察……………一〇三三

御眞影御肖像及菊御紋章——選舉の取締——集會結社——新聞紙雜誌——出版々權——偽造膺造の貨紙幣——警察と政黨——

第二節 特 高 警 察……………一〇八七

特別高等警察課の創設——外國人の取締外國人地所家屋賃借に關する規程——外國人取扱方——外國人内地旅行の節取扱心得——外國人の銃獵者措置——俘虜の取締——犯罪及勞働爭議——雜件——さりしたん關係——太陽曆頒行——轉宗改式云々の達(佛教演説の取締、中華民國臨時政府成立の慶祝大會)

第三節 保 安 警 察……………一一一九

安寧(行政執行、銃砲火藥及危險物、電氣、遺失物及埋藏物、難破船及漂流物、度量衡、建築物、予戒令)——風俗(社寺及宗教、貸座敷及藝娼妓、料理屋、飲食店、諸興行、形像及碑標並廣告物、寄附金及講會其他、射伴

行爲、競馬、賣淫、其他)——營業(古物商及質屋、紹介業及案内業、湯屋、宿屋、市場及牛馬商、代書人及印章彫刻、其他)——交通(軌道及索道、道路及橋梁、渡津、諸車)——山林及田野(山、林、田野、其他)

第四節 經濟保安警察

商品計畫——相馬師の取締——石油規正——暴利取締令——國家總動員法——經濟警察協議會——生活必需品切符制

第五節 衛生警察

保健(上水道、下水道、汚物掃除、飲食物、其他物品、屠場及獸肉、賣藥、墓地及埋火葬、死畜、鑛泉、埋髮、其他)——防疫(傳染病、種痘、癩、トラホーム、結核、其他)——醫務(醫師、齒科醫師、藥劑師、產婆、看護婦、藥種商、製藥者及藥品、藥品、巡視及阿片、鍼術、灸術、按摩術及柔道整復術、病院、診療所、其他)狂犬病

第六節 司法警察

司法警察の職務——犯罪——鑑識——警察罰及即決——要視察人——檢視

獄務——出獄假出獄及假出場——押送——其他

第七節 勞政警察

工場——災害及扶助——汽鐘汽機——勞務者募集——建築物

第八節 消防警察

消防組及警防團——防空

第五章 重要犯罪及重大なる騷擾史

第六章 警察官殉職史

第七章 警察關係團體及其活動

第八章 雜設

第一節 功勞記章受有者略傳
第二節 戰時事變に依る戦死者

第一章 總說

太古以來吾々祖先の通つて來つて來た道は幾筋にも分れて來た、然し其の幹線は常に皇國の大道に歸一してゐる、唯その歩み方が時に迂餘曲折の順を採りしか、單なる捷徑を辿りしか、遅々として進まざりしか目ざましき迅さを以て進みしかの違ひだけで其の目標は正に臣道實踐にあつたのである。然らば（封建當時のことは姑く措き）明治維新當時の我々大分縣の状態は如何であつたか、これは後節にも述ぶるが如く小藩分立して財政、經濟、法制、兵制其他各種の行政機構が各藩區々にして其の弛張は庶民の利害休戚に著しき差異を與へたのである、爲めに甲藩に於ては財政状態較的緩慢であつたが乙藩に於ては規則嚴を極め苛斂誅求至らざるなき結果時に物議相剌を醸し當路の官途をして眞の收拾に極めて困難なる事態を生ぜしめた。明治初年の黨民蜂起の如き其の事情を具に物語るものである。然るに明治維新の幕一たび切つて落さるゝや、諸制度の統一相踵で起りこゝに舊態は革められ、諸民齊しく聖恩の恩澤を蒙るに至つた、尤も爾來七十年の間に於て明治中葉より昭和の初めに至る間政争の余弊に禍せられ一時國民相互の間に於て疾視反目をこれことゝしたるいまわしき時代もあり、所謂個人主義自由主義時代も續いたけれども、今次軍變の知く國を擧げての超非常時を實現するや、そうした思想は期せずして一掃され一億一心歩調を揃へて大東亞建設の聖業に向つて翼賛の大道を進むことゝなつたのである。

この時に當り我等祖先の歩み來つた道を考へて見るに、そこには冒頭に述へし知く爵蒼たる荊棘の道もあれば奇岩磊塊たる未踏の峻坂もあつた、然し其の何れにもせよ、永年の歲月と倦まざる努力とを以てこの難険を乗り切つて來た先人の困苦を再思するとき、そこには又勃然と起る先人崇敬の念を禁する能はざるものがある。

維新の大業は斯うした零國氣の中に築かれた。我國劃期的の革新時代を表現したもので、また、明治文化建設への陣痛期でもあつた。われわれはこれに依つて何を教へられたか、曰く穀を出るものゝ苦しみと其の生長への悩みである。されば明日の進展を約する者には、これ等昨日のことを研究してこれを今日の上に生かし更に其の所産を將來建設への基礎としなければならぬ。歴史の研究は斯くすることに依りて始めて意義が生ずるのではあるまいか。特にわれわれの日常の接觸面が 陛下のおいみだからたる民衆の生活に直接間接に關係を持つ警察のことに於て一層眞摯な態度を以て其の研鑽に資せねばならんと信するものである。

この事に就ては我警察界の大斗松井博士等も其の著書警察讀本中の一節に於て警察生活と民衆生活との關係に就て詳しく述べられて居る如く人間が先づオギアと生れてから永い人生の旅を終へて死の門をくゞる迄其の日常生活はあらゆる點に互りて一として警察の方面に關係を有せざるものはない。

然るに由來警察と民衆との關係は一般に余りに諒解され過ぎず居る。これは警察の思想が一般に普及して居らぬからに外ならない。

元來警察法の組織は國民の日常生活を本として構成されて居るのである。されば國民は警察の内容に付き常に心得て居らねばならぬ、と同時に警察も亦常に民衆を理解し其の日常生活の實際を知ると共に更に進んで、より、良

き警察を究めねばならぬ。然らば其の研究の方法如何といふに、それはあらゆる角度から見ても種々あるであらう、然しこゝに古今に通して誤りなき一貫した警察の道乃至は動きを知り、更にこれを將來に備ふる方法、即ち其の事の歴史を採ねて以て之を將來に處することにあるのではなからうか、所謂古きを温ねて新しきを知ることが、最も必要であり、捷徑であり、又實際でもあらねばならぬ。

吾々は日本を愛する、夫れ丈又日本國土の一部分たる我大分縣を愛し、其の正しき發展を希求するものである、併かも職に大分縣警察に奉ずる者は、大分縣の警察をして、更に、より、益々充實せしめ、發展せしむるの重大な責務があるのである。而して大分縣の警察を良くすることは仍ち日本の警察の進歩であり、日本を興隆せしむる所以である。

本史は以下を八章に分け更に夫を節款に分類して、明治初年以來の警察を各種の方面より觀察し以て其の時代と之が變遷の概況を知らんが爲め、努めて關係主要の記録蒐集に意を用ふると共に傍ら知名者の之に對する觀説をも登載して其の研究に資したれば、幸にこれに依り、既往本縣警察の歩みを顧み、光榮の歴史に目覺め、幾多先人の偉功と辛苦とを偲び、依て以て彌々警察精神を振興して、古き傳統の下に新しき魂を以て皇國の爲め、將又本縣の爲め一路邁進せらるゝ所あらば、斯くてこそ、光輝ある建國二千六百年の紀念事業たる本史が意義ある存在となるのである。

第一節 我國警察制度の變遷

——古昔君主專制の時代に於ては國家の行政を擧げて悉く之を警察なりとし警察を以て國家政務の總稱となせり、換言すれば君主專制の權力を以つて専ら干渉政略を強行したるものなりとす、次で國の政務漸くに分科し外務、軍務、財務、及司法を除き其他の國家政務の全體即ち内務行政の全部を以つて之を警察行政と稱するに至れり、近世更に分科して内務行政中積極的行政行爲（公益行政）を除き消極的行政行爲（公安行政）のみを以て警察なりと稱するの觀念を形成するに至れり。

洋の東西を論ぜず、國の文野を問はず苟くも國あれば此に警察あり、然れども警察の觀念は古來幾多の變遷を経て漸く今日に至りしものにして特に我國現時の法制は多く範を歐洲に採り之を參酌模倣せるものなるが故に今警察の觀念を説くに當り我國警察の沿革に先ち歐洲に於ける警察なる實義に付其變遷を述ぶるは蓋し無益の業にあらざるべきを信ず。（中略）

竊つて我國に於ける現時の警察制度を通覽するに概ね基礎を歐洲の警察に採り之に準據したるもの多く警察なる名稱は維新後に至り始めて之を唱道せられたり、古に於ては警察なる名稱は固より未だ之れなしと雖も歴史に遡り事實に徴しこれを研究するときは其始にありては武人をして警察の任務を執らしめたるが如し、物部、大伴部、久米部、佐伯等の武士が武事を掌り或は内外の警衛を爲し、或は巡察して罪人を捕縛し非違を糺彈する等凡て警罪の執行に任せり、由是觀之に此時代に於ては警察は全く軍人と混同せしものと謂ふべく次で 孝徳天皇の所謂大化の革新に依り専ら隋唐の制度に模倣して官職の制を定め衛門府左右衛士府、左右兵衛府をして首として皇宮の警衛を掌らしむこれを稱して五衛府と謂ふ、後改めて左右衛門府左右近衛府、左右兵衛府となし六衛府と稱す、其他彈正臺は風俗を肅正し内外の非違を糺彈する等均しく警察事務を執行せり。 聖武天皇の時始めて諸道に鎮撫使を置き諸國の兇徒を搜索逮捕して盜賊妖言を糺斷し一面地方政務を偵察せしむ、其他按撫使巡察使をして地方政務の成績を偵察せしむ、而して奈良朝に及び一時軍國の制を廢止し健兒其他押領使、追捕使等を設置し以て警察事務を執行せしむも實蹟を擧ぐるを得ず、 嵯峨天皇の御宇に至り檢非違使を置き追捕糾斷訴訟等悉く其職司に屬せしむ、是に於てか其職權愈擴張し其勢益々盛大なりしも延喜以後に至りては亦有名無實の官職たるに至れり鎌倉時代に至り源頼朝天下の實權を掌握し諸國に追捕使を置き自ら總追捕使として之が長たり、其他問注所を置き衆庶の訴訟を聽きて之を裁決し、侍を置きて將士を指揮し専ら警衛の任に當らしめ、守備、警固、追捕等悉く其臨權に屬す。又（中略）地方には鎮西奉行、九州探題、中國探題、奥州總奉行蝦夷代官、守護地頭等ありて皆警察事務を管掌せり。 戰國時代に至り足利氏は總て鎌倉幕府の制に模倣し問注所、侍所、其他地方の職司に至る迄悉く其跡を存し（中略）應仁の亂以後は所謂群雄割據の時代にして織田豊臣等兵馬倥傯の間に奔走し、職制に見るべきもの尠し。 徳川時代には諸般の文物比較的に完備し警察制度の如きも大に其面目を改むるに至れり。而して行政警察は北條時代に起因し司法警察は唐の六典に基き明律を參照し其他舊來の慣例を斟酌して其制を定めしものゝ如し。 徳川時代に於て警察の最も重要なる職司は大目付にして老中の耳目となり萬石以上の大名を監視し諸規則を管理

し訴訟の冤枉を伸へ其他老中以下諸役人の非違を偵察監視せり。

次で目付にして若年寄の耳目となり萬石以下の旗本と稱する者の非違非禮を匡し且秘密を探究偵知す。

又町奉行なる者あり老中の配下に屬し江戸府内の行政司法及警察等總ての事務を司れり、其配下に與力、同心、

町年寄、町役人、番人、名主、年寄、五人組、書役、牢屋同心、牢屋番人等あり（地方に於ても亦江戸の例に倣

ふ）——小濱松次郎氏警察行政要義

明治維新後の警察に至りては以下の各款に於て述ぶるを便とするを以て茲に之を略し以下關係の古記録を載録して參考に供することとした。

太政官第四百號 明治四年八月十日

官制等級左ノ通御政定被仰出

例 言

一、太政官是ヲ本官トシ諸省之ヲ分官トス寮司ハ官省ノ支官タリ寮三等司二等官省寮司ヲ論セル各務分課スル所アル者はヲ局ト名ツク局ノ大小ハ各其官省ノ適宜ニ任ス

（註）十年太政官第三號達ヲ以テ各省中諸寮ヲ廢シ十八年同第六十九號達ニ依リ太政官削減

一、従前ノ官位相當ヲ廢シ更ニ官等十五ヲ立ツ三等以上ヲ勅任トシ七等以上ヲ奏任トシ八等以下ヲ判任トス但シ武官ハ四等以上ヲ勅任トス武官官制ハ別ニ載ス

（註）十年太政官第三號達ヲ以テ改正四年七月兵部省第五七號ヲ以テ兵部職員例ヲ定ム

一、太政大臣左右大臣參議ノ三職ハ天皇ヲ輔翼スルノ重官ニシテ諸省長官ノ上タリ故ニ等ヲ設ケス

（註）五年太政官第十六號ヲ以テ三職ヲ一等官ト爲ス

一、監察使布政使等ノ如キハ常ニ之ヲ置カス臨時選任ノ官トス

一、少輔少丞ノ二官其置ト置サルハ適宜ニ任ス

（註）十年太政官第三號及第六十三號達十八年同第六十九達ニ依リ消滅

一、事務ノ繁劇ニヨリ臨時員外ノ官ヲ置カサルヲ得ス員外官ハ幾等出任ヲ以テ之ヲ命ス

（註）前項ニ同シ

一、皇太后宮職皇后宮職春宮坊集議院留守官開拓使府縣等ノ如キハ追テ改定マテ官名等級従前ニヨルヘシ

（註）第四百三十八號ヲ以テ留守官廢止第五百六十號ヲ以テ府縣官制ヲ定メ五年太政官第十六號ヲ以テ職坊廢止開拓使官等改正

六年同第二百二十八號ヲ以テ集議院廢止五年太政官第十六號ヲ以テ官等改正

（以下三職ヨリ十五等官迄登載ヲ略ス）

太政官達第七號 明治十年一月十六日

東京府下警察事務ノ儀ニ付別紙ノ通同府へ相達候條爲心得

其府下警察事務ノ儀ハ内務省大警視ヲシテ直管執行セシメ候條此旨相達候事

但大警視ハ其直管執行ノ事務上ニ就テハ特ニ各省使長官ノ命ヲ奉シ又其場合ニ於テハ司法警察ノ事務ヲ兼行候事

明治十年一月十九日内務省乙第二號ヲ以テ警視局ヲ新設シ警保局ヲ廢止ス

官 等 及 月 給

（明治十三年七月 東京神田弘會社版 民間至寶）

左	右	大	臣	金六百圓
議	長	參	議	副總裁
副	長	議	長	副議長
卿	大	將	判	事
				幹事
				長官
				議官

一 等

太政大臣

金八百圓

二 等

第一節 我國警察制度の變遷

第一章 總 說

大輔 中將 全權公使 判事 尙侍 次官

三等 金參百圓

賞勳局副長官、調查局長、講官、少輔、大警視、少將、警督長、軍醫總監、辦理公使、判事、檢察長、檢察、侍補、一等侍講、一等侍醫、皇太后宮太夫、皇后太夫、式部頭

四 等

大書記官、監事、一等編修官、中警視、大技長、大佐、監督、軍醫監、藥劑官、大醫監、大秘史、主計大監、機關大監、技監、總領事、判事、檢察、三等侍講、二等侍醫、亮、典侍、式部權頭、一等掌典、知事、令

五 等

金百五十圓

權大書記官、一等秘書官、二等編修官、權中警視、大技師、少技長、中佐、一等副監督、一等司契、一等軍醫正、一等藥劑正、大匠司、判事長、中警監、中秘史、主計中監、機關中監、一等書記官、判事、檢察、三等侍講、三等侍醫、權典侍、式部助、二等掌典、權知事、權令

六 等

金百圓

少書記官、二等秘書官、三等編修官、少警視、中技師、少佐、評事、二等副監督、軍吏正、二等軍醫正、二等藥劑正、馬醫監、中匠司、少醫監、少秘史、主計少監、機關少監、領事二等書記

八

官、判事、檢察、四等侍醫、掌侍、式部、權助、三等掌典、府縣、大書記官

七 等

金八十圓

權少書記官、四等編修官、權少警視、少技師、權少技長、大尉、權評事、監督補、司契副軍吏、軍醫、判官、馬醫、少匠司、大軍醫、大秘書、大主計、大機關士、三等書記官、判事、檢察、五等侍醫、侍從、四等掌典、權掌侍、府縣少書記官

八 等

金六十圓

一等屬、一等掌記、一等書記生、大警視補、一等警視屬、一等技手、中尉、大主理、軍吏副、軍醫副、大帥、一等師、一等主理、中軍醫、中秘書、中主計、中機關士、副領事、判事補、檢察員、一級掌典、一級取者、命婦、一等警部

九 等

金五十圓

二等屬、二等掌記、二等書記書、二等警視補、二等警視屬、二等技手、少尉、中主理、軍吏補、軍醫補、判官補、馬醫補、中師、少軍醫、少秘書、少主計、二等師、二等主理、少機關士、判事補、檢察、侍從試補、二級掌典補、二級取者、權命婦、二等警部

十 等

金四十五圓

三等屬、三等掌記、三等書記生、大警部、三等警視屬、三等技

十五 等

金貳拾圓

八等屬、八等掌記、八等書記生、權少警部、八等警視屬、八等技手、三等工長、二等書記、判事補、檢察補、八等掌典補、四等伶人、權內掌典、八等警部

十六 等

金十五圓

九等屬、大舍人、一等繕寫、九等書記、警部補、九等警視屬、九等技手、一等捕部四等工長、四等書記、九等掌典補、五等伶人九等警部

十七 等

金十二圓

十等屬、二等膳寫、十等書記生、警部試補、十等警視屬、十等技手、二等捕部、五等工長、五等書記、十級掌典補、六等伶人十等警部

等外一等 一等巡查

金十圓

等外二等 二等巡查

金八圓

等外三等 三等巡查

金七圓

等外四等 四等巡查

金六圓

但シ巡查月給ハ金十圓以下適宜ニ定ムルヲ得

月給官等ニ照準セサルモノ左ニ掲ク

賞勳局長、同副長官、同議定官法制局長

以下勤任官ヨリ兼務

手、少尉試補、少主理、軍吏試補、軍醫試補、上等護監、樂長、少師、少尉補、掌砲上長、水兵上長、木工上長、軍醫副、秘書副、機關士副、三等師、三等主理、判事補、檢察補、醫員、三級掌典補、三等取者、三等警部

十一 等

金四拾圓

四等屬、四等掌記、四等書記生、權大警部、四等警視屬、四等技手、大錄事、四等師、四等主理、判事補、檢察補、四等取者、四等警部

十二 等

金三十五圓

五等屬、五等掌記、五等書記生、中警部、五等警視屬、五等技手、中錄事、五等師、五等主理、判事補、檢察補、醫員、五級掌典補、一等伶人、五等取者、女孺、五等警部

十三 等

金三十四圓

六等屬、六等掌記、六等書記生、權中警部、六等警視屬、六等技手、少錄事、一等工長、一等書記、判事補、檢察補、六級掌典補、二等伶人、六等取者、權女孺、六等警部

十四 等

金二十五圓

七等屬、七等掌記、七等書記生、少警部、七等警視屬、七等技手、二等工長、二等書記、判事補、檢察補、雜掌、七級掌典補、三等伶人、內掌典、筆生、七等警部

第一節 我國警察制度の變遷

太政官達第六十號 明治十三年十二月二日
各省使職制并事務章程別冊ノ通改定候

(別冊) (拔萃)
内務省職制并事務章程

内務省ハ國內安寧人民保護ノ事務ヲ管理スルノ所ニシテ左ノ諸局各其主務ヲ幹理ス

内 局	警視局	勸農局	驛遞局	地理局	戶籍局	社寺局	土木局	衛生局	圖書局
博物館	會計局	庶務局	取調局	山林局	監獄局				

職制

卿 一人

- 一 部下ノ官員ヲ統率シテ主管百般ノ事務ヲ總理ス
- 一 部下ノ官員并ニ神官及教導職ノ進退黜陟ハ奏任以上ハ之ヲ具狀シ判任以下ハ之ヲ專行ス
- 一 主管ノ事務ニ付法律命令ヲ設ケ又ハ其補正ヲ要スルコトアル時ハ其意見ヲ奏請スルコトヲ得
- 一 施行ノ主任アル法案ニ付テハ元老院ノ議席ニ列シ其利害ヲ辯論スルコトヲ得

大 輔

卿ノ職掌ヲ輔ク

卿事故アルトキハ其代理タルコトヲ得

少 輔

掌大輔ニ亞ク

大 書 記 官

權大書記官

少 書 記 官

權少書記官

卿ノ命ヲ受ケ各其主務ヲ幹ス

- 一等屬 二等屬 三等屬 四等屬 五等屬 六等屬 七等屬 八等屬 九等屬 十等屬

各庶務ニ從事ス

事務章程

主管ノ事務左ニ列記スル者ハ卿其意見ヲ申奏シ裁下ヲ經テ然後施行ス其他ハ卿之ヲ專行スルコトヲ得

但其施行ニ付テハ卿皆其責ニ任ス

第一條 行政警察ノ事務ヲ變更スル事

第二條 主管ノ事務ニ付部下ノ官吏ヲ外國ニ派遣スル事

第三條 各局ヲ廢置シ及ヒ局長ヲ命シ又ハ之ヲ免スル事

第四條 各局ノ處務規程ヲ定ムル事

第五條 主管ノ事務ニ付布達スル事

第六條 外國人ヲ備入レ又ハ之ヲ解僱スル事

第七條 新ニ事ヲ創メ又ハ舊規ヲ變更スル事

明治十三年十二月廿八日太政官達第六十七號前掲職制中左ノ通追加セラレ

職制中卿職掌第一項

部下ノ官員ヲ統率シテノ(テ)ノ字ヲ削リ(兼テ府知事縣令ヲ監督シ)ノ十一字ヲ加フ

同第二項

專行スノ(ス)ヲ(シ)ニ作リ(兼テ地方官奏任ノ進退黜陟ニ關シ其意見ヲ上陳スルコトヲ得)ノ二十七字ヲ加フ

第一節 我國警察制度の變遷

第一章 總 說

太政官達第一號 明治十四年一月十四日

東京府下ニ警視廳ヲ置キ官等俸給別表ノ通定ム

(別表ハ待遇ノ部ニ譲リ茲ニ省略ス)

太政官達第二號 明治十四年一月十四日

内務省中警視官ヲ廢シ警視局ヲ警保局ト改稱候

太政官達第六十九號 明治十八年十二月二十二日

今般太政大臣左右大臣參議各省卿ノ職制ヲ廢シ更ニ内閣總理大臣及宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、農商務、通信ノ諸大臣ヲ置ク

内閣總理大臣及外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、農商務、通信ノ諸大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス

(内閣ノ組織ヲ改ムルノ詔勅)

朕惟フニ經國ノ要ハ官其制ヲ定メテ機關各其所ヲ得ルニ在リ内閣ハ萬機親裁專ラ統一簡捷ヲ要スヘシ今其組織ヲ改メ諸大臣ヲシテ各其重責ニ當ラシメ統フルニ内閣總理大臣ヲ以テシ從前各省太政官ニ隸屬シ上申下行經由繁複ナルノ弊ヲ免レシム乃各部ニ至テハ官守ヲ明カニシ以テ濫弊ヲ除キ選叙ヲ精クシ以テ才能ヲ待チ繁文ヲ省キ以テ淹滯ヲ通シ冗費ヲ節シ以テ急要ヲ舉ケ規律ヲ嚴ニシ以テ官記ヲ肅ニシ徐クニ以テ施政ノ整理ヲ圖ラントス是レ朕カ諸大臣ニ望ム所ナリ中興ノ政一タヒハ進ミ一タヒハ退クヘカラス華ヲ去リ實ヲ務メ綱舉リ目張リ永遠繼クヘカシム諸臣夫レ各朕カ意ヲ體シテ奉行スル所アレ

明治十八年十二月二十三日

奉 勅

内閣總理大臣伯爵 伊藤 博文

第二十三號

右布告ス
布告布達ノ儀自今官報ニ登載スルヲ以テ公式トシ別ニ配布セス

昭和十八年十二月二十八日

内閣總理大臣伯爵 伊藤 博文

内務省官制沿革要領

明治六年十一月第三百七十五號布告ヲ以テ内務省ヲ置ク ○七年一月第一號布告ヲ以テ内務省中勸業警保戶籍驛遞土木地理ノ六寮及測量司ヲ置ク ○同年八月測量司ヲ廢シ其事務ヲ地理寮ニ付ス ○八年六月第百十二號布告ヲ以テ文部省管理衛生准測ノ事務ヲ内務省ノ管理ニ付ス ○同年九月第百四十七號布告ヲ以テ内務省中圖書寮ヲ置ク ○同年十一月第百七十七號布告ヲ以テ驛遞寮ヲ一等警保寮ヲ二等ニ改ム ○同年十二月第百二十七號布告ヲ以テ十一月二十五日内務省職制章程改正ノ旨ヲ達ス ○九年四月第五十一號布告ヲ以テ戶籍警保圖書三寮ヲ廢ス ○十年一月第四號布告ヲ以テ教部省東京警視廳ヲ廢シ其事務省ニ付ス ○同月第三號達ヲ以テ各省中諸寮ヲ廢シ其事務ハ各省長官適宜ニ局ヲ置キ取扱ハシム ○同月第七號達ヲ以テ東京府警察事務ハ内務省大警視ヲシテ直轄執行セシム ○同月第十五號達ヲ以テ内務省中警視官ヲ置ク ○十年十一月第八十三號達ヲ以テ警部ノ官等ヲ改ム ○十一年四月第十二號達ヲ以テ警視局大警視以下ヲ廢シ更ニ警視以下ヲ置ク ○同年九月内務省乙第五十九號達ヲ以テ取調局ヲ訪置ス ○十二年四月第十七號達ヲ以テ東京府下小泉村ニ集治監ヲ置キ獄司以下ヲ置キ内務省ニ直轄セシム ○同年七月乙第三十八號省達ヲ以テ監獄局ヲ置ク ○同月二十二日達ヲ以テ内務省中ニ中央衛生會ヲ開設ス ○同年十二月第五十號達ヲ以テ中央衛生會職制事務章程ヲ定ム ○十三年四月第二十七號達ヲ以テ中央衛生會職制ヲ改正ス ○同年十二月六十號達ヲ以テ内務省職制並事務章程ヲ改正ス ○同月第六十七號達ヲ以テ前令中追加ス ○十四年一月第一號達ヲ以テ内務省中警視官ヲ廢シ警視局ヲ警保局ト改稱ス ○同年三月第十四號達ヲ以テ集治監獄司以下ノ官等俸給ヲ改定ス ○同月第十九號達ヲ以テ集治監職制ヲ定ム ○同月第二十六號

第一節 我國警察制度の變遷

ヲ以テ農商務省設置ニ付内務省中ノ諸局管理善並廢止等ノ旨ヲ達ス、○同年八月第七十號達ヲ以テ開拓使管下石狩國樺戸郡ヘ已決監ヲ設置シ樺戸集治監ト稱シ内務省ノ直轄トス、○十五年六月第三十六號ヲ以テ札幌縣下市來知村ヘ空知集治監ヲ訪ケ内務省ニ直轄セシム、○十七年一月内務省乙第五號達ヲ以テ取調局ヲ廢ス、○同年七月第六十二號達ヲ以テ兵庫縣下兵庫ニ假留監ヲ設置シ内務省ノ直轄トシ東京宮城三池ノ集治監中ニ假留監ヲ附設ス、○十八年十二月達第六十九號ヲ以テ諸省卿ノ職制ヲ廢シ諸省大臣ヲ總理大臣諸省大臣ヲ以テ内閣ヲ組織ス、○十九年二月勅令第二號ヲ以テ内務省官制ヲ頒ツ、○十九年十一月勅令第六十九號ヲ以テ中央衛生會官制ヲ定ム、○二十年六月第十七號勅令ヲ以テ衛生試驗所官制ヲ定ム、○二十一年二月勅令第八十二號ヲ以テ内務省官制第二十四條第二十七條ヲ改正ス

勅令第二號 (各省官制ノ内) 明治十九年二月二十六日

内務省官制 (抜萃)

- 第一條 内務大臣ハ地方行政、警察、監獄、土木、衛生、地理、社寺、出版、版權、戸籍、賑恤、救済ニ關スル事務ヲ管理シ中央衛生會、警視總監及地方長官ヲ監督ス
- 第二條 内務大臣官房ニ秘書官二人ヲ置ク
- 第三條 内務省總務局ニ書記官五人ヲ置キ通則ニ掲クルモノ、外戸籍課及圖書課ヲ置ク
- 第四條 戸籍課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 四、恩給ニ關スル事項
- 五、奇特者賞與ニ關スル事項
- 第五條 圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、圖書ノ出版及版權ニ關スル事項
- 二、圖書保存ノ事
- 三、外國文書翻譯ノ事
- 第六條 内務省參事官ハ八人ヲ以テ定員トス
- 第七條 内務省ニ監獄巡閱官ヲ置キ參事官ヲ以テ之ヲ兼ネシメ監獄巡察ノ事ニ從ハシム
- 第八條 内務省中左ノ諸局ヲ置ク
- 縣治局 警保局 土木局 衛生局 地理局
- 社寺局 會計局
- 第九條 (略) 縣治局ニ關スル
- 第十條 (略) 府縣課ニ關スル
- 第十一條 郡區課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

五、行旅旅病人及行倒人ニ關スル事項

- 第十二條 (略)
- 第十三條 警保局ニ警務課保安課及監獄課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム
- 第十四條 警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、行政警察ニ關スル事項
- 二、警察ニ關スル府縣ノ成規及其施行ニ關スル事項
- 三、警察官吏ノ職務ニ關スル事項
- 四、警察署ニ關スル事項
- 五、警察費ニ關スル事項
- 六、警察上ノ褒賞及吊祭扶助療治料給與ニ關スル事項
- 第十五條 保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、新聞紙、雜誌、雜報等ノ檢閲並發行ニ關スル事項
- 二、政治風俗ニ關スル圖書檢閲ノ事
- 三、政治ニ關スル結社集會ノ事項
- 第十六條 監獄課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル (略)
- 第十七條 (土木局ニ關スル事略)
- 第十八條 (治水課ニ關スル事略)
- 第十九條 (道路課ニ關スル事略)
- 第二十條 (計算課ニ關スル事略)
- 第二十一條 衛生局ニ衛生課及醫務課ヲ置キ其事務ヲ分掌セシム

第二十二條 衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一、傳染病地方病豫防ニ關スル事項
- 二、檢疫停船規則施行ニ關スル事項
- 三、住所飲食並職業ニ關スル公衆衛生ノ事項
- 四、種痘及檢微ニ關スル事項
- 五、人體ノ衛生ニ關スル獸畜病豫防ノ事項
- 六、地方衛生會ニ關スル事項
- 七、貧民施療ニ關スル事項
- 第二十三條 醫務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一、醫師、藥劑師、產婆ニ關スル事項
- 二、地方病院ニ關スル事項
- 三、藥品並賣藥取締ニ關スル事項
- 四、屍體解剖ニ關スル事項
- 五、鑛泉取締ニ關スル事項
- 第二十四條 (地理局ノ事略)
- 第二十五條 (地籍課ノ事略)
- 第二十六條 (地誌課ノ事略)
- 第二十七條 (氣象課ノ事略)
- 第二十八條 (社寺局ノ事略)
- 第二十九條 (神社課ノ事略)
- 第三十條 (寺院課ノ事略)
- 第三十一條 (會計局ノ事略)

松井茂博士警察讀本の一節

運 査 の 沿 章

第一節 我國警察制度の變遷

警察は先に述べたる如く其の初めは軍隊と、其の後は司法と混同し、後に愈々内務省系統に屬すると云ふ沿革を辿つて來たが、これは何れの國でも同様である。即ち我國に於ても徳川時代は姑く措き、明治元年四月官軍江戸入城の折には、市中取締の爲めに各藩の兵をして巡察せしめ、又同年始めて東京府が創設せられた時は、市中には盜賊横行して良民を傷害すること甚しかつたので太政官は東京府に府兵を置いて、其の指揮を兵部省に請ひ、兵部省は藩兵の中から優秀な者を選抜して、之を東京に移して警察の任に當らしめた、明治三年「府兵」の名稱を「取締」と改め同四年新に「邏卒」三千人を置いた。邏卒はポリスの事であり、當時薩摩は其の發起者であつて勢力を有して居つたので、二千人を其の中から選抜し、一千人は他の府縣から召集した。

明治五年川路利良氏は、命を奉じて歐洲に航し、警察制度を調査したが、翌年九月歸京して政府に建言した結果、明治六年十一月内務省が建設せられ、又明治七年一月巴里の例に倣ひ初めて警察廳が設置せらるゝこととなつた。又是より先、從來警察は軍隊に屬して居つたのが、明治五年司法省に警察寮が設けられ、之と同時に番人を置いたので巡察と邏卒と番人の三者が此處に並立して居つた。而して番人は民設であり、巡察は番人十人毎に之を設け、經費は何れも民給であるのに反して邏卒は官給である。又邏卒は通常之をポリスと稱したものである。内務省の新設と共に邏卒も巡察も番人も悉く警察廳に屬したが、明治七年二月「邏卒」を改めて「巡查」と名づけ、又番人を廢し、巡察なる名稱に統一した。是より先巡察の名稱は元治元年幕府の巡察規則等公文の上にも用ひられたが、之が語源より邏卒、巡察も生じ來つたものであつて、巡察とは巡察の意である。單に巡回するのではなく巡察するの意である。

以上は東京警察の狀況であるが、各府縣では明治八年に邏卒が設けられたものである。殊に同年行政警察規則が發布せられ、始めて全國統一の姿となり、又明治八年の最初の地方官會議に於て、第一の問題は地方警察費であつた。更に又地方官會議の結果八年十月邏卒は悉く巡察と改稱された。西南の役等、國內は騷擾を極めたので、茲に初めて巡察は兵器を所持することとなつた。又巡察は地方官々制第四十二條に依つて判任待遇となつて居り、行政警察規則中には巡察心得の件が規定され、其の他内務省は種々の訓令に依つて、巡察の配置及び勤務規則、巡察採用規則等を發し、又勅令としては巡察給與令、近くは又巡察の身分保障令及び懲戒令等が規定せらるゝに至つたのである。

「警察」の使ひ初め

警察に對して、親しみを感ずる人々に、嫌惡の念を抱く人々とがある。恰も、親の仇に對するやうに憎みを持つ人々に對しては「警察」といふ文字が、何時頃から使ひ初められたかは問題でない。しかし、親しみを感ずる人々にとつては、興味がないでもない。

世の中の安寧を保全することは、何と云ふ言葉で云ひ表はしてよいか、と明治初年の先覺者も首を捻つたらしい。舊幕時代から使ひ來つた「警護」といふ言葉では新しい人々が逆も満足しない。

「警護」は目的ではない、安寧を保全する爲の手段にすぎない。「警護」して安寧を保全するのだから、「警保」と云ふ文字が適當であらうと考へた結果が明治五年司法省の分課規程改正となり八月廿八日「警保寮」を置かれるに至つた。取締組が邏卒と改稱せられた年である。その年十月十九日には例の警察職制といふ近代警察職制が作られた。頭は司法大臣兼大檢事五位島本伸道であつて、助には従六位川路利良即ち我が川路大警視が顔を出してゐる。頭は本省卿輔の指揮を受け全國「警保」の事を管轄……ところ職制に謂ふて居る。

明治五年九月警保制度視察の爲め、司法卿江藤新平、警保助川路利良が渡歐することになつたが、江藤の派遣は沙汰やみになつて、川路のみが洋行した。翌六年九月川路は、所謂新しい所をうんと頭に詰め込んで歸朝した。そして、あの有名な警察制度に關する建議を時の警保頭島本伸道に提出した。その建議の冒頭に「夫レ警察ハ國家平常ノ治療ナリ」と、こう大きく出でゐる。當時先覺者が使つてゐた、「警保」の文字に慄らず大膽に——夫レ警察ハ——と「警察」と云つて退けて居る。洋行歸りのハイカラが、「警察」と公然云ひ出したのだから、忽ち當時の有象無象が「警察」に共鳴した。尤も、其の以前の「警寮」と云ふ言葉を使つた人があると云ひ傳へられて居るが、どうも明瞭でない、縦へあつたとしても、此の川路の建議書によつて「警察」と云ふ文字が要路の人々の頭へ喰ひ込んだことは否定出來ぬ。

越へて明治七年一月に東京警察廳が創設せられた。その職制並事務章程第一章中、長の所で——東京「警保」ノ事務ヲ總提シ——と矢張り「警保」の文字を使つてゐるが第二章には——第一警保ノ大趣旨ハ人民ノ凶害ヲ豫防シ世ノ安寧ヲ保全スルニ在リ之ヲ行政「警察」ノ官トナス——と規程中に「警察」の文字を明確に掲げるようになった。翌八年には、お馴染の「行政警察規則」が發布され「警察」と云ふ言葉が人々に膾炙するようになった。 (鳥越勲二著警察夜話)

地方警察議問

○明治初年の警察制度

明治八年六月二十日、淺草本願寺を假議院として、第一回地方官會議が開會せられた。當時の地方官會議は今日のそれと異り、後の國會開催の準備として舉行せられたもので、八年四月の詔書に「地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト共ニ其慶ニ賴ント欲ス」とあるに基くものである。されば開院式當日は、明治天皇親しく行幸仰出されて勅語を賜ひ、東伏見、山階、伏見の三宮殿下を始め、三條太政大臣、大久保利通、大木喬任、寺島宗則、伊藤博文、板垣退助等の諸參議其の他文武の諸官之に陪し、空前の盛儀であつた。議長は參議木戸孝允之を拜命し、東京府知事大久保一翁始め六十二名の縣令其は其の代理官が、六月二十日の開院式から七月十七日の閉院式に至るまで熱心に討論審議を重ねた。此の會議に御下問になつた事項は第一地方警察議問、第二道路橋梁議案、第三河港道路修築規則、第四堤防法案、第五地方民會府縣會並區會法案の五項目であつたが、其の第一地方警察議問について簡単に紹介して見たい。此の記事はすべて當時政府

の刊行にかゝる地方官會議日誌に據るもので、同日誌は吉野博士等編纂明治文化全集憲政篇に收められてある。(土屋正三著警察夜話)

先づ議問並に議案の全文を掲げやう。

地方警察議問

第一條

人民ノ保護ヲ要スル警察ノ設置ヲ嚴密ニセザルベカラズ。之ヲ嚴密ニセムト欲スル、費用之金額ヲ増加セザルベカラズ。今之ヲ増加スルニ方テ、其幾分ヲ官費トシ其幾分ヲ民費ト定ムベキカ、其區分如何

第二條

既ニ費用支出ノ區分ヲ決定セバ、官吏選卒ノ配置法ヲ定メザル可ラズ。之ヲ定ムルニ方テ土地反別ヲ以テ定ムベキ歟將タ戸口ノ割合ニ仍テ定ムベキ歟如何

第三條

既ニ選卒配置ノ法ヲ決定セバ選卒召集ノ規則ヲ定メザルベカラズ。其規則如何。地方警察議問ニ付議案

第一條

警察費ノ金額タル、明治七年ノ概計ヲ按ズルニ、一歲中耗ス所八十三萬圓トス(東京府)其内官費民費ノ區分ヲ按ズルニ、三十八萬圓餘ヲ官費トシ四十三萬圓餘ヲ民費トス。今警察ヲ嚴密ニセムトシ、其設置スベキ官吏以下選卒、月給被服、及出張所屯所分屯所、其他件々ノ費用ヲ概算スルニ前年ノ數倍ニ至ルベシ。惟フニ此金額、前年ノ比例ヲ以テ民費ニ賦セムトスルトキハ、恐ラクハ民費ノ堪ル所ニ有ラザラン。依テ今假令ハ、一縣ノ警察費三萬圓トシ、此金額三分ノ二、二萬圓ヲ官費トシ、三分一、一萬圓ヲ民費ト爲スベシ。

第二條

警察係官員以下選卒ノ員數ハ、地方ノ實況ニ由リ、之ヲ定ム可シト雖、大凡其數ヲ定メザルベカラズ。就テハ京阪兩府内及神奈川兵庫長崎三港内ヲ除キ、其他ノ地方ニ於テハ人口凡十萬ヲ以テ一出張所ノ區域トナシ、官員一人選卒五十人ヲ置キ、該區中又七屯所八分屯所ヲ置テ派出交番セシム。外ニ本廳ニ官員二人ヲ置キ管内ノ警察事務ヲ總ルモノトス可シ。

第三條

選卒ハ品行方正ニシテ身體強健ノ者ニ非レバ其職ニ任ジ難シ之ヲ召集スルニ規律ヲ以テセザレバ濫擧ノ弊ヲ免レズ。因テ左ノ如ク合格表ヲ以テ召集ス可シ。

召集合格表

第一節 我國警察制度の變遷

一、年齢二十五歳ヨリ四十五歳迄ノ者

二、強壯ニシテ身ノ丈ケ五尺以上ノ者

三、普通讀書差問無キ者

四、三ヶ年勤続差支無キ者

五、徵毒又ハ痲疾ノ患無キ者

六、性質温厚耐忍ニシテ酒癖無キ者

七、身元正シク保證人二名以上有ル者

八、嘗テ破廉耻及贓罪等犯セシ事、之レ無キ者

今日の用語を以てすれば、議問は即ち諮問に當り、議案は諮問の説明にして且原案を兼ねるものであらうか？此の議問議案は六月二十二日、二十三日の兩日午前午後に亘つて討議を重ねて中島信行(神奈川)、楠本正隆(新潟)、神田孝平(兵庫)、藤村紫朗(山梨)、横村正直(京都代理)の五氏が選舉せられ、三十日神田孝平氏座長となつて總小會議を開き、左の答議を得て議長に呈した。

御垂問ノ議案ニ付答議

第一條

警察費全額三分ノ二ヲ官費トシ、三分ノ一ヲ民費トシ官費ハ人口ニ依テ各地方ニ割渡シ、民費ノ分ハ地方人民ノ貧富ヲ量リ適宜處分スベシ。

第二條

三府三港(神奈川、兵庫、長崎)ヲ除キ、其他ノ地方ハ人員凡十萬ヲ一出張所ノ區域トナシ、判任官二人選卒五十人ヲ目的トナスト

踏モ、地勢ニヨリテハ一區内ノ人員多少ナキヲ得ズ。又七屯所八分屯モ、大綱目規前ハ矢張原案ノ通り存シ置ト雖モ、是亦地形ニヨリ増減適宜タルベシ。本廳ノ官員ハ、十萬口ニ付二人、其以上ハ十萬口ニ付一人宛ヲ増ス、尤其額ヲ超ル事無クハ等内官ノ金額ヲ以テ等外吏ニ換用スルモ適宜タル可シ。

警察課按答議附錄

警察配置方法

- 第一條 各縣ニ警察課ヲ置キ、判任二名(内一名)ヲ本廳詰トシ、管内警察ノ事務ヲ總ベシム。但右判任官ハ人口十萬ニ當ル員ニシテ、此他十萬口毎一名ヲ増加スルヲ得ベシ。尤等級ヲ混合セ増減シ、金額ヲ越ユル事無キハ適宜ニ任ス
- 第二條 管内ヲ數區ニ分チ、人口凡十萬ヲ以テ一區域ト定ム
- 第三條 每區各一出張所ヲ置クベシ
- 第四條 一區内ニ七屯所八分屯所ヲ設クベシ
- 第五條 一區内ニ凡五十名ノ選卒ヲ置クベシ
- 第六條 一出張所ニ警察課官員二名ヲ置キ、該區ノ選卒ヲ管轄セシム
- 但右官員ノ組合ハ第一條ニ同ジ
- 第七條 選卒ヲ四等ニ分チ、各屯所ニ分布ス但月給ハ一等八圓二等七圓三等六圓四等五圓トス
- 第八條 屯所ハ一等選卒ヲ長トシ、分屯所ハ二等選卒ヲ長トス

第九條 右ノ通區域ヲ分チ受持ヲ異ニシ、或ハ縣ヲ異ニスルモ、各區各屯所互ニ聲息ヲ通ジ、緩急相應シ行事敏捷ナルヲ要ス

第十條 服制ハ警視廳ニ倣ヒ、該縣ノ印アルベシ

右出張所屯所分屯所及選卒ノ員數月給等ハ、土地ノ景況ニ依リ地方官ノ適宜ニ任スト雖モ、大要前條ヲ以テ目的トスベシ

選卒召募法

選卒ハ品行方正ニシテ身體強健ノ者ニ非レバ其職ニ任ジ難シ。故ニ召募ノ方法ヲ定ル左ノ如シ

- 一、年齡二十歳ヨリ四十五歳迄
- 二、普通讀書差支ナキモノ
- 三、二ヶ年以上勤続差支ナキモノ
- 四、惡疾ナキモノ
- 五、性質耐忍ニシテ酒癖等ナキモノ
- 六、保證人アルモノ
- 七、破廉耻及贓罪等犯セシ事ナキモノ

右ハ大綱ヲ舉ルノミ。其取捨折衷ハ地方官ノ自由タルベシ。

官費分配法

全國人口三千三百一十一萬〇八百二十五人アリ。此内ヨリ三府三港内北海道琉球藩ノ人口百七十一萬五千〇七十三人ヲ引キ残り三千三百三十九萬五千七百五十二人アリ。之ヲ分配計算ノ起原トス。

議按第二條人口十萬ニ選卒五十人ヲ置キ、一出張所ノ區域ト

ナスノ見積ニ從ヒ、右人口ニ選卒ヲ割當ルトキハ、選卒ノ數一萬五千六百九十八人餘トナルナリ。選卒費用ハ出張所屯所其他警察關係ノ諸雜費ヲ合算シ、一人一ヶ年分凡金百九十四圓四十錢ニ當レリ。前ノ一萬五千六百九十八人分ヲ總計スレバ、凡金三百〇五萬六千六百九十一圓二十錢トナルナリ。

議按第一條三分二官費三分一民費ノ割合ニ從ヒ、右總金高ヲ分割スレバ、官費ノ分凡金二百〇三萬四千四百六十圓八十錢ナリ。

第一條

第一條 警察費ノ負擔を官費即國費とすべきや、はたまた民費即地方費とすべきやについては、最議論が盛であつた。日誌によれば「甲畢レバ乙起チ、乙畢レバ丙起ツ、陸續トシテ己マズ」とある。但し「議員中ニ一言ヲ發セザル者」もあつたとあるから面白い。官費のみを以てすべしとの説は少數で敗れた。官費民費兩者の負擔にすべしとの議論は民費の負擔重きに失し堪え難きものありとの地方財政輕減論の外に、警察の性質上官民兩者の負擔すべきものなりとの説があるのは注意を要する。其の一は警察費の一部を民費を以て負擔せしむる事は、警察と人民

との意思疏通を圖る途なりとの説である。神田孝平氏曰く「要スルニ警察ノ課ヲ人民ニ會得セシムルヲ簡要トスルナリ。盡ク官費トスルトキハ、選卒ハ全ク官吏ノ如ク、人民ヲ抑制スルニ至ルベシ。故ニ寧ろ租稅ハ減ズルトモ、警察ノ費ヲ人民ニ出サシメ我雇ヒタル人ト思ハスル第一ナリ」其の二は警察は性質上官の警察と民の警察とあるとの説である。渡邊昇氏曰く「警察ノ事ヲ官民混淆スルハ宜シカラズ。官ハ人民ヲ保護スルノ職ナレバ先ツ官費ヲ以テ保護ノ法ヲ立ツ可シ。又民ニ在ツテハ、己ガ身家ヲ保護スル爲ニ、自ラ費ヲ出シテ警察ノ者ヲ設クベシ。假令バ一縣ニ兩種ノ選卒ヲ置キ、官ノ選卒ハ時ニ從ツテ他郷ニ走ク事モアルベシ、都テ官ノ便宜ニ從ヒ、民ノ選卒ハ必ず本地ニ在テ保護ノ力ヲ盡スベシ」岡崎眞鶴氏曰く「賊民家ニ入ツテ人ヲ殺サバ是官ニ捕フモノニテ官費ニ屬スベキモノノ如シ。鎖鑰ノ嚴ナラザルヲ警ルノ類ハ民自ラ守ルベキ者ニテ民費ニ屬スベキモノノ如シト雖モ、其間髪ヲ容レズ、到底何レヲ官費、何レヲ民費ト定メ難シ」警察行政は國の行政たる半面あると同時に人間相互の自治的警戒たる半面あるとなす思想が、明治八年當時の地方官の殆どすべてが懷抱してゐた事は、警察沿革史上興味ある、又注意すべき一點である。警察と云へば所謂官僚の權化の如く目される事必ずしも少くないが、明治初年の警察は「從來民間ニ番人ト云者アリ。此レ民間ニ雇ヒ置ク者ニシテ、民費ヲ以テ警卒ヲ置クト同ジ。但名ヲ異ニスルノミ」と稱せられたる半面もあつた。警察と云へばことごとく國の警察に外ならない日本今日の警察のみを見た眼で、國の警察と都市の警察

と兩者併立する。例之ドイツのフランクフルト・アム・マインの如き所を見た時は少からず私は奇異の印象を受けたのであつたが、何ぞ聞らむ明治初年には我等の先輩は既に此の種の概念を保持して居つたのである。一部の論者の主張にして何れの日かり實現せられ、知事公選の世の中にもなつたならば、國の警察、地方の警察の問題は、再び地方官會議の議場を賑かす事であらう。結局此の問題は定額三分の二を官費負擔として人口に應じて各府縣に配當し、殘額は地方の民力に應じて適宜支辨すべきものと定められた。是れ今日の警察費連帶支辨金の淵源である。

警察費の總額は明治七年の概計で八十三萬餘圓だとある昭和二年度の豫算によれば地方警察費の總額が七千四百四十九萬二千九百四十七圓、之に警察部長、警視、警部、消防官吏等の俸給並に地方廳用國費機密費の合計二百三十一萬六千四百四十圓と、警保局長以下警保局員の俸給六萬五千七百三十二圓並に警察特別施設費其の他各種の國費負擔警察費の合計百六十圓千八百六十三圓を合する時は、警察費の總額七千八百四十七萬六千九百五十二圓となる。此の外に尙國費の事務費として相當の金額が計上せられてある譯であるから、之を明治七年の概算に對比するに於ては、我が警察費は半世紀にして九十倍乃至百倍に増加した事になる。尤も其の間に於ける物價の變動は約四倍——明治七年東京卸賣物價指數が五五であるのに、昭和二年四月の同上指數は二二五を示す——の騰貴であるから、之を計算に入れても警察費の純膨脹率は約二十倍乃至二十五倍である。更

に運卒一人の費用は明治八年當時に於て約百九十四圓四十錢とせられてあるが、昭和二年豫算に於て運卒一人當經費は平均九百七十一圓であるから、之を前掲物價指數によつて換算すれば寧ろ今日の方がよりよき待遇を受ける事になる。

警察組織に關する議論では第一に問題となつたのは、運卒配當の標準を人口によるべきか土地の廣狹によるべきやの問題である。之には人口によるべしとなすもの、原則として人口により、實際の配付は主務の適宜によるとなすもの、人口に應じ地方の景況に従て配附すべしとなすもの、人口反別を折半すべしとなすもの等の諸説が出たが、結局人口を標準とする事に決定された。即ち原案に従つて、人口十萬を以て一警察署——出張所と云ふ——の管轄とし、之に官員——警部——二名、運卒——巡查五十名を配置する事と決定せられた。即ち巡查一人當の受持人口は二千人であつて、今日郡部定員の最低限と同様である。當時の全國人口三千三百一十一萬〇八百二十五人から三府三港——神奈川、兵庫、長崎——及北海道琉球藩の人口百七十一萬五千〇七十三人を引き、殘りの三千三百三十九萬五千七百五十二人に此の割合で運卒を配當すれば、總數一萬五千六百九十八人とすると計算せられた。昭和元年十二月末日に於ける巡查の定員は市部二萬四千七百七十八人、郡部三萬三千〇二十四人、合計五萬七千八百〇二人で、警視廳の定員だけでも一萬二千に近く巡查一人當りの受持は、市部が人口五百二十一、郡部は人口千四百二十一である。市部はしばらくおき、郡部の巡查定員が明

治初和に於て人口二千に一人を標準としたのが、昭和の今日人口千四百に一人に過ぎないのは、人口のみの點から見ても少なきに失するの感なきを得ないではないか。いはむや其の當時に於てすら「十萬人ニ運卒五十人ハ甚少シ。一戸四口ヲ以テ算スレバ是ニ萬五千戸ナリ。五百戸ニ一人トナル。警察必ズ行ハル可ラズ十萬口ニ百人ヲ置クベシ」との説があつたに於てをや。

出張所即警察署の管内の組織については原案は七屯所八分屯所を置いて派出交番せしむとあつた。屯所と分屯所との區別はそこに在動する運卒の等級を標準としたので、一等運卒をして二等、三等、四等の諸運卒を指揮せしむるを屯所と名づけ、二等運卒をして三等運卒を指揮せしむるを分屯所と名づくと説明せられてある。一分屯所には凡そ運卒三人を置く。此の點についても亦相當議論があつたが、結局地方の便宜に従ふ事に決議せられた。次に議論の紛糾したのは本廳並に出張所に於ける官員の數である。原案では本廳に二人、出張所に一人と云ふのでなつたが、何れも其の寡少なるを論じ、就中行政警察のみならば格別、司法警察をも管掌する以上は到底力が足りないといふ説が多かつた。千葉縣令柴原和氏曰く「警夜中ノ戸締リヲ心附ケ、人力車ノ暴狀ヲ禁ズル如キ行政ノ部ハ行届クベシト雖モ、現行犯罪ノ者ヲ取押ヘ、假口供ヲ具シテ裁判所ニ送ル等ノ運ビ迄ハ行届クマジク云々」ここに注意すべきは警察署長不用論があつた事である。即ち各縣必ず區長あるべきにより、之に兼任すれば費省きて事便なりとの説である。之に對しては「行

政ノ警察ハ自然ニソノ職ニ在ル可シ、司法ニ至リテハ決シテ行ヒ難シ」なる反對論があつたのも、知事公選と警察との關係が論議せられる今日、注目に値するものなしとせない。大阪府權知事渡邊昇氏が大阪の官員は十人ならざれば辯じ難しと論じてゐるが、昭和元年末に於て大阪府には警視二十四名、警部七十四名、警部補二百四十七名即官員の合計三百五十名あるを思へば今昔の感に堪えない。

此の會議の附帶論議として注目すべきものが二ある。其の一は運卒の名稱を巡查と改むべしとの建議案が提出せられた事である。明治初年の警察史を繕くに、初めて東京府に運卒が置かれたのは明治四年十月二十三日であつて——當時三千人、後に至り五年四月一千人を増す——五年八月二十三日には太政官によつて此の運卒は東京府から司法省に移され、司法省警察の主管となり、同年十月十九日警察職制が發布せられ、初めて巡查を設置した。此の巡查は所謂民費を以て設置せられた番人を監督し、別に運卒があつて番人と相俟つて勤務に服事したものであつたが、七年一月九日警察省が内務省に移管せられ、同月十五日東京警視廳が創設せられ、續いて運卒を巡查と改稱し二月二日に至つて府下巡查の定員を六千人と定めた。斯の如くして此の地方官會議當時は警視廳には既に巡查があつたのであるが、地方府縣は何れも運卒の舊稱が残されてあつたので幹事長神田孝平の名に於て木戸議長に對し「今般新ニ警察ノ課ヲ設ケラレ、運卒ノ名稱穩當ナラズ、警視廳ニ準ジテ、巡查ト改稱

スベキ旨ヲ、小會議ニ議セシニ、可トスル者多シ、庶幾クバ改稱ノ命アラシム事ヲ」なる建議書が提出せられ、木戸議長は之を太政大臣三條實美に執奏方を乞ふた。此の建議が實現せられて巡卒が巡査と改稱せられたのは、八年十月十一日の候である。附帶論議の注目すべきものの他の一は、樺木縣令鍋島幹氏の發言にかゝる、探偵者使用論である。同氏の曰く、盜犯防止の途は盜賊販賣の道を塞ぐのと、巡卒と相並んで探偵者を使用するとの二途に過ぐるものはない。都會地はしばらく措き、「或ハ土地ノ渺漠タル、或ハ山阜ノ起伏スル、數百ノ村落其間ニ散在スル」如き農漁村地方に在つては、「僅々タル巡卒ヲ以テ、身又官給ノ常衣ヲ穿テ、公然巡行」したのでは、到底「奸黠ノ潛伏

ヲ鈎發」する事はできない。よろしく土地の事情に通じた者を以て探偵者となし「巡卒ハ正兵ノ如ク、探偵者ハ奇兵ノ如ク」ならしめたならば彼等は「常ニ其地ニ住シ、風俗人情ハ勿論、一男一女ノ出入所業ヨリ、其人ト爲リニ至ルマデ、皆以テ詳悉セザルナキ」者であるが故に、「巡卒ハ以テ偵察ニ供シ、探偵者ハ以テ摘發ニ供シ」能ク不良ヲ未發ニ察シ、一事アルモ亦搜索ニ易ク「一正一奇常ニ相待ツテ用ヲ成シ、其效ヲ奏スル豈鮮少ナラム」と述べた。此の意見は會議に於ては大した論議を生しなかつたやうである。明治初年に於ける所謂探偵者の使用については、稿を改めて研究して見たいと私は考へて居る。

太政官布告第七十一號 (明治八年五月五日)

地方官會議御下問ノ件左ノ通候條此旨可相心得候事

第一 道路堤防橋梁ノ事

附リ民費ノ事

第二 地方警察ノ事

第三 地方民會ノ事

第四 貧民救助方法ノ事

但臨時御諮詢ノ事件ハ計限ニアラス

巡査心得と行政警察規則

次の一文は昭和五年三月の警察協會雜誌々上に掲載された警察講習所教授田村豊氏の文苑から抜いたものである。(編者註)

行政警察規則は明治八年三月太政官達第二十九號を以つて布達された。是より先明治七年一月二十七日巡査心得が制定されてゐるのであるが、行政警察規則の布達によつて多少の改訂を加へられて、其中に統一された。而して行政警察規則は其後同年中に三度改正されて現在の如きものとなつた。三月布達の前文は左の如くである。府縣(東京府を除く)

行政警察規則別冊ノ通相定メ候條本年四月一日ヨリ施行可致然ラベ從前捕亡吏、取締組、番人等ノ名稱ヲ廢シ巡卒ト改稱可致此旨相達候事

但捕亡費ヲ改メ警察費ト稱シ定額ハ先從通りニ候條出張所並吏員配置ノ儀ハ適宜タルベク尤差向規則ノ通り施行難致事情有之向ハ其段内務省ヘ可申出事

明治八年三月七日

太政大臣 三條實美

明治八年六月二十二日地方官會議が開催された。(中略)開議第一に地方警察の事が議題となつた。議長木戸孝允は

「維新の初は府藩縣の三治ありて地方制度未だ一に歸せず。警察事務亦各地共同しからず。明治四年新に府縣の制を設け縣治條例中警邏の目を掲載し隨て又捕亡金額を假定す。明治五年司法省中警保寮を置き略其事を擧げんとす。然れども當時専ら東京府下に施行し未だ地方に施すに及ばず、本年に至り初めて各地一般に規則を頒布す。惟ふに保民の任は地方官の責なり、而して其事を擧ぐるや警察より急務なるはなし。云々」

と宣言された。これは曩に行政警察規則が布達されて始めて警察の事が全国的に統一の運びとなつたからである。本會議は七月七日其の終了を見たのであるが、警察に關しては左の如き議決を爲し上申するところがあつた。

今般新ニ警察ノ課ヲ設ケラレ巡卒ノ名稱穩當ナラズ、警視廳ニ準ジテ巡査ト改稱スベキ旨ヲ小會議ニテ議セシニ可トスルモノ多シ庶幾ハ改稱ノ命アラシムコトヲ

明治八年七月二日

幹事長 神田孝平

議長 木戸孝允殿

第一節 我國警察制度の變遷

別紙選卒改稱ノ儀去三十日上奏致候地方警察答議へ相添可差出條件ニ御座候處本日申出相成候間即上申致候是亦宜敷御執奏可被下候也

八年七月二日

地方長官會議々長 木 戸 孝 允

太政大臣 三 條 實 美 殿

茲に於て十月左記の如き改正の布達を見而して此改正に依つて全國一律に巡査と稱せらるゝに至つた。

府縣(東京府ヲ除ク)

選卒ヲ巡査ト改メ等級月俸左ノ通相定候條此旨相達候事(下略)

巡査心得の事については昭和四年十一月の警察協會雜誌に内務書記官土屋正三氏が「警察行政要録」といふ見出しで警察雜筆を載せられてゐるので其内から抜記して見る。(編者註)

明治七年一月二十七日制定の巡査規則(警視局のもの)第一條には「巡査は區内人民の健康權利ヲ保全シ風俗ヲ正スヲ以テ務トス」とある。警察の本質を説くこと誠に簡にして要を得てゐる。受持區域に對する深甚の注意は警察活動の動力を爲すもので其緊要なること特に云ふまでもないのであるが、右規則第四條には「持區内ノ大小往來筋及諸官廳ヲ盡ク詳知スベシ」とあり、第五條には「持區内ノ戸口男女老幼及其職業平生ノ人トナリニ至ル迄詳知シ若シ無産體ノ者集合スルカ又ハ怪シキ者ト認ムル時ハ常ニ注意シテ其舉動ヲ察スベシ」とある。こゝに無産體とあるは勿論今日のプロレタリアといふ様な意味に用ひられたのではないであらう。之等の調査を爲すにも「權威ヲ以テ其人ヲ呼出ス等ノ儀ハ決テ有之間敷勉メテ當人ノ覺知セザル様隱密ニ探偵スルヲ以テ警保ノ本意トス」と教へてゐる。巡査規則は三十二條よりなし、次に巡査心得十六條と併せて實に絶好の警察教科書である。

巡査心得のことも巡査規則と同日に斷定せられたのであるが規則は主として日常發生する事務處理に對する指針なるに對して心得は主として服務規律を教ゆるを目的とする。第一條に曰く「専ら行儀作法ヲ正シクシ威權ケ間敷儀之レナクシテ區民ノ侮慢ヲ受ケサル様可心得事」郡民の接遇は柔和を旨とし、接待筋總て懇懇に致すべきも、公私の分はよく守るべく、狎々敷儀決して有つてはならない。辨へ無き者は殊更穩に取扱ふべく、「巡邏中傍人ノ嘲弄スルコトアリト雖モ必ズ恥辱ト思フベカラズ成ル丈ケ忍耐スルヲ要ス憤怒ノ色ヲ形シ争鬪ケ間敷儀決シテ致間敷事」とあるに至つては涙ぐましくも思はれる程行届いた注意ではないか。巡査規則并巡査心得の事は其後明治八年三月七日太政官布告に依つて多少の改正を加へられたる上行政警察規則として統一せられた。此の行政警察規則は今日依然たる現行法である云々。

第一款 明治維新前後の警察

戊辰の歲徳川慶喜の政權を奉還するや當時國內騷擾し民心恟々不逞の徒動もすれば各地に起り一日も警備を怠ること能はず於てはか政府は初めて江戸市中取締又は江戸市中鎮撫取締を置き更に尾、紀、薩、長等十二藩に命し其兵をして市中を警邏せしむ次て江戸府を開き南北市裁判所を置き市政を管轄す。此時に當り市中の警邏査察は専ら各藩の兵を以て之に當らしめ其他の警務は江戸府及市裁判所をして管掌せしむ。

明治元年七月江戸を改めて東京となし八月始めて東京府を置き南北市政裁判所を同府に併せ市政を管理せしむ。二年十一月府廳に府兵掛を置き諸藩の兵士を撰抜して市内の取締に任せしめ其約束號令賞罰黜陟は之を東京府に委任し重大事件は之を兵部省に稟議せしむ。

十二月東京府兵規則を設け以て安寧維持の方法を定む。

四年九月府兵掛を取締掛と改む。

同年十月東京府下取締の爲選卒三千人を置いて取締組を編成し東京府に於て之を監督し府兵を解散して其取締法

を一新せり當時選卒と稱するは取締組子の總稱にして僅かに三尺許の棍棒を以て護身用となし晝夜警邏巡察を懈らす専ら治安保持の任に當らしむ是に於てか警察の面目漸く一新し市民始めて警察に信頼し各其堵に安するに至れり而して取締組大體法則取締規則、取締組自辨規問、及給與規則等を制定。

五年選卒一千人を増員し同年五月取締組を選卒と改稱し。選卒總長、權總長、檢察官、區長、權區長、選卒は小頭助等の官を置く。

同年八月選卒を司法省に移屬し同省に保安寮を置き警察事務を管掌せしむ。

五年十月府下に番人を設置す、番人は選卒と同一の職務なるも其經費は總て民費を以て施設せしめたり。

同月始めて警保寮に巡查を置き番人を監督し選卒は番人と相須ちて勤務せしむ。

七年一月警保寮を内務省に轉屬し東京に警視廳を創設し以て府下の警察事務を統轄せしむ（是即ち川路大警視が歐洲警察制度調査の結果なり）

八年行政警察規則を制定し各府縣に警部を置き選卒を廢して巡查となし警察の事務は全く警保寮に於て之を統轄十年警視廳を廢し内務省中に警視局を置き大警視を以て警視局長となし全國の警察及監獄の事務を掌らしめ特に東京府下の警察事務は警視局をして直轄せしむ。

十四年再び警視廳を置き警視局を警保局と改稱今日に至る（警視廳史編）

要之我國警察の沿革に徴するも國家は其の始國權の維持を以て唯一の目的とし警察は全然軍務と混同し或は司法と混同せり而して警察は内務行政の範圍に屬し而も明に他の行政と分離して専ら公共の安寧秩序を維持する

國權の作用なりとの觀念あるに至りしは行政警察規則制定の後にして極めて近來の事なり。

然れどもこの制度の確立される迄の我國諸制度改變の歴史に就ては朝令暮改其狀況恰も猫の目の如きものあり、其間の事情を物語るものに大川周明氏の「日本二千六百年史」あれば左に其一部を抜抄せん。

明治維新の機運は、第一に大義名分を高調せる漢學者、次いで大日本史、日本外史によつて國體の本義を明にせる史學者、更にまた復古神道を力説せる國學者の思的感化を受けたる志士、並に歐米の新知識に接觸せる開國論者等によつて促進せられしものなることは、すでに述べたる通りである。異種思想系統を惹ける此等の人々は倒幕と共に同時に維新政府に入りて要路に立つことになつた。此事は必然政府諸般の施設に反映し、明治の初年に於ては思想的根據を異にせる、従つて矛盾撞着せる幾多の命令が發せられ、國民をして皆に其煩瑣に悩ましめたるのみならず、施政の方針また屢々動搖して適歸するところを知らざらしめた。政府を諷刺せる當時の謎々合せに曰く「太政官とかけて浮氣男と解し、心は夜晝七度變る」と、政令の朝令暮改は、まことにこの諷刺の如く甚だしかつた。根本方針は五箇條の御誓文によつて確立せられたとは言へ、其實現のためには非常なる迂餘曲折を経ねばならなかつた。蓋し維新の幕一度切つて落さるゝや、雜然たる各種の傾向が、社會的、并に政治的に先づ新舊兩勢力の二大陣營に分れて朝に於ては征韓論と内治派との抗争となり、野に於ては暴動と暗殺との頻發を見波亂幾度か重疊して國家は益々危地に出入してゐる。見よ、一方に於ては皇政復古の精神に則りて天皇の親政が行はれ、太政官、神祇官の如き大寶令官制の再現を見、廢物毀釋、基督教迫害が行はれたと同時に、他方に於ては明治維新の精神に應じて大官學生の歐米派遣となり一切の舊物の極端なる排斥となり、歐米模倣の文

明開化が強調せられ、國語を廢して英語を採用すべしと稱ふる者、共和政治を謳歌する者さへあるに至つた、一は洋服を罵つて和服と呼べば、他は和服を嘲りて蠻服と呼ぶ、この強弱が程度こそあれ、國家生活の一切の方面に現はれた、此の二つの極端なる傾向が時には並行し時に雁行し時には先後しつゝ進んで成れるものが、實に明治日本の政治であり、法律であり、經濟であり、總じて一般明治文化である。(下略)

明治元年正月廿九日

九州筋浮浪有志之輩元華山院家理之募ニ應じ所に屯集不法亂妨之所業モ有之外之趣相聞以之義ニ候固ヨリ勤王正義ノ士トシテ貨財ヲ奪ヒ人民ヲ苦メ候事決テ有之間敷事ニ候得ハ篤ト吟味ヲ遂ケ右等狼藉ノ輩ニ於テハ嚴重所置ヲ加ヘ九州鎮撫總督ヘ可申出候事

明治元年二月三日 (七四)

諸藩

今度慶喜以下賊徒等江戸城ニ通レ益暴逆ヲ恣ニシ四海鼎沸萬民塗炭ニ墮ントスルニ忍ヒ給ハス 叔慮ヲ以テ 御親征被仰出候就テハ御人撰ヲ以テ被置大總督候間其旨相心得蒙内七道火小藩各軍旅用意可有之候不日軍議御決定可被仰出御旨趣可有之候間御沙汰次第奉命馳集ルベク候宜諸軍戮力一同勉勵可盡忠職官被仰出候事

明治元年 (四六一) 布告

近來類ニ路人ヲ暗殺シ其所持之品奪取候趣甚以不埒之事ニ付屢々嚴重之御沙汰ニ被爲及候得共兎角其惡習難去御政道モ不相立次第ニ付猶亦此度嚴重ニ被仰出家來ハ主人兵隊ハ其隊長其餘末々ニ至テハ其父兄ヨリ取締イタシ自然右等之所業有之候節ハ其最寄ヨリ早々取締ヘ刑法官ヘ可申出候萬一藩士兵隊等之中ニテ不心得之者有之被召捕ニ於テハ本人ハ被處嚴刑其主人其隊長等ハ不及申品ニヨリ父兄一家ノ落度タルヲ以テ屹度御咎ヲモ被仰付候條不取締無之様厚ク可相心得旨被仰出候事

但夜中往來致シ候節無提灯不相成旨追々被渡有之處中ニハ不相用者モ有之哉ニ相聞ヘ以之外之事ニ候以來無提灯往來之者有之候

ハ、見付次第可召捕候并市中ニ於テ亂妨イタシ候者ハ帶刀之者トイヘ共無用捨召捕萬一手ニ餘リ候ハ、討果不苦候事

註

本布告ハ明治三年九四新律綱領ノ發布ニ依リ廢セラレ

尙尙明治二年十一月二十三日布告ヲ以テ東京府下ニ於ケル午後五時以後ノ無提灯取締方ニ付布告アリ

明治元年正月二十三日 (刑法事務局)

近來於所々暗殺候内之ニ者罪狀相認死骸ニ添有之候モノ不少何レモ陰惡陰謀等ヲ憤リ候而之所業ニ可有之全體不埒之者共ハ得ト吟味之上刑典ヲ以嚴重ノ御裁許被仰付事ニ付大政御一新之折柄猶更御爲筋ヲ心掛公然ト可申出之處其儀無之私ニ致殺害候ハ朝廷ヲ不憚致方ニ付右等之者有之ニ於テハ吟味ノ上屹度嚴刑ニ可被處候間心得違無之様可致事(明治三年十二月二十日新律綱領發布ニ依リ消滅)

明治元年三月一日 (刑法事務局)

諸藩

近來於諸所暗殺之者有之候就テハ一律布告ニモ及置候得共今以相止不申重疊難相濟次第ニ付彌以嚴重御取締方被仰付答ニ候於諸藩右様心得違之者ハ有之間敷候得共即今何方モ大勢詰込居候儀ニ付精々糾方行届候様被仰付候事

但本文取締方ノ義ハ裁判所ニモ被仰付候ニ付承合取計可被申候事

目安箱ヲ京都市中ニ設ク

太政官第六 明治元年二月二十四日

今般御大政御一新ニ付テハ下々ノ情實巨細ニ被聞食度候條氣ツキ筋有之者ハ不憚忌諱書面シタタメ姓名ヲシルシ此箱ヘ入置ヘキ者也

太政官六百七十七 (達) 明治二年七月二十七日

目安箱之儀ハ下情ヲ可被通タメ御設ニ相成候處近來私之怨ヲ以人ヲ譏リ又ハ自分重罪ヲ犯シナカラ却テ無失ヲ申立又ハ上ノ御益筋

ヲ名トシテ一己之利ヲ營ムノ類往々不少實ニ不埒之事ニ候就而ハ自今何事ニヨラス實意ヲ以テ申出候儀ハ居所姓名相認メ印形ヲ押シ可申其儀無之モノハ封之儘燒捨ヘキモノ也

(備考、六年太政官第九十九號ニ依リ消滅)

太政官布告第九十九號 明治七年六月十日

府縣ニ於テ是迄目安箱設置候處自今相廢候條此旨相違候事

但建言上書等ハ集議院並ニ各地方廳ヘ直ニ可差出候事

布告第二百二十八號 明治六年六月二十五日

集議院ヲ廢シ同院從前ノ事務ハ左院ニ於テ取扱候條此旨相違候事

布告第六十號 明治八年四月十四日

左院被廢候ニ付テハ諸建白類當分ノ内正院分局ヘ可差出此旨布告候事

布告第六十八號 明治八年四月二十五日

諸建白類當分正院分局ヘ可差出旨第六十號ヲ以テ布告候處自今元老院ヘ可差出此旨布告候事

布告第七十八號 明治八年十一月二十五日

諸建白書元老院ヘ可差出旨本年四月第六十八號ヲ以テ布告候處自今立法ニ關スルモノハ元老院ヘ其他ハ主任ノ廳ヘ可差出尤訴訟ニ

涉ル事件ニ於テハ成規ノ手續ヲ示シ本人ヘ可下戻候條此旨布告候事

但東京ノ外各地方ノ人民ハ管轄廳ヘ差出該廳ヨリ本文同様主任ノ廳ヘ轉送可致候事

太政官第二號 明治九年一月十五日

立法ニ關スル建白書元老院ヘ差出方心得別紙ノ通候條此旨...

建白書差出方心得

第一條 凡建白書ハ立法ニ關スル事項ニ非サレハ元老院ニ於テ受附セサルヲ以テ若シ誤テ他事ヲ言フ者ハ之ヲ廢棄ス可シ

第二條 凡建白書ハ其本貫身分姓名年令職業住所ヲ誌シ其姓名ノ下ニ實印ヲ押シ或ハ花印ヲ手書シ且表紙ニ其書ノ大意ヲ記シ必ス

正副二本ヲ出ス可シ

第三條 凡建白書ハ普通ノ文ヲ用フ可シ外國ノ文ヲ用フ可カラス若シ外國ノ語ヲ用ヒサルヲ得サルトキハ其譯語ヲ附ス可シ

第四條 凡建白書ハ國ノ爲メ意見ヲ上陳スル者ニシテ固ヨリ乞願書ノ類ニ非サレハ其取捨ハ別ニ本人ニ告ケス

(註) 明治十三年第五十三號布告ニ依リ第一條消滅

布告第五十三號 明治十三年十二月九日

凡ソ人民ノ上書一般ノ公益ニ關スルモノハ何等ノ名目ヲ以テスルニ拘ラス渾テ建白ト爲シ元老院ニ於テ取扱ヒ候條管轄廳ヲ經由シ

テ同院ヘ差出スヘシ此旨布告候事

(附錄第二四) 明治三年閏十月

律ニ正條ナキ者他律援引ノ權刑部省自

律令ニ正條ナキ者ハ他律ヲ援引シテ罪名ヲ定擬シ上司ニ申シ議定シテ奏聞スルコト名例律ニ掲クル所ノ如シ然ルニ大寶唐明緒清律大備ノ本律ニテモ正條ハ限リ有テ罪狀ハ窮無シ故ニ他律ヲ援引セサルヲ得ス況ヤ現今進奏ノ律ノ如キ所謂綱領ニシテ素ヨリ無窮罪狀ヲ判スルニ足ラサレハ其他律ヲ援引スル大寶諸律ニ比スレハ必ス倍多ナルヘシ今一々進奏セント欲セハ却テ萬機ヲ妨クル而已ニ非ス罪囚ノ滯積モ亦愆スヘシ因テ正條ナキモノト雖モ流刑以下ハ進奏ヲ煩サス本省ニ於テ謹テ援引斷定シ其斷定スル所ヲ別ニ條例ニ編ミ一卷成ル毎ニ進呈シ但死罪而已ハ一々定擬奏聞仕度此段相候也

(辨官附紙) 閏十月十八日

當分ハ可爲何之通候事

明治二年正月九日 (行政官)

苗字帶刀諸保免除布達

府藩縣管轄之地百姓町人共舊幕府ヨリ苗字帶刀差許シ或ハ扶持遣シ諸役免除等申付候儀一切廢止被仰候事

第一節 我國警察制度之變遷

明治二年正月廿四日(布達)七三

官員ヲ登庸スルニ人材ヲ公選セシム

人選ハ至重ノ要務出處ハ終身ノ大節ニ拘リ不容易儀候然處諸官ノ官員衆議公論ヲ以御撰舉各其職ニ被任候トモ其官内ヨリ推舉不致者ニ候ヘハ何トナク隔意ヲ挟ミ親疏ノ差別有之由右等ノ風被行候テハ公選ノ道不相立自ラ依怙偏頗ノ弊ヲ醸成シ甚以不相濟事ニ付先般被仰出候通り初テ出仕ノ輩ハ諸官分課中ニ相加ヘ其才能ヲ試候上適當ノ職任被仰付御規則被爲立候ニ付テハ當時諸官及府縣ノ官員ニ備リ居候者トイヘトモ自然當職其長所ニ無之其才他ノ官ニ適當ノ者有之候ヘハ其官及府縣ノ知事判事ニテ篤ト詮議ヲ盡シ至正公平ニ可申出ハ勿論同僚或ハ他ノ官員タリトモ其任ニ不當又ハ何官ニ適當ノ確見有之ニ於テハ無忌憚可申出然ル上ハ衆議公論ヲ以夫々取捨可被仰付候條諸官府縣共當職ノ官員眞實ヲ旨トシ愛憎ノ私情ヲ去リ同心協力共ニ皇基ヲ扶植スルノ覺悟可爲肝要事

第二款 廢藩置縣後の警察

本款の事項を述ぶるに當りては再び前款の内容に觸れねばならぬ。即ち慶應三年十月十五日徳川氏の政權奉還の議起るや、俄然天下の物情は騒然となつた。夫れは版籍奉還の一事に就て觀ても明かなる如く舊を墨守する者と新政を欲する者との對立が二大潮流となつて天下に流れたからである。

即ち「徳川氏の時は政事概舊慣を墨守し、新議を創むることを禁じたるに、維新に至り百度改進を主としたれば政事以下舊習古俗概ね革新する所多く例へば三年二月には公卿の涅齒剃眉の舊習を停め、八月には鴉片賣買の禁を申ね、又外人賣買の禁を嚴にし、九月には庶人に氏を稱することを許し、四年四月には平民の乘馬を許し、(幕府當時は武人と雖も騎士以上にあらざればこれを許さなかつた)或は散髮廢刀の隨意たるべき事、或は華士族平民の婚

娶を許すこと、○多非人の稱を廢して平民の籍に編せしむること等、であつて、以前は上下の隔絶甚だしかつたものを、急にこれを矯正した爲に、守舊の徒はこれを嫌惡し往々重臣を暗殺し或は内亂を謀るものあり、明治二年の參與横井平四郎、兵部大輔大村益次郎の横死につき三年には前澤藩の雲井龍雄の擧兵、其他長州の奇兵隊の蜂起、參議廣澤兵助の遭難等、明治五、六、七年にかけて全國各地の暴動は枚擧に遑なく、我大分縣に於ても慶應三年杵築藩内の農民一揆を始め、明治元年一月の御許山騒動、明治二年七月の岡藩の農民蜂起、三年五月の別府に於ける山口藩脱徒の暴擧、三年十月日田郡に於ける暴民事件、三年十二月庄内郷及日出藩の農民蜂起、五年十一月以降庄内、府内、鶴崎、白杵、竹田、三重等縣下全般に亘る暴動(各其項參照)何れも警察の對象にして特筆大書すべきもので此外明治四年姫島に於ける長州の勤王家大樂源太郎の謀叛、或は長州藩士の井上馨(聞多)の別府潜伏更に七年の佐賀の亂や熊本神風黨、福岡の秋月の亂等、縣下の人心を不埒して緊張させたもので、現今に於ける刑事、保安、特高警察の活動に待つが如き事案は隨時隨所に勃發したものであるが、當時完全なる警察制度の確立を見なかつた、縣(當時藩縣時代)としては、辛じて當路の役人が一線に立ち地方の士卒を徵募してこれが説得、鎮撫乃至搜查處刑に當つたもので現在の如く整備した警察施設の上からこれを觀れば實に隔世の感があるのである。

七年の佐賀の亂、熊本神風黨の異變が終ると次は彼の征韓論に端を發して起つた震天動地の西南役であるが夫れ等は別項に詳記するので此項には省略する、唯當時の世相を物語るに足る布達、諭告、手配書類の一片を參考として左に掲記して見たい。

太政官第四一二號 明治四年八月十七日

地方官ヲシテ士族ノ輩ニ先驗シ武門ノ流弊ヲ除去セシム

士族ノ輩舊來武門ノ流弊ニ泥ミ動モスレハ下民ニ對シ瑣屑ノ不敬ヲ咎メ甚ダシキハ之ヲ刃殺スル等御維新ノ今日右様ノ所爲ハ無之
咎ニ候ヘ共僻邑遠障ニ至リ自然心得違ノ者有之候テハ不相濟事ニ候條右地方官ニ於テ篤ク告諭可致事

支廳ヲ設クル十ヶ所 明治五年二月七日

日田ノ森、日出、杵草、白杵、佐伯、高田、鶴崎、久住、岡

二月十二日

假ニ支廳規則ヲ設クル左ノ如シ(警察關係の部分而已を抜ク)

第一條 大事件ハ勿論總テ新規或ハ他管ニ關係スル諸願何書ハ一切見込書相添本廳ニ何出テ許可ヲ受施行スヘシ

第二條 平常細小ノ事件願何書ハ規則ヲ照準シ首官之ヲ處分スヘシ

但本文所置濟ノ書類ハ毎月二十日ヲ限リ本廳ニ出シ令參事ノ檢印ヲ受クヘシ

第三條 布告ハ總テ本廳ヨリ廻達スヘシ限ニ專斷ヲ以テ宣布スルヲ禁ス若シ事實宣布サルヲ得サルコトアレハ草案ヲ以テ本廳ニ何出
許可ノ上施行スヘシ

第八條 迷子棄兒ハ先ツ之ヲ村役ニ預ケ十日ノ間出所分明ナラサレハ其旨本廳ニ申出ヘシ(下略)

第九條 貸金出入并裏判ニテ事濟ナルヘキ訴訟ハ首官ノ之處分スヘシ尤裁許ノ上口書并斷案ハ勿論熟談濟口書等毎月廿日本廳ニ出
シ令參事ノ檢印ヲ受クヘシ

但他管ニ關係アレハ總テ添書ヲ願人ニ授ケ本廳ニ出サシムヘシ尤寄留人タリトモ分轄内限リニ付テノ訴訟ナレハ本文ノ處置タ
ルヘシ

第十一條 徒以上ノ犯罪ハ口書斷案ヲ添本人ヲ本廳ニ護送スヘシ

第十二條 杖以下ノ犯罪ハ口書斷案ノミ本廳ヘ回シ決ヲ受ケ裁許スヘシ

第十三條 失火賭博ノ所刑ハ首官即決裁斷スヘシ尤所刑濟口書斷案毎月廿日本廳ニ出シ令參事ノ檢印ヲ受クヘシ

但他管ニ關係アレハ直ニ本廳ニ護送スヘシ

第十四條 贖罪金ハ總テ毎月廿日本廳ニ廻スヘシ

但欠所物等毎年十一月中本廳ニ廻スヘシ

第十五條 有位ノ輩并官員士族ノ犯罪ハ糾問スルヲ許サス直ニ本廳ニ護送スヘシ若シ卒以下平民ト相同犯スルアレハ共ニ本廳ニ護
送スヘシ

第十六條乃至十八條 (士族卒ノ家祿のこと、租稅從前ノ仕末通りのこと、常備金は二ヶ月毎、本廳ヨリ分賦のこと等なり)

第十九條 本廳課中規則ヲ守リ違背スヘカラス尤日用書面附授等ノ作法ハ其便宜ニ任ス唯首官裁判ノ權ヲ有シテ屬官ニ委セサルヲ
要ス

右ノ條々即今出張所ノ則度ナリ更ニ掲載及更正スヘキ事件ハ商議ヲ盡シ本廳許可ヲ得テ改革施行スヘシ

明治五年三月五日

立縣後一般捕亡吏ヲ置カレ舊石高ニ依リ其費用額ヲ定メラル然ルニ當管下ノ如キハ土地峻險四方三十餘里ニ涉リ殊ニ置縣ノ際憂慮
渺ナカラサルヲ以テ當分ノ内増額セラレンコトヲ大藏ニ請フ

捕亡吏之儀ニ付願書 (大分縣)

當縣管下之儀ハ四方三十里外四十里ニ涉リ地形峻險ニシテ市街村落區々溪曲中ニ點居シ平坦之地ハ總テ大分一郡而已ニテ兩筑或ハ
豐前等ノ如キ地形ト比較スヘキ所ニ無御座候得ハ從來盜賊潛伏之患有之夫々捕亡モ行届兼居申候就キ管内大分郡中別府并湯之平等
之溫泉場ハ九州ニテ賊ノ巢窟トモ相唱候場所ニ有之中々以テ僅カノ捕亡人員ニテハ夫是難行届諸民之憂苦如何哉ト懸念仕候ニ付追
テハ御定期限リニ精々節減可仕候得共當分之處捕亡吏總計百人ヲ置キ一人毎二月五圓宛差遣シ管内ハ分賦夫々取締爲致度奉存候然
ル上ハ兼テ御達相成居候捕亡入費御規則ヲ以テ右給料等差遣シ候テハ絶テ引足兼候ニ付甚以奉恐入候得共右御規則外更ニ前條之給

料御下渡被成下候様仕度此段偏ニ奉懇願候也

壬申三月五日

大 藏 省 御 中

大 分 縣 御 中

四日ニ至リ違願ス

先般捕亡吏之儀ニ付何書指上置候處書面不分明之趣奉畏候右ハ先書ニ申上候通當縣之義ハ山國ニシテ僅カノ捕亡人員ニテハ警邏難
行届候依之捕亡吏總計百人差置一人毎トニ月給金五圓宛差遣シ其月給五圓宛ハ御定期之外ニ御下渡被下置度段奉願候義ニ御座候然
ルニ捕亡吏百人月給五圓宛ト定メ候トキハ凡總計金六千圓ト相成候尙又御定期ノ石高十萬石ニ付金七百圓ノ割ヲ以相成候時ハ當縣
ノ義凡三千十圓ト相成候依之其三千十圓之内千七百十圓ハ捕亡旅費其他ノ入費ニ屬シ千三百圓ハ前題申上候百人ノ月給ニ合算其不
足四千七百圓丈更ニ御下渡被成下度此段奉願候實ハ御定期金ニテハ僅カノ事ニテ夫是引足カタク既ニ先日來鎮臺ヨリノ内諭ヲ以テ
探索或ハ巡邏等致候處誠ニ人少ニテ其業行届兼甚心痛罷在候條此段御洞察被下置至急御差圖奉願候也
壬申四月二日

大 藏 省 御 中

大 分 縣 御 中

同 省 指 令

書面之趣ハ無餘儀次第相開候條當五月ヨリ九月ヲ限り定額金之五割増六百五圓御下渡相成候條更ニ受取方可申出事
但管轄高四拾萬石ニ候得ハ二千九百五圓ニ相當候ニ付右ノ五割増ヲ以テ本文ノ通御下渡相成候條定額金割合方之儀ハ兼テ公布之
通可相心得事

壬申五月四日

大藏大臣 井 上 馨 園

○此指令ニ依リ精々節減スレモ支フヘキニ非サレハ六年一月ニ至リ重テ請願ス

當縣捕亡吏増方之儀壬申三月同四月再度願書差出候處事情無餘儀次第ニ御開得被成下同年五月ヨリ同九月ヲ限り御定期金之五割増
御下渡相成候ニ付精々人員減省仕差繰候得共縣下之事情其節申上候通山谿之地形方四五十里ニ聯涉人家隔絶盜賊無頼之徒屈居動モ

スレハ良民ヲ妨害スル等之所業度々有之右等捕亡吏ヲ以取締罷在候得者如何様省略致シ候トモ御定期五割増ニテハ不行届萬民保護
ノ御趣意ニモ相悖リ恐入候儀ニ付再應申上兼候得共前願御察壬申十月爾後之儀ハ當分之内御定期金一倍増御下金被成下候様仕度
此段奉懇願候也

明治六年一月十七日

大藏大輔 井 上 馨 殿

大分縣權參事 澤 原 源 太 郎
大分縣參事 森 下 景 端

○同 省 指 令

書面之趣ハ舊年暴動之後民情折合兼候場合モ可有之ニ付特別之譯ヲ以申立之通壬申十月ヨリ當五月迄定額金之一倍増金千六百九拾
四圓爲替ヲ以可相渡候條壬申當省百七十四號布達之通切手差出請納可取計尤六月ヨリハ定額ニ復シ候儀ト可相心得事
但本文金員之内四百八拾四圓ハ壬申十一月分之二勘定帳元拂ニ組仕上可申事

明治六年二月十三日

大藏大輔 井 上 馨

○前條ノ如ク再應申上途ニ本條之通り許可アレモ清算ニ當リ全ク一千圓餘ノ不足ヲ生ス故ニ又請願ス

當管轄地之儀山谿曠潤ニシテ取締難行届譯ヲ以テ捕亡吏増員致度定額之外金四千八百五圓御渡之義去壬申三月四月再度奉願候處同
五月ヨリ九月迄定額高之内五割増御渡相成連モ行届問敷奉存候得共再三申上候モ恐入義ニ付精々人員減少差繰候得共去壬申之義ハ
新治開闢之際一時一ヶ所へ出張所ヲ設ケ毎所ニ捕亡吏ヲ置出張所廢シ後モ各大區會所へ三四名宛出張申付一區内ノ取締イタシ候
處前文之通曠潤之地巡回旅費等モ不尠旁々別紙明細書之通入費高ニ相成定額并五割増之外金千六百六十二兩永百六文五分不足相立候
間乍恐前件御察察此分御渡被成下度此段奉願候也

明治六年六月三十日

大藏省事務總裁

大分縣權參事 澤 原 源 太 郎
大分權令 森 下 景 端

參議 大 隈 重 信 殿

○同 省 指 令

書面之趣ハ去四月中申立候御定額金ニ五割増御許可相成候末ニテ尙又不足申立候段ハ不都合ニ候得共既往之儀ニ付此度限り開屆金千百六十二圓拾錢七厘可相渡日限之儀ハ追出納寮ヨリ可相達且向後ハ定限ニ不超様處分可致事

明治六年七月八日

大藏省事務總裁

參議 大隈 重信

本條之如キ事瑣末ニ似タレモ定額アルモノヨリ伺指令等悉ク挿入ス最定額アラサルモ大關係アルモノハ此例ニ做フ

明治五年五月朔日

同日

管下士族卒平民出京云々達シ自今當管下士族卒平民ニ至ル迄公私ニ不拘東京表へ罷越候節ハ着次第即刻同所常盤橋内元福井縣邸當縣出張所へ届出可申候事

明治六年十二月九日

○權大屬野尻邦基以下三名福岡縣下項民暴動ノ際兇徒亂彈ノヲ同縣ヨリ依頼ニ付派出盡力スルヲ賞シ金ヲ賜フ差アリ

金五圓 權大屬 野尻 邦基

同 權中屬 齋藤 利明

元 捕 亡

金貳圓 等外出仕 藤 丸 宗 造

同 同 安藤 末次郎

其方儀福岡縣下項民暴動ノ節兇徒亂彈方同縣依頼ニ付出張盡力ノ處今般大藏省ヨリ御達ノ次第同縣ヨリ申越候ニ付別紙目錄ノ通下賜候事

○明治七年二月廿五日佐賀江藤新平の亂につき巨魁新平捕縛の件につき管内を警戒し當分の内佐賀縣人と見れば精々取亂し旅籠等に於て別に注意すべき旨を達せしめたり、同廿八日博勞取締法を發したり同年三月地租改正令出づ

江藤新平之手配

大 分 縣

佐賀縣賊徒征伐連池迄進入候處昨廿八日限伏之狀申出候然ルニ賊魁江藤新平脱走致シ候趣ニ付兼テ相達置候通手配相附ケ候事ニ可有之候得共猶無漏嚴密遂探索至急召捕可差出候此旨相達候事

明治七年三月一日

内務卿 大久保 利通

本文之通據相達候條取締向猶嚴重可心掛候此旨布達候事

明治七年三月六日

權令代理

大分縣七等出仕 米 良 悔堂

明治七年九月八日

○士族元岡森二縣吉田某以下百三十六名岡縣百六名佐賀縣賊徒征討ノ節日田出兵中ノ勤勞ヲ慰シ各金五圓ヲ賜フ

各 通

吉 田 肇

外百三十六名

本年二月佐賀縣賊徒征討被仰出候ニ付一時編隊申付候處孰モ方向一致管下日田郡迄出張王事ニ勤勞候ニ付爲慰勞金五圓下賜候事

岩倉右大臣ニ狼藉ノ犯人手配

各 裁 判 所

各 府 縣

本年一月十四日赤坂噴遠外ニ於テ岩倉右大臣ニ向ヒ狼藉之舉動ニ及候者共各地方ニ於テモ嚴密探索可及捕縛旨其節一般御達相成候處爾後夫々就縛本月九日處刑相濟候條此段布達候事

明治七年七月廿九日

司法卿 大 木 喬 任

人 相 書 揭 示 方

第一節 我國警察制度の變遷

明治七年八月三日乙第一九號布達

司法省布達諸縣ニ於テ逃亡ノ者人相害是迄人民輻輳ノ場所ヲ限リ廿五部刊本ヲ以テ相達來候處以後大區毎ニ一部ツ、相達候ニ付大區内無延延回達磨寫ノ上左ノケ所々々へ揭示可致此旨相達候事(權令代理 大分縣權參事 黒水長健)

揭示ノケ所

- 第一大區内 高田、富來、秋湊、古市
- 第二大區内 杵築、日出、立石、別府、鐵輪
- 第三大區内 府内、鶴崎
- 第四大區内 佐賀關、臼杵、佐伯
- 第五大區内 牧口、犬飼、三重市、田中
- 第六大區内 岡、久住、今市、玉來
- 第七大區内 森
- 第八大區内 豆田、隈

○明治七年十月廿四日熊本縣舊藩士鎮臺に亂入し所謂神風黨の亂あり引續いて秋月の變あり隣接縣なれば十一月の末迄縣内一般に警戒す

民 俗

土ニ依リ地ニ隨ヒ民俗ノ同ラサルヤ、勢ノ然ラシムル所ナリ、當管内ノ如キ舊藩々ノ分轄從前ノ分轄左表ノ如ク之ヲ畫クモ殆ント色別シ難シ故ニ風俗ヲ書スルモ亦名狀ナシ難シ 交互錯綜家其風ヲ殊ニシ人其言ヲ異ニス況ンヤ人情ノ厚薄風俗ノ淳漓ヲヤ其甚シキハ防ヲ曲テ糴ヲ過ムルノ弊アリ百事其揆一ナラス、人民制御ノ法ニ於ケル、藩々習慣アリ薰陶ノ久シキ人民其弊ニ安シ習ヒ性トナリ、幕領ニ係ルモノハ苛酷ニ染テ狡智アリ、藩政ヲ受クルモノハ壓抑ニ屈シテ權利ヲ伸ルヲ知ラス而ノ土俗大抵佛ニ倣シ鬼ヲ信ス概シテ之ヲ論スレハ民性樸直風俗奢侈ナラス多クハ舊習ニ拘泥シテ新令ヲ喜ハス、狐疑狼顧自ラ保ツ能ハス、故ニ動モスレバ暴動ヲ醸スノ弊アリ既ニ舊藩縣並立、中土寇屢蜂起、置縣後明治五年六年ノ交モ亦土寇ノ變アリ、其罪魁四人死刑以下準流救贖等ノ處斷アリ其人員貳萬七千九百四人尋テ血稅ノ誤解ニテ又

小動搖アリ、罪科ニ罹ルモノ三百零六人詳悉ハ騷擾ノ部ニ出ス今ヲ以テ之ヲ前日ニ比似スレハ懲懲鮮シトセズ況ヤ置縣爾來諸般ノ汚習ヲ芟除セシヨリ人民羈縻ヲ脱シ混一同和自由ヲ得テ稍義務ヲ知り相率テ政治ニ歸シ官令ヲ奉ス、道路ノ修繕、河渠ノ浚疏、學校建設等私金ヲ投褒賞部ニ出スシ賞賜ヲ受クルモノ比々タリ、農桑漁獵ハ勿論餘力施テ物産蕃殖ノ途ニ就キ山ニ海ニ收利アルヲ知り、山林ノ實、海厓ノ資、民賴ヲ以テ生ラナシ、富ムモノノ二三ニ居リ、民産漸ク殷富ニ赴クノ兆アリ、唯過慮スルハ他日樸直變シテ奢侈ニ移ランコトヲ。(明治九年活版發令)

○御維新以來御政事に^{御慮}を用ひさせらるゝ事厚く御布告御布達の多きも悉人民を保護したまひ安らかに^{世業}を爲さむべき御仁愛に出さるは那し然るに人民いまた舊藩の制度を慕ふ事止す。當今の御政事を厭ひ動もすれば謂れなき苦情を唱ふるものは全く、^{御慮}のある所をしらず方向を誤れるが故なり今^{御慮}厚き御趣意を以て正租の納め方を地價の百分の二分五厘と改正すべき旨 詔あり且民費をば正租の五分の一と定めさせられたり依之當管内舊貢納の高に比較し今般減する所の金高を別紙にしるし之を示す實に仁愛せらるゝの著しきものにて有難く奉戴欣喜するに餘りある事にあらずや如斯君の君たる仁愛を施し子養したまふ事を覺らば人民に於ても御めぐみの深きを常に忘るゝ事なく父母を慕ふの情を以て民の民たる道を盡し涯りなき御恩澤に酬ひ奉らん事を思はずしては人にして鳥獸にも劣るべし是を酬ひ奉らん事を思はゞ銘々本業を勵むべき志を興すべし凡男女に限らず身體壯健にして手足自由に働くもの自ら世計を爲す能はず他の扶助を依頼するの如きは大に愧べき事にて御趣意にも適ふにあらず依て疾く當今の御政事の有難きを覺り舊習に泥むの意を止め大に志操を勵して各家業を務め他の扶助を求めずして獨立の生計を爲すに至らば則ち御趣意の本則にして御恩澤に酬ふるの意にも適ひ本分を盡すの良民といふべし管内人民悉勉めて此良民と爲らん事を要すべし此旨諭達候事

明治十年一月十九日

大分縣權令 香川 眞一

第二節 大分縣の沿革

太古は漢たるも史筆に依れば往古豊前豊後一帯の地は單に豊の國と唱へしを文武帝の頃前後二國に分割せられたり。

豊後は中古大神姓の氏族繁榮し、壽永の頃は緒方、臼杵、の諸士著れ平氏覆滅の後は鎌倉幕府の統治する所となり、源頼朝庶子大友能直を以て二豊の守護職に任せしより大友氏奕世豊後に據りて其勢力漸次強化擴大し、九州に雄飛すること前後四百年、就中二十一代宗麟大友義鎮の覇業は九州四國を風靡し、大小城主の隸屬するもの二百七十有餘、神宮寺浦を中心として泰西文化を輸入せる府内は人口優に二十萬を超へ其繁華殷賑は京鎌倉にも劣らざるの黄金時代を現出せしが其の子二十二代義統に及び罪を朝鮮の役に得、文祿二年終に秀吉のために國除せらるるに至れり。徳川氏に至り其の鎖國政策と諸侯牽制の術策とに依り、二豊の地は遂に中津(奥平氏十萬石)岡(中川氏七萬四百餘石)臼杵(稻葉氏五萬石)杵築(松平氏三萬二千石)日出(木下氏二萬五千石)府内(大給氏二萬二千石)佐伯(毛利氏二萬石)森(久留島氏一萬二千五百石)の諸藩並熊本(所領一萬三千四百餘石)延岡(所領二萬餘石)島原(一萬四千餘石)の各藩に分封せられ此外府内、日出、杵築の分地九千八百石、時枝領五千石宇佐神領千石等を除き剩す所は天領として悉く幕府直轄の地と定められたり、明治四年廢藩置縣の際豊後一國を大分縣となし、縣廳を府内城跡に置きたりしが同九年下毛、宇佐二郡を福岡縣ヨリ割キテ大分縣に編入し、爾後明治十一年

十一月大小區制を廢して郡町村を編成(郡十二、町九、村千八百二十八)し超へて明治二十二年四月町村制を施行し町十四、村二百六十五次デ同二十四年四月郡制、八月縣制の施行を觀、明治四十年以降大分町、別府町、中津町相次で市制を施行し大正十二年には郡制の廢止あり一面各町村の廢置分合等幾多の變遷を経て現今に至つた。

(昭和十四年現在)

位置 面積

位置は東經 自一三〇、五〇 至一三三、〇五 北緯 自三三、四五 至三三、四一 に位す。
面積は 東西凡三十里餘 南北凡二十二里餘 にして四百九方里餘。

交通。 道路八十三里三合三勺。 鐵道線路三百六十七杆二。 電氣鐵道線路十八杆、三。 輕便鐵道線路九十杆、七。

戸數 人口

戸數 一九五、三九二
人口 一、一九三、九四二 内(男 六〇〇、四八〇 女 五九三、四六二)

以下本縣の沿革に關し參考となるべき二三の記録を附記して見やう。(多少重複又は相違する點もあるが總て原文の儘とせり)

大分縣の設置、管轄地域 (佐藤藏太郎著 大分縣事歴撮要録)

明治四年七月十四日、廢藩置縣ノ詔勅降り、同年十一月廿二日、岡、臼杵、杵築、日出、府内、佐伯、森ノ諸縣ヲ廢シ、大分縣ヲ

豊後國大分郡府内町ニ設置ス、岡以下森ニ至ル諸縣ハ舊時ノ豊後七藩ニシテ、慶長五年關ヶ原戰後、徳川氏天下統一ノ前後功績ヲテ豊後國內ニ封セラレ、領土、官職ヲ襲踏シテ維新ノ際ニ至レル諸家ナリ、版籍奉還ノ時ニ於ケル所領ノ石高官職名稱左ノ如シ

岡藩	七萬四千四十石	侍從	中川久昭
白杵藩	五萬六千石	右京亮	稻葉久通
杵築藩	三萬二千石	河内守	松平親貴
日出藩	二萬五千石	大和守	木下俊愿
府内藩	二萬一千二百石	左衛門尉	大給近説
佐伯藩	二萬石	伊勢守	毛利高謙
森藩	一萬二千五百石	伊豫守	久留島通靖

大分縣ハ豊後國一圓、即チ國東、速見、大分、海部、大野、直入、玖珠、日田ノ八郡ヲ管轄地域ト爲ラレタルガ、豊後國ニハ七藩所領地ノ他、舊熊本藩主細川氏ノ領シタル土地、大分、北海道兩郡中ニ、一萬三千四百三十石アリ、舊島原藩主松平氏ノ領シタル土地、西國東郡ニ一萬四千石アリ、又舊延岡藩主内藤氏ノ領シタル土地、西國東郡ニ七千六百石餘、速見郡ニ二千九百石餘、大分郡ニ一萬石餘有リタリ、九年八月廿一日豊前國ノ内下毛、宇佐ノ二郡ヲ福岡ノ管轄ヨリ割キテ大分縣ニ屬セシメ、次デ十一年十一月一日郡區町村編制法ニ依リ、郡町村ノ編制ニ際シ、施政ノ便宜ヲ圖リ、國東郡ヲ東西ニ、海部郡ヲ南北ニ分轄シテ、豊後國ヲ十郡ト爲シ、之ニ下毛、宇佐ノ二郡ヲ合セテ全管轄地域ヲ前後二豐十二郡ト爲シ、廣袤東西三十里七町、南北二十六里三十五町、總面積四百三方里七分四厘ト爲ラレタリ。

縣廳ノ位置、行政區域ノ變遷

置縣ノ時、縣ノ位置ハ豊後國府ノ所在地タリシ大分郡舊府内町ニ定メラル、初メ同郡勢家町商家幸松雄三郎ノ邸宅ヲ以テ假廳舎ニ充、明治五年正月廿三日ヲ以テ開廳式ヲ行フ次デ同年三月初日、舊府内藩ノ學校游藝館ニ移シ、九月初日、更ニ府内城址ニ移轉シ府内ヲ改メ大分町ト稱ス。

府内城ハ荷揚城ト稱シ一又白雉城ト呼ベリ、慶長年間福原直高ガ、前後三年ノ日子ヲ要シテ築造セシモノナリ、慶長二年、直高、租額六萬石ノ白杵城ヨリ十二萬石ニ加増シ、府内城ニ移サル、ヤ、舊城ノ狹隘ニシテ、地ノ利ニ乏シキヲ憾ミ、家臣生島新助等ト共ニ、自カラ出デテ地形ヲ相シ、一日飯盛塚ニ登リテ荷卸ノ地理ヲ望觀シ、頗ル築城ニ好適セルヲ語議ス、其地東ニ大河ノ長流ヲ帶ビ、南ハ田野遠ク亘リ、北方一帶滄海ニ枕ミ、人口稠密ニシテ船舶常ニ出入シ、運輸ノ便亦頗ル多キヲ以テ、直高大ニ之ヲ喜ビ、下臣ニ命ジテ先ヅ瑞光寺ノ竹林ヲ伐採セシメ、大ニ土功ヲ起シテ親カラ工事ヲ督シ、木材ハ之ヲ土佐ニ求メ、石材ハ高崎山麓ヨリ運搬セシメタルガ四年四月ニ至リ、工事全ク成ルヲ告ゲ、新城巍々乎トシテ半天ニ屹立シ、城堞門樓頗ル壯觀ヲ極メタリ、是ニ於テ士民大ニ喜ベリ、直高荷卸ノ名稱ヲ忌ミ、更メテ荷揚城ト命名ス、福原氏ガ幾多ノ勞費ヲ要シテ三年間ニ成功セシメタル荷揚城ハ、一筋ノ敵箭、一發ノ敵彈ヲモ受ケズシテ、空シク他ノ手ニ委ヌルノ止ム無キニ至タリ、徳川家康ハ直高ガ然セル功無フシテ破格ノ領土ヲ加増セシメラレタルヲ快シト爲ザルニ、堅城新築ノ事アリ、且ツ來リテ己ニ謁セザルヲ怒リ、同年五月、直高ヲシテ舊封ニ復シ、早川長敏ヲ再ビ府内城ニ移封セシメタリ、荷揚城主ハ早川氏ニ續ギ竹中、日根野ヲ經テ大給氏ニ至リ、大給忠昭ガ高松ヨリ荷揚城ニ入りタルハ萬治元年戊戌四月十五日ナリ。

明治五年二月七日、支廳ヲ國東郡高田、速見郡杵築、同郡日出、大分郡鶴崎、海部郡白杵、同郡佐伯、直入郡岡、同郡久住、玖珠郡森、日田郡豆田ノ十所ニ設ケタルガ、同年六月二日、各支廳ヲ廢シ、八郡ヲ割シテ八大區ト爲シ、國東郡高田村、速見郡別府村大分郡大分町、海部郡宮河内村、大野郡大飼村、直入郡竹田町、玖珠郡森村、日田郡陳屋廻村ノ各所ニ會所ヲ設ケタルガ、六年三月廿五日、大區會所ヲ廢シ、各大區ニ小區ヲ畫シ、毎小區ニ用務所ヲ置キ、區長、戶長、保長ヲシテ事務ヲ處辦セシメタリ。

郡名	大區數	小區數	町村數
國東郡	一	大區	百十八
速見郡	二	大區	五十九
大分郡	三	大區	百四十二
			三

第二節 大分縣ノ沿革

第一章 總 說

海部郡	四大區	三十二小區
大野郡	五大區	二十五小區
直入郡	六大區	十七小區
玖珠郡	七大區	七小區
日田郡	八大區	十一小區
八	八	一百六十

町村數	七百九十二
町村數	七十九
町村數	五十二
町村數	二十六
町村數	六十八
町村數	百六十二
町村數	百六十七
町村數	四八

郡町村の編制

明治十一年十一月一日、太政官第十七號ヲ以テ發布セラレタル、郡區町村編制法ニ依リ、從來ノ大小區ヲ廢シ、新ニ郡町村ヲ編制施行セラレタリ、當時縣廳ヨリ布達サレタル趣旨ニ云フ。

大分縣ハ管轄地域ニ豐ニ跨リ、北豐二郡、南豐八郡ノ内、六郡ハ依然舊昔ノ郡界ヲ以テスルモ、施政上別ニ不便ヲ感ゼザレド、國東、海部ノ二郡ニ至リテハ、之ヲ分割スルニ非ラザレバ、施政上不便尠シトセズ、即チ國東郡ハ、兩子山、郡ノ中央ニ蟠踞シ群山綿亘其ノ脈蜿蜒北ニ走リ、漸ク海ニ抵リ、分レテ十三嶺トナリ、來往殊ニ至難ヲ極メ、地勢東西相背キ、自ラ兩郡ヲ形成シタリ、故ニ其郡廳ヲ設置スルニ方リ、中央適當ノ地ナキヲ以テ、依然之ヲ一郡ト爲スニ於テハ、郡廳ノ位置一方ニ偏セザルヲ得ズ、位置一方ニ偏センカ、施政ノ不便交通ノ不利ナルヨリ一方人民ノ怨嗟ヲ招クハ勢ヒ避クベカラザル所ナリ是ヲ以テ本郡ハ、北部竹田津、見目ノ兩村界ヨリ朱線ヲ劃シテ東西二郡ニ分チ、亦海部郡ハ地勢三面海ニ瀕シ、南北二十餘里ノ長キニ亘リ、其間山岳處々ニ起伏シ就中彦嶽ノ脈蜿蜒海上ニ斗出シ、勢ヒ南北ヲ張り、道路マタ甚ダ峻險ナリ、而シテ昔時其南部ニ屬スルモノハ佐伯藩之ヲ領シ、北部ニ屬スルモノハ白杵藩之ヲ有シ、兩地ノ民俗自ラ習慣ヲ異ニスルモノ多キヲ以テ、今施政上舊ニ復スルノ方針ヲ以テスルハ人情ノ向フ所ナルベキヲ信ジ、地理ヲ按シテ同郡四浦最勝、兩浦ノ岬頭ヨリ線ヲ劃シ、之ヲ分チテ二郡ト爲シタリ、而シテ又九年八月廿二日ヲ以テ、福岡縣管轄ヨリ編入セラレタル宇佐、下毛ノ二郡ヲ加へ、縣下二豐十二郡ト爲シ、町村

ハ之ヲ小分シテ九町、一千八百二十八村トシ、郡ニ郡長ヲ置クコトヲ實施シタリ云々

西國東郡	郡役所位置	高田村	所轄	國東郡ノ内	四十一村	人口數	四萬三千九百三十三
東國東郡	郡役所位置	鶴川村	所轄	國東郡ノ内	七十九村	人口數	五萬三千二百三十九
速見郡	郡役所位置	日出村	所轄	全部	五十七村	人口數	一萬五千二百三十九
大分郡	郡役所位置	大分町	所轄	全部	百四十二村三町	人口數	十二萬五千五百八十二
北海部郡	郡役所位置	白杵町	所轄	海部郡ノ内	八十四村一町	人口數	一萬三千七百五十八
南海部郡	郡役所位置	佐伯村	所轄	海部郡ノ内	八十二村	人口數	一萬三千七百五十八
大野郡	郡役所位置	市場村	所轄	全部	百六十二村	人口數	六萬四千七百九十八
直入郡	郡役所位置	竹田町	所轄	全部	六十八村	人口數	四萬八千七百九十八
玖珠郡	郡役所位置	森村	所轄	全部	二十六村	人口數	二萬四千七百九十八
日田郡	郡役所位置	南豆田村	所轄	全部	五十村二町	人口數	二萬四千七百九十八
下毛郡	郡役所位置	中津町	所轄	全部	九十七村一町	人口數	一萬五千七百九十八
宇佐郡	郡役所位置	四日市村	所轄	全部	二百四十村	人口數	六萬四千七百九十八

縣廳より各郡役所に至る距離

東國東郡	鶴川村	十五里、二十五町、二十二間三尺
西國東郡	高田村	十三里、十八町、四十一間一尺
速見郡	日出村	六里、二十二町、二十二間一尺
大分郡	大分町	四町、九間五尺
北海部郡	白杵町	七里、二十五町、十八間一尺

第二節 大分縣の沿革

縣廳舎の今昔

現 廳 舎 (舊府内城趾)



元 警 察 部 廳 舎



大正十年十一月改築前

第一章 總 說

南海部郡 佐伯村	十五里、二十五町、二十八間一尺
大野郡 市場村	十里、十八町、五十八間
直入郡 竹田町	十二里、十一町、三十間三尺
玖珠郡 森村	十三里、二十七町、六間三尺
日田郡 南豆田村	二十一里、
下毛郡 中津町	十九里、三町、四十一間二尺
宇佐郡 四日市村	十四里、三十一町、三十二間二尺

大分縣廳沿革

明治四年十一月十四日初メテ大分縣ヲ置カレ同五年一月廿三日大分郡南勢家町幸松雄三郎宅ニ於テ開廳ス、同五年三月朔日舊府内遊焉館ニ移轉シ同年九月再ヒ舊府内城趾ニ移リ以テ今日ニ至ル、此間初代長官森下景端ヨリ現任額綱彌三迄長官ノ更迭實ニ三十二回又明治十四年十一月府縣官中始メテ警部長ノ官職ヲ置カレ同十五年四月初代警部長トシテ山川景範以來現在廣岡謙二ニ至ル四十二代ヲ數フ。

支廳設置 明治五年二月七日高田、杵築、日出、鶴崎、臼杵、佐伯、岡、久住、森、日田ノ十ヶ所ニ支廳ヲ置キ事務ヲ處辦ス
會所設置 明治五年六月二日各支廳ヲ廢シ八郡ヲ割シテ八大區トナシ每區會所ヲ置キ事務ヲ處辦ス而シテ會所ノ位置ハ國東郡高田村、速見郡別府村、大分郡大分村、海部郡宮河内村、大野郡大洞村、直入郡竹田村、玖珠郡森村、日田郡陣屋廻村ナリ。
用務所設置 明治六年三月二十五日大區會所ヲ廢シ各大區ニ小區ヲ割シ每小區用務所ヲ置キ區、戶、保長ヲシテ事務ヲ處辦セシム小區ノ數ハ速見郡ニ十九、大分郡ニ二十九、海部郡ニ三十二、大野郡ニ二十五、直入郡ニ二十七、玖珠郡ニ七、日田郡ニ二十一合計百六十小區トス。
町村合併 明治八年三月十三日小町村ヲ分合改稱シテ八町七百九十二村トシ更ニ同九年八月宇佐、下毛兩郡ノ福岡縣ヨリ分割編

第三代長官西村縣令筆蹟



警察部長服裝の今昔



舊服裝

新服裝



入セラルルヤ十一町八百三十八村トナル。

郡町村編制 郡區町村編成法ニ據リ明治十一年十一月一日從前ノ大小區畫ヲ廢シ更ニ郡町村ヲ編成シ十二郡(西國東、東國東、速見、大分、北海部、南海部、大野、直入、玖珠、日田、下毛、宇佐)九町千八百二十八村トシ郡ニ郡長ヲ町村ニ町村長ヲ置ク。

町村役所々轄區域設置 明治十七年八月三十日從前ノ町村ヲ廢シ更ニ町村行政區域並ニ役所位置ヲ定ム。

町村制施行 明治二十二年四月一日町村制ヲ施行セラレ町村區域名稱及町村役場位置ヲ改定シ十四町二百六十五村トス。同廿四年四月一日郡制ヲ同年八月一日縣制ヲ施行セラレ明治四十四年四月一日大分郡大分町ヲ大分市トシテ市制ヲ施シ續ヒテ大正十三年四月一日速見郡別府町ヲ廢シテ別府市ヲ施行シ昭和四年四月二十日中津市ヲ更ニ同十五年十二月十一日日田市制ヲ施行アリ此間大正十二年八月郡制ヲ廢シテ同十四年七月郡役所ヲ廢止シ一面市町村ノ廢置分合等幾多ノ變遷ヲ經テ現今ノ四市三十五町二百村トナリタリ。

現在縣廳舍

自然腐朽ト構造不適當且狹隘夕爲執務上不便不鈔加之大正十年本縣擔當ノ九州沖繩八縣聯合共進會場ノ一部ニモ利用スルノ目的ヲ以テ大正八、九ノ二ヶ年繼續事業トシテ改築シタリ仍チ左ノ如シ

- 一、起 工 大正八年
- 一、建物ノ種類 石造及煉瓦造二階建洋館
- 一、廳舍坪數 二千五百五十四坪
- 一、工 費 最初豫算 五十四萬八千圓を後に更正して七十二萬二千八百八拾圓とし大正八九年度折半支出
- 一、竣 工 大正十年五月

本沿革に就て以下「府内城の歴史」及「會所設置」の二記録があるから参考として附記して置く。

第二節 大分縣の沿革

府内城の歴史（大分郡）

（前略）先之文祿二年豊後國主大友義統國除せらるゝ、や豊臣氏府内の城地を早川長敏に賜ひて七町百四十四村を領せしめ四十五村（大分郡の内）を白杵城主福原直高に五ヶ村を岡城主中川秀成に賜ひ其餘一町七十二村は公領としたり慶長二年早川氏杵築に移り福原氏之に代り城を今の地に移し荷揚城と名づく同年太田重正白杵城に移り本郡内の領地故の如し同五年太田氏石田三成に黨して封を失ひ稻葉貞通代て之を領す此年公領一町七十二村は肥後國天草と交換し熊本城主加藤清正の提封となる、同年早川氏再び福原氏に代る同六年國東郡高田城主竹中重隆又た早川氏に替る寛永九年加藤氏國除され細川忠秋之に代り本郡一町七十二村の地亦た其領有に歸す同十年竹中氏封を奪はれ岡城主中川久盛杵築城主小笠原忠知の愛する處となる、同十一年日根野吉明代て七町九十村を領し自餘四十村は松平忠昭之を領す、明暦二年日根野病歿して嗣なく其の封を沒收せられ杵築城主松平直好日出城主木下俊治の管する處となる同三年白杵城主稻葉信通之に代る萬治元年松平忠昭移封せられ其の舊領四十村幕府に隸し日田郡永山布政所の支配を受く其の後も亦幾多の變遷を経て内三十六村は正徳二年延岡藩の提封となり自餘十一村は寛政五年に至り永山布政所分署を本郡高松村に置き之を支配す同十一年島原城主松平主殿頭代つて之を管し國東郡高田役所より之を支配せしが慶應三年熊本藩又た之に代り以て維新に至れり。

會 所 設 置

（明治五年六月二日）

今般管内之諸出張所一切相廢シ總シテ本廳直管タルヘク候條此旨相心得可申就テハ管内之義ハ土地廣遠之場所ニ候條人民奔走之憂有之ニ付左ノ箇所ニ會所ヲ設ケ區内ノ區長戸長等相詰別冊規則之通事務爲取扱候條諸願屆其他差出候書類一切戸長副長之内并保長之調印ヲ受ケ其大區内之會所ヘ差出シ可申若シ會所ニオキテ壅蔽ケ間敷次第又ハ條理縣廳ヘ申出ヘク義ヲ威權間敷下ケ戻シ候等ノ所業有之候ハ、無遠慮縣廳ヘ差出可申事
但當分ノ内官員差向置候條此旨相心得可申事

會 所 設 置 ノ 箇 所

- | | | |
|--------|---------------|------|
| 第一大區一圓 | 舊當分高田出張所 | 第一會所 |
| 第二大區一圓 | 當分舊日田縣別府假出張所 | 第二會所 |
| 第三大區一圓 | 當分府内上市町安藤京平自宅 | 第三會所 |
| 第四大區一圓 | 當分白杵縣宮河内出張所 | 第四會所 |
| 第五大區一圓 | 當分舊岡縣犬飼出張所 | 第五會所 |
| 第六大區一圓 | 當分今市副戸長自宅 | 第六會所 |
| 第七大區一圓 | 當分舊森出張所 | 第七會所 |
| 第八大區一圓 | 當分日田市郷會所 | 第八會所 |

一 正租稅收納取立方之義ハ追テ相達シ可申總テ金納雜稅并冥加運上等自今大區毎ニ會所々々ニ納メ會所ヨリ縣廳ニ納メシメ候條此段相心添無違背上納可致事
右之通管下一圓無漏相達スル者也

（以下本節に對する參考文書）

應 第四三號
當縣史編輯進達濟相成分逐次摺立之管ニ有之先ツ政治部中縣治之冊壹本下渡候此段相達候事
明治九年四月十八日
令 代理
大分縣七等出仕 小 原 正 朝

政 治 部（明治九年二月調査三月廿四日進達濟）

第二節 大分縣の沿革

縣 治

明治四年辛未十一月十四日 豐後國內ノ數縣ヲ廢シ本縣ヲ置カル同日岡山縣權大參事森下景端ヲ本縣參事ニ補セラ
ル 同廿四日岡山縣ニテ官記拜受 同廿五日岡山縣ヲ發シ上京ス 同十二月廿八日森下參事東京ヲ發シ赴任五年壬申正月十八日著縣翌十九日七等出仕白
 濱貫禮舊日田縣大參事及ヒ管内舊縣々大少參事ニ來會ヲ達ス同二十七日舊岡縣小原正朝元權大參事○以下何縣々々ト稱スル者總テ廢縣後ナルヲ以テ元
ヲ節略ス 白杵縣片岡秀重大參事 日出縣瀧吉弘大參事 杵築縣三浦安之權大參事 佐伯縣西名勝昌權大參事 森縣佐久間盛行權大參事
 內縣上原景儀少參事 等會同白濱某ハ從來施行ノ條件又將來施治ノ目ヲ議ス同廿九日日田縣所轄國東五拾速見六拾大分
 五十海部壹拾村 直入壹拾村 五郡ノ內壹百九拾五村大分郡ノ內府內縣ノ管地九拾村ノ外八ヶ町合シテ貳百八拾五村本廳之
 ヲ直管ス 同年二月七日舊縣々所轄ノ儘拾個ノ支廳ヲ置キ其事務ヲ辨セシム 其一高田國東郡○島原縣出張所 國東郡ニテ五拾
 村 其二杵築速見郡○舊縣會計所 國東速見二郡ニテ壹百參拾壹村 其三日出速見郡○舊縣總役所 速見郡ニテ壹拾八村 其四鶴崎大分
縣本縣 大分海部二郡ニテ壹百壹拾壹村 其五佐伯海部郡○舊知事居宅 海部郡ニテ壹百五拾五村 其六白杵海部郡○舊縣總役所
 分海部大野三郡ニテ參百壹拾七村二町 其七岡直入郡○舊縣貨幣局 直入大分大野三郡ニテ五百九拾四村二町 其八久住
 直入郡○舊縣出張所 直入郡ニテ六村一町 其九森玖珠郡 玖珠日田速見三郡ニテ貳拾壹村二町 其十日日田日田郡 玖珠郡ニテ
 三拾三村日田郡ニテ八拾村二町各之ヲ分轄セシムト雖モ事務ノ整頓ニ隨ヒ順次節減左ノ如シ 同年三月二十二日鶴
 崎支廳ヲ廢シ岡支廳ノ所轄大分郡中ノ五村又白杵支廳ノ分轄四拾五村及森支廳ノ所轄速見郡中ノ三村共ニ壹百六拾
 四村ヲ本廳ノ直管トス 海部郡ノ內壹拾村本廳直轄ノ分 佐伯支廳ニ屬セシメ直入郡ノ內久住支廳ノ分轄六村又本廳直管
 ノ壹拾貳村合シテ壹拾八村ヲ岡支廳ニ併合ス同四月十日付日出支廳同十九日白杵支廳ヲ廢ス同六月二日ニ至リ悉皆

廢シテ遂ニ一ノ支廳ヲ置カス 土地廣遠ナルヲ以テ大區毎ニ會所ヲ設ケ大區長ヲ置キ其事務ヲ辨セシムルモ翌年三月廿五日廢シテ各小區ニ用務所ヲ置ク
 初メ國東郡ハ壹百九拾八村ニシテ杵築藩ノ制御ヲ受ル八十九村島原藩ノ提封五拾村又幕領ニ係ルモノ壹拾三村ハ
 內鹿伏○吳崎○和田○ノ三新田モ算入スコレハ細川越中守預リ所 戊辰(明治元年)八月日失日田縣管轄日向國白杵、諸縣、兒湯、那珂、宮崎、五郡ノ
 中ト地ヲ易ヘテ同縣ニ合ス自餘ノ壹拾四村ハ松平貫一郎ノ采地ナリシガ庚午(明治三年)年間是亦同縣ノ所管トナ
 ル、速見郡ハ壹町壹百貳拾三村其四十二村ヲ杵築藩壹拾八村ヲ日出藩、壹町三村ヲ森藩管領ス、又幕領ニ係ルモノ
 三拾六村 是ハ細川家ノ預リ所 所 戊辰八月同斷 延岡藩ノ提封壹拾六村辛未(明治四年)二月日失日田縣ニ併合ス木下内匠助羽柴俊清ノ
 采地八村アリシカ既ニ庚午年間同縣ニ併合ス。大分郡ハ九町貳百六拾六村內府內藩八町九拾村岡藩五村、白杵藩四
 拾五村ヲ領ス、熊本藩ノ提封壹町七十二村又幕府ノ所領壹拾壹村 戊辰八月 日田縣ニ併合ス 延岡藩ニ屬スルモノ三拾六村 コレハ
月 日田 自餘ノ七村大給勅吉ノ采地ナリシガ己巳(明治二年)年間日田縣ニ併合ス、海部郡ハ壹町三百拾八村ニシ
 テ內白杵藩其壹百壹拾四村ヲ領シ、佐伯藩壹百五拾五村ヲ領ス幕領ニ係ルモノ壹拾村 毛利伊勢守預リ 庚午(明治三年)十
 二月日田縣ノ所轄トナル又熊本藩ノ提封三拾九村、大野郡ハ四百六十二村內岡藩ニ屬スルモノ三百四村自餘ノ壹町
 五拾八村ハ白杵藩之ヲ分轄ス。
 直入郡ハ貳町三百三村內壹拾貳村幕領ナリシガ戊辰(明治元年)八月日失日田縣ニ屬ス、熊本藩ノ提封壹町六村自餘
 ノ壹町貳百八拾五村岡藩ノ所領タリ。玖珠郡ハ壹町四拾村ニシテ森藩壹町七村ヲ領ス、幕領ニ係ルモノ三拾貳村ア
 リシカ戊辰正月日失西國郡代布政所日田郡永山陣屋 潰崩ノ後、岡及ヒ森藩之ヲ守衛ス、同五月二十三日日田縣ヲ置カレ同縣
 ノ所轄トナル、又久留島平八郎ノ采地壹村アリシガ是亦庚午(明治三年)年間日田縣ニ屬ス。日田郡ハ貳町九拾壹

村ニシテ森藩其壹拾村ヲ分轄シ自餘ノ貳町八拾壹村ハ幕領ナリシガ戊辰（元年）正月失浮浪ノ徒豐前國宇佐郡四日市村ノ陣屋幕領ニテ丁卯（慶應三年）年ヨリ久留島ノ預リトナルヲ襲撃ノ際西國郡代窪田治部右衛門逃走ノ後岡及ヒ森藩之ヲ守衛ス、同五月二十三日日田縣ノ所轄トナル四年辛未十一月ニ至リ以上八郡合シテ壹拾七町壹千八百壹村悉ク當縣ノ所轄トナル。本廳ハ西海道豐後國大分郡大分町ニアリ。

舊府内城趾初メテ壬申年（明治五年）正月二十三日大分郡南勢家町商幸松幸三郎（十時英司氏及佐藤藏太郎著書ニハ雄三郎トアリ）ノ宅ヲ以テ假ニ開廳シ同三月朔日同郡荷揚府内縣學校遊藝館ニ轉廳スレテ支廳ヲ廢シテヨリ事務幅濶殊ニ狹隘ナルヲ以テ同九月朔日終ニ今ノ地（荷揚城趾）ニ移シ六年九月中何ヲ經テ永ク官廳地トナス。

距東京三百七里六町四拾貳間、距京壹百八拾里貳拾五町五拾八間、距大坂壹百六拾七里三拾五町五拾八間、驛選寮線路一覽表ニ依ル。本邦ノ西陲九國ノ東北北緯三拾三度西經八度拾壹分壹國八郡ヲ管シ八大區ヲ畫シ壹百六拾小區ヲ置ク東西直經廣部凡ソ貳拾壹里貳拾五町壹拾貳間餘狹部凡ソ壹拾貳里貳拾五町壹拾貳間、最モ狹キ所貳里壹拾四町貳拾四間餘南北直經長部凡ソ貳拾五里三拾貳町貳拾四間餘短部壹拾三里三拾貳町貳拾四間周回凡ソ壹百六拾八里ト云。鎮臺ハ第六軍管熊本鎮臺ニ屬ス本廳ヨリノ距離三拾壹里壹拾町壹拾壹間五尺管下大分郡千歲村ヲ分營地トスレテ營未タ成ラス裁判所及ヒ開市開港場等ナシ

內務省日誌 明治九年第三五號

○六月十五日 乙第七四號

各府縣ニ於テ現今支廳其他取締所等ノ名義ヲ以テ設置ノ分左ノ雜形ニ照準シ往復ヲ除ノ外十日ヲ限取調差出候様可致此旨相達候事

雜形

- 一 支廳取締所屯所等ノ區別并ニ有無
- 一 設立ノ年號
- 一 其所在ノ郡町村名及大小區
- 一 派出ノ官吏人員概略
- 一 取扱事務ノ區別制限（例ハ勤解民刑裁判及警察事務等ノ區別）

權 參 事 名

廳第九十號 明治九年九月十三日

今般福岡縣管下豐前國宇佐下毛之兩郡當縣管轄被仰候ニ付去ル六日土地人民受取濟下毛郡中津エ假支廳ヲ置キ右兩郡之事務管理シ下毛郡ヲ九大區宇佐郡ヲ十大區ト相稱候條爲心得此旨布達候事

勘布第四號

當縣中津支廳ハ是迄假設之處向後之地ニ確置候條此旨布達候事

明治十年二月二十日

大分縣權令 香 川 眞 一

勘布第五號

中津支廳ヲ廢シ本廳直轄候條此旨布達候事

明治十年十二月十八日

權令代理 大分縣少書記官 小 原 正 朝

勘布番外一

第二節 大分縣の沿革

今般中津支廳ヲ廢シ本廳直轄候ニ付テハ諸願伺屆總テ本廳ヘ可差出此旨布達候事

但第八大區諸願稟差出方ハ最初之通本廳各區出張所ヲ經由可致候事

明治十年十二月十八日

管内第八、九、十大區

權令代理

大分縣少書記官 小原 正 朝

太政官日誌 明治九年十二月廿一日 (第百十七號達書)

從來浦役人ノ名稱有之候ヘ共其事務ノ定限モ無之ニ付自今左ノ條款ニ從ヒ浦役場ヲ設置シ浦役人ヲ命スヘシ此旨相達候事

第一條 浦役場ハ沿海大市及ヒ商船輻輳ノ地ニ於テハ便宜ノ場所ヲ撰テ之ヲ設置スヘシ

第二條 浦役場ハ當分ノ中區務所等ヲ以テ代用シ浦役人ハ區長若クハ戶長ニ兼勤申付書記用掛等ヲシテ補助セシムヘシ

第三條 浦役人ハ其地繫泊船ニ關スル庶務警察事務稅關事務其他 及ヒ難破船取扱難破浦證文付與等ノヲ掌ラシム

第四條 浦役場設置ノ地名ハ明治十年三月三十一日限り內務省ニ報告シ以後毎年十二月中ニ其廢置變換等ヲ同省ヘ報告スヘシ

郡區町村編制法 明治十一年七月廿二日布告第十七號

郡區町村編制法左ノ通被定候條此旨布告候事

第一條 地方ヲ畫シテ府縣ノ下郡區町村トス

第二條 郡町村ノ區域名稱ハ總テ舊ニ依ル

第三條 郡ノ區域廣潤ニ過キ施政ニ不便ナル者ハ一郡ヲ畫シテ數郡トナス 東西南北上中下某郡ト云フカ如シ

第四條 三府五港其他人民輻湊ノ地ハ別ニ一區トナシ其廣潤ナル者ハ區分シテ數區トス

第五條 每郡ニ郡長各一員ヲ置キ區毎ニ區長各一員ヲ置ク郡ノ狹少ナルモノハ數郡ニ一員ヲ置ク事ヲ得

第六條 每町村ニ戶長各一員ヲ置ク又數町村ニ一員ヲ置クコトヲ得

但區内ノ町村ハ區長ヲ以テ戶長ノ事務ヲ兼ヌルコトヲ得

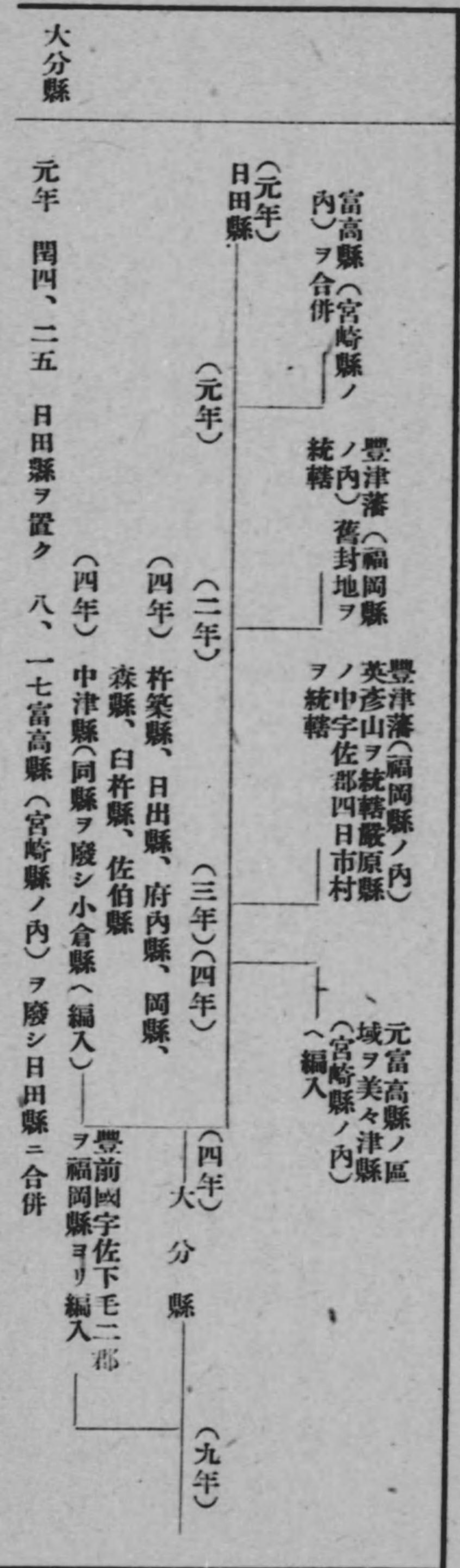
布告第十四號 明治十三年四月八日

明治十一年七月第十號布告郡區町村編制法左之通追加

第七條 此編制法ヲ施行シ難キ島嶼ハ其制ヲ異ニスルヲ得

第八條 地方ノ便益若クハ人民ノ請願ニ由リ止ムヲ得サル理由アルモノハ郡區町村ノ區域名稱ヲ變更スルコトヲ得

第九條 第三條第四條第十條第八條ノ施行ヲ要スルトキハ府知事職令ヨリ內務卿ニ具狀シ政府ノ裁可ヲ受クヘシ 但町村區域名稱ノ變更ハ內務卿ノ認可ヲ受クヘシ



第二節 大分縣の沿革

二年 八、一四 豐津藩(福岡縣ノ内) 舊封地ヲ日田縣ニ統轄
 三年 六、二三 豐津藩(福岡縣ノ内) 英彦山ヲ日田縣ニ統轄 六、二七 嚴原藩ノ内豊前宇佐郡四日市村ヲ日田縣ニ統轄
 四年 七、一四 杵築藩ヲ廢シ杵築縣ヲ置ク 同日日出藩ヲ廢シ日出縣ヲ置ク 同日府内藩ヲ廢シ府内縣ヲ置ク 同日岡藩ヲ廢シ岡縣ヲ置ク 同日森藩ヲ廢シ森縣ヲ置ク 同日白杵藩ヲ廢シ白杵縣ヲ置ク 同日佐伯藩ヲ廢シ佐伯縣ヲ置ク 同日中津藩ヲ廢シ中津縣ヲ置ク 一、一四 日田縣ノ内元富高縣ノ區域ヲ美々津縣(宮崎縣ノ内)ニ編入、同日日田、杵築、日出、府内、岡、森、白杵、佐伯八縣ヲ廢シ大分縣ヲ置ク 同日中津縣ヲ廢シ小倉縣(福岡縣ノ内)ニ編入
 九年 八、二一 福岡縣ノ内豊前國宇佐下毛郡ヲ大分縣ニ編入

論 告

第九、十大區區戶長

宇佐下毛兩郡ノ儀ハ夙トニ民會ノ設ケアルヲ以テ人々能ク權理ヲ説キ義務ヲ辦シ勉メテ公議ノ美業ヲシテ區務措置ノ間ニ結成セシメシトス思フニ人智ノ進度遠ク豊後八郡ニ超駕シ漸ク將ニ開化ノ門塔ニ入り其堂ニ上ラントスルモノ、如シ然リ而シテ凡百區務ニ至テハ却テ豊後八郡ニ一步ヲ讓ルモノナシトセス就中地租調査ノ如キハ十年已降四春秋ヲ經テ猶一モ決算ニ至ラス是故ニ豊後八郡ハ調査已ニ結了スルモ今ニ稅帳ノ進達ヲ得ス試ニ思ヘ主管ノ省ハ大分一縣ノ爲ニ全國ノ租額決算ニ至ラス區々二郡ノ滯滯其影響ノ及フ所豈大ナラスヤ福岡縣ノ如キハ豊前六郡稅帳ノ調査業ニ已ニ功ヲ奏シ我レニ進達ノ期ヲ促シ來ルモ亦二郡ノ故ヲ以テ該縣速成ノ功ヲシテ徒爲ニ屬セシメタリ實ニ慚愧ニ堪ヘス然レモ此滯滯ヲ致スノ原由タル固ヨリ客歲黨民禍害ノ影響ニ出ツルアリト雖モ抑モ亦區吏其職ニ在テ其責ヲ追ル、ヲ得ンヤ今也縣廳ニ於ケルモ數月ノ事務壅滯委積諸向ノ督促燒眉當ナラサルモノアリ一時辨理スルノ道ナキヲ以テ先ツ其緩急ヲ量リ聊カ其緩ニ屬スヘキモノハ後トシ情實ヲ具陳シテ姑ク緩期ノ許可ヲ得シモ已ニ數十旬ヲ經過シ復辭柄ナキニ至レリ因テ過般ヨリ夜業ヲ爲シ日月ヲ期シテ之レヲ整頓セントス若夫レ二郡ノ事務亦常例服務ノ時限ヲ以テ結了シ難キ

モノアリトセハ宜シク拮据奮勉夜以テ日ニ繼クヘシ則チ其功ヲ奏スル期シテ待ツヘキノミ復何ノ難キコトカ之アラシヤ諸子職ニ二郡ニ吏タリ夫ノ八郡ニ超駕スルノ名ヲ惜ンテ其實ヲ舉ケント欲セハ事務ノ運機爽活ナラサルヘカラス請フ努力セヨ敢テ以テ諭告ス
 明治十一年三月七日 大分縣權令 香 川 眞 一

勸布第五號

官省布告布達是迄公何番ト番號ヲ付シ未業ニ添書致來リ候處來明治十三年一月ヨリ右番號添書ヲ廢シ紙業小口ニ大分縣重刷何年何月何日頒布ト記載可及配賦候條此旨布達候事

明治十二年十二月廿五日

大分權令

西 村 亮 吉

大小區廢止ニ關スル條 明治十一年十一月八日庶達第九五號

管 內

神 官
舊 區 戶 長

今般改革壹號ヲ以テ從前ノ大小區畫相廢シ候處祠掌ノ儀ハ追テ何分相違候迄從前ノ通奉仕可致義ト可相心得此段相違候事

本縣訓令甲第貳拾號 明治二十二年三月卅日

本年四月一日ヨリ新町村役所ノ名稱ハ其町(村)役場ト稱ス可シ

郡 町 村 區 畫

(沿革) 明治七年十月甲第八十九號ヲ以テ町村區畫ノ定制ハ人民ノ便否ニ關スルヲ以テ不便ノ甚シキ分改正可致ニ付取調可申立旨ヲ區戶長ニ達ス ○八年三月甲第三十七號ヲ以テ區畫不便ノヶ所ヲ改正シ村町一覽書ヲ頒ツ ○同年四月甲第四十六號ヲ以テ已定ノ區畫中ニ更正ヲナス ○同年八月甲第七十八號ヲ以テ本年甲第三十七號ノ誤ヲ正ス ○九年九月庶第八十九號ヲ以テ姫嶋村ヲ姫嶋ト改ム ○十年一月庶布第一號ヲ以テ第四大區一小區ノ内久上久ヲ併セテ丹川村ト改ム ○同年二月庶布第十五號ヲ以テ郡界中ニ改正アリ ○同年十二月庶布五十七號ヲ以テ各小區用務所ヲ合併ス ○十一年一月庶達第一號ヲ以テ用務所合併ニ付事務引繼ニ

第二節 大分縣の沿革

關スル件ヲ區戸長ニ達ス。○同年十一月改第一號ヲ以テ更ニ郡町村ヲ編制ス。○同年十一月改第六號ヲ以テ事務引渡迄ハ從前ノ區戸ニテ取扱ハシム。○同年十一月改第三十三號ヲ以テ改第一號ヲ改正シ耕宅地反別並人口書ヲ達ス。○同年十一月庶達第九十五號ヲ以テ祠掌ハ從前ノ通奉祀シ何分ノ違ヲ待タシム。○十三年七月甲第四十五號ヲ以テ縣中大分郡中同名ノ村ヲ改稱ス。○同年十月甲第九十號ヲ以テ宇佐郡房ヶ畑兩村ヲ合ス。○十四年二月甲第二十九號ヲ以テ東國東郡守江村ノ内元狩宿村ヲ分離ス。○同年四月甲第五十五號ヲ以テ同郡岩谷鴨川兩村ヲ速見郡ニ編入シ其他合村改稱アリ。○同年七月甲第百三號ヲ以テ西國東郡甲村ヲ分離復舊ス。○十五年四月甲第五十八號ヲ以テ下毛郡一ツ松村外七ヶ村ノ地先ヲ分裂シ金手村ト稱ス。○十七年八月甲第五十號ヲ以テ更ニ町村役所位置並所轄區域ヲ定ム。○十九年十二月縣令甲第十六號ヲ以テ宇佐下毛兩郡中村ニ合併改稱ヲナス。○同年同月同甲第十八號ヲ以テ十七年甲第五十號中宇佐下毛兩郡ノ部ヲ改正ス。○二十年四月縣令甲第三十九號ヲ以テ南海部郡屋形島ヲ蒲江浦ニ合ス。○同年六月同五十二號ヲ以テ直入郡惠良原村ト高城村ヲ合ス。○同五十三號ヲ以テ十七年甲第五十號ニ前ノ二ノ二條ヲ記入ス。○同六月同五十五號ヲ以テ大野郡野津市村野口村ヲ合ス。○同五十六號ヲ以テ十七年甲第五十號ニ前號ヲ記入ス。

第一款 廢藩置縣の狀況

本款の事項を記するには先づ其梗概を日本歴史に求めねばならぬ。

三月十四日(明治元年)天皇南殿ニ御シ公卿諸侯ヲ率キテ、天地神祇ヲ祭り五事(五箇條の御誓文なり)ヲ誓約シ給フ。爾來施設シ給フ所、皆之ニ基カサルコトナク立憲政體ノ源ヲ爲セリ、又從來我邦ニハ立法、行政、司法ノ區別ナカリシニ、閏四月聖誓ニ本ツキ太政官ヲ分チテ、議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法ノ七官トシ立法、行政、司法ノ三權ヲ分掌ス(中略)行政官ニ輔政、辦事、史官ヲ置キ、神祇官以下ニハ正副知事正權判

事ヲ置キ、各其官ノ事務ヲ掌ラシメ官等ヲ設クルコト凡九階ナリ、地方ヲ分チテ府藩縣トシ府縣ニ知事ヲ置キ、藩ハ姑ク其舊ニ仍ル(中略)七月江戸ヲ改メテ東京ト爲シ(中略)繼テ明治ト改元シ詔シテ歷世一元ノ制ヲ立テ以テ永式ト爲シ、(中略)全國始メテ一統シタレハ諸藩ノ處分ハ未タ定ラス、大名各封土人民ヲ私有シ、政舊慣ニ依リ劃一ノ改善カラサルニヨリ乃チ藩治職制ヲ定メ藩主ノ下家老用人等ノ稱ヲ罷メ執政、參政、公議人及家知事ヲ置カシメ、門閥ヲ論セス專人材ヲ擧ケ其黜陟ハ悉奏上シテ旨ヲ承ケシメ尋テ執政參政ヲ改メテ大少參事トナス此時全國ニ八府二十一縣二百七十三藩アリ、之ヲ地方三治トナス。(中略)後改新ノ計ヲ爲サントナス、參與木戸孝允、大久保利通ト謀リ各藩ニ歸リ其主ニ説クニ大義名分ヲ以テシ、且自首唱シテ版籍ヲ奉還シ以テ大權ノ實ヲシテ朝廷ニ歸セシメントス(中略)數月ニシテ封土版籍ヲ奉還スル者二百餘藩朝廷特ニ諸官ヲ會シテ之ヲ議セシメ嘉納シテ之ヲ允ス是ニ於テ舊藩主ヲ以テ悉ク藩知事トシ因テ各藩ノ歲入出、租稅、人口、戶數、兵員、職制、物産ノ數ヲ計上セシメ、尋テ藩知事家祿ヲ定メ舊封地實納ノ十分ノ一ヲ給ス其舊臣ヲハ悉士族ト稱セシメ皆朝臣トナシ其祿制ヲ改ム(中略)後十二月ニ至リ士族ノ下ニ卒ヲ置キ祿制ヲ定メテ士十八等卒三等トス(中略)初メ諸藩版籍ヲ奉還シタレハ數百年因襲ノ久シキ各藩ノ士民藩知事ヲ重シテ朝廷ヲ輕スルノ勢アリ地方ノ政爲ニ障碍スルモノ少カラス木戸孝允等之ヲ憂ヒ列藩ヲ廢シテ縣ト爲シ天下ノ實權ヲ朝廷ニ集メントス、(此間二年三年岩倉大久保、木戸等奔走のことあり)四年七月皇上正殿へ御シ悉ク在京ノ藩知事ヲ召見シテ詔ヲ下ス其詔ニ曰ク

「朕曩ニ諸藩ノ版籍奉還ヲ聽納シ新ニ藩知事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム、然ルニ數百年因襲ノ久シキ或ハ其名アリテ其實舉ヲサルモノアリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍チ今更ニ藩

ヲ廢シテ縣ト爲ス、是務ヲ冗ラ去リ簡ニ就キ有名無實ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無カラシメントス、汝群臣其ノ朕カ意ヲ體セヨト

大臣詔ヲ讀ム、在京五十六藩ノ知事皆詔ヲ奉ス、遂ニ其旨ヲ天下ニ布達ス新ニ縣知事ヲ置キ、舊藩知事ハ華族ヲ以テ前ニ定ムル所ノ家祿ヲ給シ後皆東京ヘ貫屬セシム、其士族ハ皆本縣ニ貫族ス、既ニシテ漸次併合シ全國ヲ三府七十二縣ト爲シ知縣事ヲ改メテ縣令ト爲ス郡縣制始テ定ル、後屢々分合シテ明治二十三年ニ至リ三府四十三縣一廳トナル、

と、(明治二二、四、二二博文館發行萩野由之著日本歴史)却說然らば本縣の當時の狀況は如何に云ふに、これも官省の令達及公文に依る時は、其數種々あるが便宜これを一括して見ると、

明治四年^{辛未}十一月十四日豊後一國を一縣とし八郡十七町、千八百一村を管轄す、岡山縣權大參事森下景端參事に任ぜられ、明治五年^{壬申}一月十八日着任同廿三日、市内(大分)堀川町幸松幸三郎宅(佐藤藏太郎氏著書には雄三郎とあり)を以て開廳す、廳前の揭示文に曰く

「何事によらず在の儘國の爲になるべき事は實意に爲申達無名の投書は採用不相成候事」
廿七日縣治施設の着手として令達せし趣旨は

舊冬在來の諸縣被廢大分縣被置候ニ付元府内縣へ假廳相建事務取扱候間此旨一同相心得可申尤舊縣事務引渡迄は先從前の通、追て本廳并出張所相設候義更に相達可申候事

右を前提にして舊縣合一の義は萬民保安政令歸一の趣意なることを懇ろに諭示し(中略)二月七日左の十ヶ所に支

廳を置き事務を處辨し十二日支廳規則十九ヶ條を定む

高 田 (舊島原縣出張所)

杵 築 (舊縣會計所)

日 出 (舊縣總役所)

鶴 崎 (舊熊本縣出張所)

臼 杵 (舊縣總役所)

佐 伯 (舊知事居宅)

岡 (舊縣貨幣局)

久 住 (舊熊本縣出張所)

森 (舊縣廳)

日 田 (舊縣廳)

廿四日一戸にて宗旨を異にするものは一戸一宗に改めしむ、三月朔日舊府内縣遊焉館に轉廳し庶務を四課として事務を分掌す

庶務課 (貫族、戶籍、社事、驛遞、雜事)

聽訴課 (訟聽、斷獄、調律、徒囚、徒場)

租稅課 (收稅、土木、勸業)

億兆ヲ安撫シ國威ヲ宣布被遊度ノ御宸翰

第五百五十七

明治元年三月十四日

御 宸 翰

朕幼弱ヲ以テ粹ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サル也竊ニ考ルニ中葉朝政衰テヨリ武家權ヲ專ラニシ表ハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ケ億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ル事能サルヤウ計リナシ遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果其力爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ古ニ倍セシカ如クニテ朝威ハ倍衰ヘ上下相離ル、事霄壤ノ如シカ、ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨セシヤ今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ往昔列祖萬機ヲ親ラシ不臣ノモノアレハ自ラ將トシテ之ヲ征シ玉ヒ朝廷ノ政總テ簡易ニシテ如此尊重ナラサルユヘ君臣相親シミテ上下相愛シ德澤天下ニ洽ク國威海外ニ輝キシナリ然ルニ近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ雄飛スルノ時ニ當リ獨我國ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ效ヲ計ラス朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ恐ル故ニ朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一

身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カン事ヲ欲ス汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ神州ノ危急ヲ知ラス朕一度ヒ足ヲ舉レハ非常ニ驚キ種々ノ疑惑ヲ生シ萬口紛紜トシテ朕カ志ヲナサ、ラシムル時ハ是朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス從テ列祖ノ天下ヲ失ハシムルモノナリ汝億兆能ク朕カ志ヲ體認シ相率テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ朕カ業ヲ助ケ神州ヲ保全シ列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシメハ生前ノ幸甚ナラン右御宸翰ノ通廣ク天下億兆蒼生ヲ思食サセ給フ深キ御仁惠ノ御趣意ニ付末末ノ者ニ至ル迄敬承シ奉リ心得違無之國家ノ爲ニ精々其分ヲ盡スヘキ事

三 月

總裁 輔 弼

大政一新ノ際ニ方リ倫安ヲ事トシ大義ヲ忘却スル者アルヲ戒督ス

第三百十七 (布)

明治元年閏四月十九日

大政御一新萬機御親裁千載之御一時ニ付被爲對 御先靈御至孝之實蹟相立蒼生之艱苦ヲ被爲救度深ク被爲遊 宸憂候處逆徒等様々之造言ヲ流布シ愚民ヲ狂惑シ姦徒ヲ誘ヒ 天子之御保全可被爲遊 王土ヲ掠メ王民ヲ苦シメ現ニ攘奪竊取至ラサル處ナシ然ルニ惟目前之倫安ヲ事トシテ往往逆徒之鼻息ヲ窺ヒ臣子之大義ヲ忘失シ進止曖昧兩端ヲ持シ侯藩モ有之歟ニ相聞御遺憾ニ被思食候他日御吟味之上可被仰出旨モ

可有之候ニ付此段改テ爲心得御沙汰候事

第二一七號 (元年四月五日)

太政官日誌を發刊し天下に布告せしむ

近來太政官ニテ日誌ヲ出版シ廣ク天下ニ御布告被遊候儀ハ上下貴賤ナク御政道筋ヲ敬承セシメ一意ニ方嚮スル所ヲ知り其條理上ヲ踐行セシメント之御仁慮ニ被爲在候ニ付諸道鎮撫使諸藩留守居等へ御渡ニ相成事ニ候間大切ニ取計ヒ辟邑邊陲末々ニ至ル迄不洩樣速ニ相達シ右ノ御趣旨貫徹候様屹度可相心得候事

但元幕府ノ預所元郡代元代官支配所へハ此度取締被仰付置候藩々ヨリ可致通達社寺領陣屋向へモ其最寄ノ藩ヨリ可相達候事
註 本日誌ハ明治十年一月廢セラレ
布告第二三一號 (明治元年四月十二日)

維新ノ趣旨ヲ體シ各藩ノ政務ヲ改革セシム

先般御誓被爲在、御宸翰ヲ以テ御布告被仰出候通朝政御一新之時ニ膺リ總テ簡易質略之思食ヲ以御國體御更張被爲在度トノ御事依テハ於諸藩モ御趣意ヲ奉體認速ニ政令ヲ大變革致シ奉安宸襟候様無之テハ不相濟次第勿論之事ニ候假令慶元以還受封ノ國法制令タリト雖モ當今ノ時勢ニ不相合之儀ハ斷然廢棄致シ一新之基本ヲ相立朝廷諸藩一致之全力ヲ盡シ候テコソ日新之聖業相顯候御事ニ可有之然ルニ朝廷將門之政權ヲ御取返シ被遊候テヨリ復古ト申候得ハ只朝廷之御事ノミト相心得候者モ有之哉ニ相聞へ茲以無謂事ニ候仰各藩朝旨ヲ奉體認一新之基本ヲ建ルハ第一舊習因循ヲ看破シ賢才ヲ舉ケ國政ヲ革ムルニ在リ然ルニ諸藩多クハ任撰ヲ主トセス專ラ門閥ヲ以テ政柄ヲ爲執候ヨリ隨テ舊習難改姦吏難除之患可有之哉今般、朝廷モ攝籙門流ヲ其廢候程之事ニ有之候へハ諸藩於テ世祿家格ヲ以テ政事ヲ專ラニシ方今之事體ニ不相合或ハ庸劣被任ニ不堪向等ハ速ニ廢黜致シ非常拔擢ヲ以テ賢才ヲ登庸シ國政十分ニ改正致候テ皇國一體復古ノ御趣旨貫徹致候様御沙汰候事
右之通仰出候上ハ諸藩速ニ實效相立可申若等閑ニ相心得猶因循有之候向ハ品ニ依リ御取軋可有之依テハ追々諸國巡察使被差向改正

之政績可被開食候間此旨相心得可申候事

第二四四號 (元年四月十七日)

布告書類達方ノ規則ヲ定ム

太政官ヨリ被仰出候總テノ御布告書類御達ノ規則左ノ通り御定ニ相成候事

- 一 觸頭二十四藩中申合三藩ツ、順廻ニテ毎月當番相勤候事
- 一 御達有之節ニ右月番之三藩召出御達シ書二通御渡ニ相成候事
- 一 月番ノ三藩ヨリ觸頭中ニ相達候事
- 一 觸下へハ是迄ノ通觸頭ヨリ相達候事
- 一 毎月末ニ其翌月ノ當番藩名可届出候事

(參照) 二十四藩申合月番受持

四	月	福	岡	藩	津	藩	松	代	藩
閏	四	月	佐	賀	越	前	彦	根	藩
五	月	仙	臺	藩	岡	部	前	橋	藩
六	月	加	州	藩	雲	州	尾	州	藩
七	月	備	前	藩	郡	山	紀	州	藩
八	月	忍	藩	土	州	水	紀	州	藩
九	月	肥	後	藩	因	州	水	戶	藩
十	月	長	州	藩	薩	州	久	保	田

註 明治四年太政官第三五三號ヲ以テ廢藩トナル

日 田 縣 關 係

明治元年(三四八)閏四月廿五日

松方助左衛門

是迄ノ職務被免豊後日田縣事被仰付候事

註 明治四年太政官第五九五號ヲ以テ日田縣廢止

(六三四) 明治元年八月十七日(行政官)

日 田 縣

今般日向國富高縣其縣へ合併可致支配旨仰付候事

(六三七) 同 日

長 崎 府

今般天草縣始肥前國御領一圓并筑前怡土郡於其府支配候様被仰付候事

第六八九號 (八月二十八日行政官)

日 田 縣

別紙豊後國四郡ノ中六十九ヶ村高二萬二千三百七十八石餘昨卯年細川越中守へ御預被仰付候處此度其縣へ支配被仰付候間早々可請

取旨御沙汰候事(別紙ハ六九〇ト同シ)

細 川 越 中 守

第六九〇號 (同 日)

別紙豊後國四郡ノ中六十九ヶ村高二萬二千三百七十八石餘昨卯年其藩へ御預被仰付置候處今度日田縣ニ支配仰付候間早々右縣へ可引渡旨御沙汰候事

(別紙) 豊後國直入郡十二ヶ村

高二千九百八十九石餘

同 國東郡十ヶ村并新田三ヶ所

高四千八百五石餘

同 大分郡十一ヶ村

高三千二百四十四石餘

同 速水郡三十六ヶ村

高一萬三百四十四石餘

第六九一號 (同 日)

日 田 縣

豊後國宇佐郡五十九ヶ村高二萬二千九百九石餘昨卯年有馬中務大輔へ御預被仰付置候處今度其縣ニテ支配可致旨被仰出候間早々可請取旨御沙汰候事

第六九二號 (同 日)

有 馬 中 務 大 輔

豊後國宇佐郡五十九ヶ村(内容前ノ通り)其藩へ御預被仰付置候處今度日田縣へ支配被仰付候間早々可引渡旨御沙汰候事

第六九三號 (同 日)

日 田 縣

毛利伊勢守舊來御預リノ御領所豊後國海部郡十ヶ村高二千四百四十三石右藩へ追テ何分ノ御沙汰被仰出候迄其縣ニテ租稅等可請取旨被仰出候事

第六九四號 (同 日)

毛 利 伊 勢 守

豊後國海部郡十ヶ村(高前ノ通)追テ何分ノ御沙汰被仰出候迄租稅等日田縣へ可差出旨御沙汰候事

第六九五號 (同 日)

日 田 縣

相良遠江守舊來御預之御領所日向國臼杵郡八十四ヶ村高五百九十石餘右藩へ追テ何分ノ御沙汰被仰出候迄租稅等可請取旨御沙汰候事

第六九六 (同 日)

相 良 遠 江 守

其藩舊來御預リ之御領所(内容前同)何分ノ御沙汰被仰出候迄租稅等日田縣へ可差出御沙汰候事

第六九九 (同 日)

長 崎 府

先達而筑前國怡土郡六ヶ村高四千四百五十四石餘日田縣ヨリ請取其府ニテ支配可致旨御沙汰候處矢張最前之通日田縣ニテ支配可致旨被仰出候間右縣へ引渡候様御沙汰候事

第七〇〇 (同 日)

日 田 縣

(内容前同)長崎府へ可引渡旨被仰出候處矢張最前ノ通其縣ニテ支配候様更ニ被仰付候間其旨相心得請取候様御沙汰候事

廢 藩 置 縣

(三五三) 明治四年七月十四日 (布告) 藩ヲ廢シ縣ヲ被置候事

註 杵築、日出、府内、岡、森、臼杵、佐伯、中津ノ各藩ヲ廢シ杵築、日出、府内、岡、森、臼杵、佐伯、中津ノ各縣ヲ置ク (五九五) 明治四年十一月十四日 (布告抄) 今般西海道從來ノ諸縣ヲ廢シ更ニ左ノ縣ヲ被置候事

大分 縣 (豊後國一圓)

(註) 日田、杵築、日出、府内、岡、森、臼杵、佐伯ノ八縣ヲ廢シ大分縣ヲ置ク

小倉 縣 (豊前國一圓)

(註) 中津縣ヲ廢シ小倉縣 [福岡縣ノ内] (編入)

(一一二) 明治九年八月二十一日 (布告抄) 筑摩縣左ノ通り廢合并管轄替被仰付候條此旨布告候事

(福岡縣管轄豊前國宇佐下毛兩郡ヲ大分縣へ合併)

縣 印 鑑 の 事

第三八〇 (元年五月九日行政官)

一 府縣各印鑑ヲ製スヘキ事

但府印某縣印ト刻スヘシ

一 各府各藩各縣之所部ニ屬スル社家寺院等以來其向ニテ可爲支配事 (以下略)

第三九三 (五月十五日)

太政官印曲尺二寸五分 各官府藩縣印同二寸二分 諸司印同二寸

右之通御決定被仰出候事

第七一三號 (二年八月五日辨官)

諸寮印曲尺二寸二分

諸司印同二寸

右之通御規縣被仰出候事

第七二八 (二年八月十三日太政官)

印 鑑 定 寸

府 藩 縣 二寸四分

寮 二寸二分

司 二寸

右之通被相定候事

萬機御親裁ヲ令ス (第八四七) 明治元年十月十五日 (行政官)

明後十七日第十字ヨリ出御萬機御親裁被爲遊候旨被仰出候ニ付百官諸有司何レモ無遲滯出勤可有之様御沙汰候事

註 此の月十七日第八五二號を以て萬機御親裁に關する詔書換發の件及第八五三號を以て祭政一致の思食を以つて勅書を賜ひ武

藏國大宮驛水川神社に於て勅祭を遊ばされし由布達されてゐる

詔 書

詔皇國一體東西同視朕今幸東京親臨内外之政汝百官有司同心戮力以翼鴻業凡事之得失可否宜正議直諫啓沃朕心

第二節 大分縣の沿革

今般非常之聖斷ヲ以テ御東幸既ニ御着葦ニ相成候處東北略及平定御満足被思食候得共前途内外之形勢深ク御懸念候爲在皇國一體ノ御成業彌以御苦慮被爲遊候ニ付別紙勅書之通日々臨御萬機御親裁被仰出候就テハ百官有司質素簡易ニ原キ至正公平ヲ旨トシ同心戮力益可勵忠勤尤御爲筋存付候儀ハ何事ニヨラス不憚忌諱正義直諫可致候様御沙汰候事

府縣知事或ハ判事ヲ東京ニ會同セシム 第八二號 明治二年正月廿九日達 (行政官)

今般公論衆議ヲ以テ國是大基礎可被爲建候ニ付大小侯伯及中下大夫上士ニ至ル迄四月中旬ヲ限り悉ク東京へ被爲召候就テハ諸府縣之儀各地ニ散在道路懸隔致シ候故彼此之事情通徹イタシ兼自然御政體ニ相戻リ候儀有之候テハ不相濟儀ニ付諸府縣共知事判事之中申合セ一人ツ、右期限彼地へ罷下候様被仰出候事

○第一四三 二月九日 (行政官)

今般諸侯伯及中下大夫上士東京へ被召寄候ニ付供連左之通御定ニ相成候間屹度相守可申候若相背キ候者於有之テハ嚴重可被及御沙汰候事

大	藩	上下百人以下
中	藩	同 七十人以下
小	藩	同 五十人以下
中	大夫	同 拾人
下	大夫	同 八人
上	士	同 六人

但減少簡易ハ可爲勝手事

藩治の一例

版籍奉還當時の藩治に就き一例を府内藩の事に採つて見にい、當時大分縣一帶の地域は府内を始め杵築、日出、中津、森、岡白杵、佐伯の八藩に分れ中には肥後、鳥原、延岡の諸領や幕領が介在し諸藩及代官の政治一定ならざりしは推して知るべきも府内藩主は現縣廳が其居城にて政治の中心亦同地にありたること確實なれば、これを記し以て他を推理せんとす。

明治二年己巳二月左衛門尉(大給近説)より土地人民版籍奉還願出たる文に云

王政御復古に付列國藩は普天平土一民一尺地不レ可ニ私有一之大義を皇張し土地人民奉返上候由傳承仕至當の事と奉存候間於發臣も所領ノ人士謹んで奉返還度此段宜御執奏奉願候 誠恐誠惶再拜敬白

其の御附札に
今度土地人民版籍奉還可致の旨及建言候條全く忠誠之志深く觀感被ニ思召一候、尙東京御再幸之上會議を被レ爲レ爲レ講何分の御沙汰可レ被レ爲レ在候得共版籍之義は一應取調可ニ指出之旨被ニ仰出候事

己巳三月 行政官
同月左衛門尉東上の途に就きたれども病勢相募りたれば養子大給起之助(信濃守)名代として出仕差許さる尙府内藩の職掌は
藩治 職掌
一 執政 朝政を體認し藩務を總管し各局の總督を分司す

第二節 大分縣の沿革

- 一 參政 一藩の庶務參與せざるはなし
- 一 公議人 國論に代り議員に備る
- 一 監察 刑賞共に各局より裁判所を執政に出し執政より當官に付す當官規則に照し公平の處置を講ず
- 一 公用人 刑罰共に各局より裁判所を執政に出し執政より當官に付す當官規則に照し公平の處置を講ず
- 一 史官 諸局の規則を暗記し布告の草案を製す
- 一 筆生 布告を淨寫し一日間の事を録す
- 一 文武局 以下執政總轄
- 一 文武司 課業を督責し勤怠を黜陟し人才を撫育し士氣を振起するを掌る
- 一 同 副
- 一 文教師
- 一 同 副
- 一 武教師
- 一 同 副
- 一 臨池師
- 一 文武司屬
- 一 軍務局
- 一 軍務司 兵士を撰練し部伍を嚴整器械を精結し糧秣を豫備する等の事を掌る
- 一 內騎長 士分以上の兵隊を分司す
- 一 歩長 輕卒の兵隊を分司す
- 一 軍監

- 一 輔重方 會計局より兼動
- 一 航海方 船機の事を司る
- 民政 局
 - 一 民政司 社寺、市井、山林、溝瀆、川澤、道橋其他總訟、捕亡等一切封内之庶務を管す
 - 一 農務局 (略)
 - 一 社寺方 (略)
 - 一 市井方 市井之上書新訴訟共司に達し下情を閉塞せざるを要す
 - 一 邑里方 (略)
 - 一 溝瀆方 (略)
 - 一 山林方
 - 一 租稅方
- 一 屬
 - 一 會計局
 - 一 會計司 量入制出凡そ錢穀を總管す
 - 一 副司 (略)
 - 一 書計生 (略)
 - 一 營繕方 (略)
 - 一 屬
 - 一 司倉 (略)
 - 一 內務局
 - 一 內知事 內政之庶務及倍從の事を總管す
 - 一 內事
 - 一 近侍
 - 一 內官

公選法ヲ設クルノ詔書並政體改則

明治二年五月十三日 第四四三號 (行政官)

詔 書

朕惟ニ活亂安危ノ本ハ任用其人ヲ得ト不得トニアリ故ニ今敬テ列祖ノ靈ニ告ケ公選ノ法ヲ設ケ更ニ輔相議定參與ヲ登庸ス神靈降鑑過ナカラシコトヲ期ス汝衆ソレ斯意ヲ奉セヨ

明治二年五月十三日

官吏任命の神聖なる所以は慶應四年閏四月に渙發せられたる、皇政維新に關する五ヶ條の御誓文及政體官職の制に始り更にこの詔書の聖旨に依り其宏大無邊なるを拜察せられるのである、爾來明治二年七月八日第六二二號を以て發布の職員令同六年發布の布告(第二二八號)等を経て現在の官吏任用制度に至る迄には其間省局、部、課の廢置分分等幾多の變革があるが、夫れ等は本縣警察史編纂の直接の目的にあらざれば、本項は唯其制度の淵源を知るに止め以下専ら縣關係のことを舉げて見ることにしたい。

去歲閏月政體御造立相成候處時勢之變遷ニ隨ヒ適宜ノ政體大ニ御確定可有之候得共千古未嘗有御改革之儀ニ付一時ニ被施行候テハ却而其宜ヲ失ヒ候儀モ可有之依而即今至急御改正無之候テハ不相濟廉々別紙之通り御改則被仰付候事(以下略)

(五四三) 明治二年六月十七日 (布告抄)

今般版籍奉還之儀ニ付深ク時勢ヲ被爲察廣ク公議ヲ被爲探政令歸一之思食ヲ以テ言上之通被聞食候事

(五四四) 同 日

今般版籍奉還之儀列藩及建言候ニ付深ク時勢ヲ被爲察廣ク公議ヲ被爲探政令歸一之思食ヲ以テ言上ノ通被聞食候依之於其藩モ封土版籍返上被仰付候事

○藩 知 事 表

任官ノ先後ヲ以テ序列シ藩高ノ多寡ニ拘ラス

中 津 藩	草 高 石	現 草 高 石	知 事
中 津 藩	十萬石	五萬三千石	奧 平 昌 邁 美作守
岡 藩	七萬石	五萬四千石	知 事 中 川 久 昭 侍 從
岡 藩	五萬石	二萬四千石	
岡 藩	五萬石	二萬四千石	

第二節 大分縣の沿革

白 杵 藩	家現草 祿石高 三萬五千二百七十石	知事 稻葉久通	右京亮
杵 築 藩	家現草 祿石高 三萬二千石	知事 松平親貴	河内守
日 出 藩	家現草 祿石高 二萬五千石	知事 木下俊恩	大和守
府 内 藩	家現草 祿石高 二萬二千石	知事 大給近説	左衛門尉
佐 伯 藩	家現草 祿石高 二萬二千石	知事 毛利高謙	伊勢守
森 藩	家現草 祿石高 一萬二千五百石	知事 久留島通請	伊豫守

以上六月十七日ヨリ二十五日ニ至ル

(八二) 明治三年二月三日 (大政官)

府藩縣公聯自今總テ何府何藩何縣ト可稱事

但支配地下方ヨリ差出候諸願何届等ハ某御役所ト認メ不苦候事

(三三四) 同年四月廿九日 (民部省)

先般被仰出候府藩縣公聯ト稱シ候義ハ其管轄下ヘ對シ名稱一定可致タメニ候處何届等ノ書面ニ應ノ字ヲ記シ差出候向モ往々有之
右ハ不愜裁ノ儀ニ候條右ノ旨趣可相心得旨辨官ヨリ達有之候間此段相達候也

廢藩置縣ノ詔書

明治四年七月十四日
太政官第三五〇

(此日在京知事ヲ召御前ニ於テ免官ノ御達アリ翌十五日在藩ノ知事名代トシテ在京ノ參事ヲ召同様御達アリ)

明治四年辛未十一月十四日ハ即チ西海道諸縣ノ廢置ニテ御一新以來ノ一大變革ナリ。

大政ハ既已ニ 皇家ニ復歸スト雖モ全ク封建ノ制ヲ解キ郡縣ノ治ニ復スルハ實ニ此日ニ在リト謂候ヘシ當國ハ應テ大分郡内ニ置
キ名ケテ大分縣ト云ヒ國ノ中央ニ位シ一國八郡ヲ管ス廢セラレシ舊縣其數ハツ加ルニ熊本島原二縣ノ分轄犬牙相交リ從前治蹟ノ區
々タル殆ンド舊縣紛亂就緒ナキガ如シ、然リ而シテ封土ハ既ニ藩屏ヲ廢スト雖モ人心猶十縣ノ畛域ヲ存ス縣官創業ノ施設難易亦如
何ソヤ今成績ノ觀ルベキモノヲ蒐集シテ縣治ノ概略ヲ茲ニ錄シ以テ他日散逸幽莽ノ歎ナカラシムラ庶幾ス(縣治概要)

縣治施設着手ノ布達左ノ通

舊冬在來ノ諸縣被廢更ニ大分縣被置候ニ付元府内縣ヘ假廳相建事務取扱候間此旨一同相心得可申尤舊縣事務引渡濟迄ハ先從前ノ通
追テ本廳並出張所相設候儀更ニ相達可申候事

但合縣ノ上彌以管内彼我ノ隔ナク一致親睦ノ情相盡シ可申事

- 一 舊縣合一ノ儀ハ萬民保安御政令時ノ御趣意ニ候條有名無實ノ弊ヲ除キ善良ノ風俗ニ相徒リ候様心掛可申事
- 一 方今御一新ノ際御制度御更張ノ機ニ乘シ心得違ノ者共偽書造言ヲ以テ諸民ヲ惑亂セシメ人氣動搖相讓シ徒黨強訴ノ惡弊ナキニ
シモアラス諸民亦疑惑ヨリ却テ自己ノ身上ヲ誤リ罪科ニ陥リ候者儘有之 御仁恤ノ御趣意ニ相悖リ最以可憐ノ至リナリ自然他方
ヨリ造言偽書流傳致シ疑敷ク不審ノ儀有之候ハ、速ニ諸役人ヘ相尋可申若役人モ不審ト心得候儀ハ早々本廳ヘ伺出可申事

一 當國舊縣在來ノ紙幣總テ 天朝ニテ御引受被成候間退テ御引換相成可申就テハ當國一殿ノ通用ニ相成候間互ニ無差支融通致シ可申事

一 人ノ世ニ住スルヤ其心ヲ正フシ其職ヲ效シ神賦ノ知識ヲ開キ人倫ノ大道ヲ明ニシ神明ヲ敬シ其惠顧ニ負カルノ御趣意奉體肝要タルベキ事

右之通郡村小前未々マテ無洩落可相達事

(明治四年十二月廿七日)

本日(十二月廿七日)大小參事會同將來縣治施行ノ目途討論ノ廉々ヲ折衷シ別封ヲ以テ大藏省ニ届左ノ通

當縣治效ノ儀先ツ元ヲ去リ簡ニ就キ御政令歸一ノ 朝旨ニ基キ候ヘハ支廳最モ少キヲ要ス然レハ當國諸郡ノ如キ其地險峻廣遠恰モ鳥翼ヲ開カ如クニシテ城邑村落區々溪間屈曲ノ間ニ點居ス僅カニ平地ヲ得ルモノハ大分一郡ノミ故ニ一州中ニテモ山河海濱ノ如キハ大地ノ肥瘠ヲ殊ニシ氣候寒暄モ亦一ナラス人煙ノ疎密營業ノ難易モ亦日ヲ同フシテ論シ難ク就中秋熟豐凶ノ如キニ至テハ親シク其地ニ就テ其事ヲ視其業ヲ察セサレバ其實ヲ得ルヲ能ハス且又一ノ事故アリテ之ヲ本廳ニ訴ントスレバ道路登頓日ヲ費ストヲ殆ンド平路ニ倍ス故ニ往復困却ノ弊勝テ計ヘカラサルノ嘆アリ、從來廢各縣 日田、臼杵、杵築、日及鶴崎、舊熊本久住、同高田、舊島原等十有餘處ニ本支廳ヲ置キ各其事務ヲ扱ヒ咄嗟之ヲ辦ス其習慣ノ久シキ上下之ヲ便トス然ルヲ一旦ニシテ十ノ六七ヲ廢シ體裁宜キヲ得レト恐クハ簡ニ過キ民心ノ不便ヲ來シ黠民却テ意ヲ得ルノ害ヲ生セン且廢各縣土族卒ノ如キハ戶長ニ其人ヲ得ルニ非レバ之ヲ馭スルニ難カルベシ況ヤ又租稅ノ如キハ各縣趣ヲ異ニシ高ノミ有テ反別不知アリ或ハ高ト免トハ舊ニ依テ貢米増減スルアリ又ハ里正ニ委スルアリ概シテ論スレバ何レモ混淆錯雜ニシテ其土地ノ舊法熟知ノ者ニ非レバ一朝ニ之ヲ辦スル能ハス故ニ之ヲ一齊スル實ニ難シ由是觀之ハ御規則ニ照準シ釐革改正其不同一齊ノ方法施設履行今ヨリ之ニ注意シ之ヲ論定セシムバ秋收ノ時ニ臨ミ租稅ノ途必ス梗塞シテ之ヲ如何ニスルナキニ至ラン如此ノ弊害ヲ防ント欲スレバ諸廢縣トモ引渡ノ順序ヲ追ヒ新官員ヲ分賦シ在來ノ廳ニ就キ實地經驗ノ上釐革改正事務ノ廢スベキハ之ヲ廢シ存ベキハ之ヲ存シ管内總テ同轍ニ歸シ一視同仁ノ 御趣意ヲ貫徹セシメ便宜ニ從テ提撕告諭民心ノ歸嚮ヲ觀察シ舊習ヲ除キ舊廳ヲ節減シ稅法及萬般ノ事務ヲ省略セシムルニ至ラバ自ラ

ヲ去リ簡ニ就キ人心始メテ向フ所ヲ相辦ヘ可申候、今般會合ノ舊參事將來ノ目途討論ノ廉々折衷ノ概略ニ御座候

當管内疆域東ハ海濱海部郡佐賀關ヨリ西ハ肥後界直入郡田代村及兩筑二州ニ接シ日田郡楠木村ニ界シ東西三十里ニ近ク南ハ日向界大野郡西山村ヨリ北ハ海濱國東郡竹田津及豐前ニ界シ三十三里ニ遠シ路程斜ニ概算スレバ西北隅日田郡岳減鬼飯ヨリ南東隅海部郡鶴見崎ニ抵リ西南大野郡梓崎ヨリ東北隅國東郡來浦ニ抵ル共ニ四十里内外ト云フ西南ハ兩筑肥日ニ隣リ峻嶺重疊環列溪流激激湫瀝河流ニ瀑布多シ地勢ノ高下屈曲知ルベキナリ東北ハ大海ニ瀕シ百川叢合土廣ク田少ク物產豐饒ナレハ富殖ノ道未タ開ケス故ニ一定ノ則度無御座候

右兩條ハ形勢疆域ノ概略ニ御座候

同日(十二月二十七日)假ニ局中規則ヲ設ク

即チ官員ノ出退廳時刻ヨリ各係ノ事務、民衆ノ應接、諸願届伺ノ處置等ヲ規定シタルモノデアル。

森下參事ノ着任

明治五年正月十八日

此日森下參事、澤原源太郎、渥美廣通、坪田壽郎等ヲ率テ縣地ニ達ス

同 十九日

大藏省へ赴任ヲ届ケ畢テ舊縣々大小參事へ來集ノ命ヲ傳フ

明治五年正月二十日

同

明治五年正月廿二日

明治五年正月廿三日

十四等出仕 舊府内縣權少屬 田邊義員

同 同 史生 吉田高安

十一等出仕 十三等出仕 渥美廣通

十一等出仕 舊日田縣權大屬 中村元雄

第二節 大分縣の沿革

- 但日數十日ニ滿レハ不快引籠願書差出スベシ
- 一 願引籠中ハ日々届ニ不及快氣ノ節届書差出スベシ
- 一 等外人ハ所轄ノ課長ニ於テ上例ニ準シ日々勤不勤ヲ記シ翌月二日上局ヘ差出スベシ

但引籠願書ハ其節々差出スベシ

府内城に縣廳ヲ移ス 明治五年五月九日

府内城郭内舊知事住宅へ縣廳轉移ノ義陸軍省何左ノ通

當縣廳ノ義ハ元來假廳ニ相設ケ事務取扱來候處追々出張所相廢シ事務多端諸事間狭ニ付差支ノ廉々不鈔其上授産場取立ノ見込有之外ニ相應ノ場所等モ無之候間右假廳ヲ以テ授産場ニ操替候得ハ新規取立ノ入費等モ相省可申左候得ハ縣廳ノ義ハ城廓内府内舊知事住宅先年縣地返上ノ節差上其儘空シク明屋ニテ徒ニ破損致シ無益ノ次第ニモ相見候旁々右場所へ縣廳相移シ事務取扱候得ハ往々都合モ宜敷存候間至急引移申度城廓ノ義ニ付一應奉伺候也

朱 書

當分ノ内伺ノ通

但證書差出可申事

證

此度元府内縣城廓爲縣用當分拜借致度段願出御開届ニ相成候處右場所御入用ノ節ハ早速返上可仕且又右城内樓櫓并諸建物等取崩シ空地開墾溝渠開鑿仕度節ハ一々伺出可申建家圖面并疊建具等ノ員數ハ別紙ノ通相違無之候仍而爲後證如件

當廳下市中へ遷ス 明治五年五月十五日

今般當所ニ縣廳被設置候ニ付テハ管内ノ人民ハ勿論他管ノ者共出入繁ク或ハ滞在寓居往々市中ノ繁榮ハ必然ノ勢ナリ依テ當所ハ管内風儀ノ模範トモ可相成條從來ノ弊風ヲ洗除シ信義廉直ノ成規ヲ主トシテ銘々職業相勵ミ巧利ノ術ヲ競ハス貧欲ノ風ニ泥マス淳朴切實ヲ表シ物品他郷ヨリ廉價ニ商賣イタシ後日ノ繁榮ヲ企望スベシ自然一時ノ勢ニ乘シ物價ヲ騰貴シ人心厭惡ノ所業有之テハ第一

御政體ニ乖戾シ後日繁榮ノ妨碍不鈔以ノ外ノ事ニ候條自今彌以實意ニ賣販シ諸物空價ヲ廢シ自他ノ無差別現實ノ定價ヲ正札ニテ相示シ諸職人ヲ始メ旅籠屋日雇稼等ニ至ル迄正路ニ産業相營ミ一人ノ不所業ヲ以テ千萬人ノ勤行不汚様互ニ相勵ミ可申就キ市中役人共ニ於テハ格別心配ヲ途ゲ御一新ノ御趣意貫徹致シ候様勉勵可致事

右之通當府内市中無洩相違候條若心得違ノ者於有之ハ吟味ノ上嚴重ノ處置ニ可及其町役共無越度様可致注意候事

縣廳 遷 旗ノ 事

明治五年五月十七日

- 一 今參事昇廳退出ヲ期トシテ上下可致候事
- 一 風雨ノ節ハ中央ニ掲ケ候事
- 一 縣掌ノ指揮ヲ受ケ門番人取扱ノ事

管内派出還回官員口達云々

明治五年五月廿四日

今般巡察被命候義ハ上下ノ情實貫徹不致候テハ萬一御趣意ヲ誤解致シ疑惑ヲ生スル等ノ義有之候テハ難相成義ニ付村落ノ盛衰諸民ノ情態ヲ檢シ 御趣意ノ大體ヲ申論候義ニテ全體是迄舊諸縣制度區々ニシテ別テ租稅等ノ方法異同有之ニヨリ新縣ヲ被置御國內齊一、御政體ヲ被爲布萬民ヲシテ廣ク恒産世經ノ道ヲ開キ自主自由ノ權ヲ爲保凍餒ノ患ナカラシメントノ厚キ御趣意ニ付追々租稅向等厚キ御世話モ可被在候得共己カ怠惰ヨリシテ飢渴ニ陥リ徒ニ上ノ御救恤ヲ仰候様ニテハ御趣意ニ乖戾シ以ノ外ノ事ニ候習弊ノ久シキ兎角怠惰ノ風ニ流レ竟ニハ破産飢渴ノ難ニ至ルベク此上一層盡力シテ一身一家ノ活道ヲ立テ大小生産ノ道ヲ開クニ至テハ上ハ各國對峙御鴻業ノ端ヲモ奉助下ハ一己ノ身後安キ而已ナラス親戚和樂ノ域ニ入ベク能々此意ヲ體シテ聊モ人ノ自由ヲ妨ケス只々家業勉勵己カ心ヲ正フシテ天幸地福可祈事

民費制限並割賦取立規則

明治五年壬申十月失日

第一章

- 一 各大區中之費用管内一般割賦之廉々左之通
- 一 區長戸長保長月給並筆紙墨小使給

第二節 大分縣の沿革

第一章 總 說

- 一 區戸保三長百性惣代旅費日當
- 一 御用狀並會所往復公事之書狀飛脚賃並村繼賃錢
- 一 各會所並各區出張所日用炭薪油蠟燭代並會所營繕入費
- 一 御布告書買上之費用
- 一 宿村送差添入入費
- 一 臨時入費

是ハ官費ニモ不相成可償者モ無之入費其時々縣廳之許可ヲ得テ割賦スヘシ

第二章

一 割出方左ノ通

- 一 入費惣高之四分ノ三石高割
- 一 同四分ノ一戸毎割

但管内華士族卒僧尼平民迄悉皆出金之事

第三章

一 總テ管内一般割賦取立之儀ハ各區出張所ニ於テ第一章ヲ照準シ入費大積ヲ以毎年六月十一月兩度前割ニ可取立事

第四章

一 貢米津出シ納メ場入費之儀ハ其藏所々々へ相納候村々ノ津出石高ニ割賦可致事

但任上勘定民費出納勘定帳ニ照準シ縣廳へ差出改印ヲ請割賦可致事

第五章

一 寄藏新築修繕費用ハ其請持村々之石高ニ割賦可致事

第六章

一 郷社祠官掌之月給總計管内一般之戸毎ニ課シ年々十一月中各區出張所ニ於テ可取立事

第七章

一 一身上ニ付而之願届等ハ本人之自費タルヘキ事

第八章

一 訴訟ニ付テ之入費ハ御規則之通りタルヘキ事

第九章

一 土木關係之費用ハ追テ御規則被仰出候迄從前之通りニ候事

右之通相定候事

(註) 本規則ニ付テハ

一、六年七月二十三日ニ改正アリ又其後

舊來數藩ノ所轄ニ屬シ雜稅法區々タルヲ以テ彼是折衷シ其規則ヲ定メタリ則チ左之如シ

當縣下ノ儀舊來數藩之所轄ニ屬シ收稅方法之區々タルヤ素ヨリ不待論隨テ雜稅之如キハ有稅アリ無稅アリ齊シク管下之民ニシテ偏輕偏重ヲ受ルノ甚シキト謂ヘシ夫レ納稅ノ理タルヤ全國一般之公費辦償ノ上ヨリ生ス國家アレハ衣食之費無カルヘカラス國アレハ政府ノ費用無コトヲ得ス苟モ家ヲ保チ業ヲ營ムモノ誰カ政府ノ保護ヲ請サルヲ得ン政府ノ保護ヲ請自主ノ營業ヲナスモノ四民一ナリ獨農民稅アリテ工商稅セサルノ理アラシヤ依テ彼是ヲ折衷シ今般何之上別紙ノ通稅額相定候條得其意來ル八月三十日限り當時營業之モノ一人別雛形ニ照準シ無遺漏可差出事

明治六年七月

大分縣令名

第一則

一 免許鑑札相渡候節ハ本稅一圓ニ付貳錢之證印稅可相納事

第二則

第二節 大分縣の沿革

第一章 總 說

一 休業之節ハ免許鑑札返納可致事

第三 則

一 無鑑札ニテ營業之者ハ定稅五倍之罰金可申付事

第四 則

一 無鑑札ニテ營業致スモノ訴出ル者ハ其品ニ寄附金之半高賞譽トシテ差遣候事

第五 則

一 開業休業トモ可成丈春分ノ内可願出事

第六 則

一 水火盜難等ニテ免許鑑札紛失ノ節ハ其段早速可届出番號ヲ改鑑札可相渡事

第七 則

一 税金ハ每年十二月中其小區限リ取纏上納可致事(七年二月二十日改正アリ)

府 縣 事務 受渡 規則 連第二百五十一號 明治六年七月十七日

第一章 廢府縣又ハ長官轉免職等ノ節ハ奉職中ノ事務并ニ取懸リノ事件後來ノ見込ヲ詳記セル演說書ヲ作り先前ヨリ繼續ノ書並ニ

現今取扱ノ諸簿冊等目錄ヲ添ヘ土地人民引渡新任舊官互ニ受渡ノ證書ヲ交付スヘキ事但長官轉任免職ノ節ハ其次官ヘ引渡シ追テ

新官赴任ノ上其次官ヨリ更ニ新官ヘ可引渡事 八年連第百六十二

第二章 管轄ノ一方分轄合併ノ節モ右ニ準シ引渡スヘキ事

第三章 租税金穀何年ハ未納ノ課並ニ何年分ハ何々ノ帳簿大藏省ヘ差出置勘定 既濟何年何帳ハ既ニ差出何々帳ハ未タ差出サス等明

了ニ演說書ニ記載スヘキ事

第四章 租税金穀上納既濟未濟ノ區別ヲ明カニシ別紙書式ニ倣ヒ仕譯書ヲ以テ引渡ベキ事

第五章 出納課ニ屬スル金穀勘定帳ノ類大藏省検査既濟未濟其外年賦返納等ノ譯詳細演說書ニ記載スヘキ事

第六章 本年ノ出納ニ屬スル勘定ハ大藏省ヨリ請取元高及口々仕拂高別紙書式ニ倣ヒ仕譯書ヲ以テ引渡スヘキ事

第七章 府廳限取扱ノ金穀 縣廳限取扱ノ金穀 縣廳造立費三分ノ二同修繕費管内公帖差出費等民費課出ノ類ヲモ云フ 總テ前章ニ照準シ元拂ヲ明カニ

シ仕譯書ヲ添ヘ引渡スヘキ事

第八章 聽訟斷獄未決ノ分ハ一件毎ニ是迄吟味ノ手續ヲ詳記シ司法省ヘ窺中ノ分ハ右寫書ヲ以テ引渡スヘシ尤モ裁判所アル縣ハ此

例ニアラス

第九章 溝河ヲ疏通シ堤防ヲ修築シ新道ヲ開キ工藝ヲ興シ勸業ノ方法ヲ設クル等ノ類許可ヲ得又ハ手限り施行シ未タ竣工ニ至ラサ

ルモノハ最前稟議ノ旨趣利害得失ノ計算費用ノ出納及ヒ將來賤行ノ考案ヲ演說書ニ詳記スヘキ事

第十章 受渡相濟次第其段新任ヨリ正院並ニ大藏省ヘ届出ヘキ事

第十一章 先官ノ成績國家ニ鴻益アルモノハ勿論引渡條件ノ内其處分成規例格ニ乖戻スルカ或ハ後來ノ弊害トナリ引受難キ件々ハ

其事情ヲ詳カニシ主務ノ省ヘ稟議スヘキ事

第十二章 租稅田納其現在金穀ノ仕譯書ト右ニ關スル諸帳簿ノ結末トヲ照合シ差異ナキヲ詳知シテ後請取ヘキ事但受取濟届ノ節米

金仕譯書寫大藏省ヘ差出スヘキ事

第十三章 置金並堤防營繕等ノ費用臨時受取金其外諸取立金 取立濟ニテ未ダ大藏省 納メサル分ヲ云フ 等ハ爲換方ヨリ取置候不動産ヲ記載スル證書並

兼テ爲換候約定證書又ハ其簿記計算ノ方法爲換納拂ノ順序等ニ至ル迄無遺漏受渡スヘキ事

第十四章 右ノ規則ニ從ヒ一旦受渡シ證書交付ノ上ハ總テ新官引受ケ調理スヘキ事

註一、諸帳簿ノ類目錄ヲ添ヘ受渡スヘキ必要ノ書目。二、諸帳簿引渡書式。三、租稅米金引渡目錄書式。四、出納米金引渡目錄。

五、演說書文例。六、演說書ニ記スヘキ箇條。等アルモ何レモ省略

諸御布告及本廳布達等書ク人爲ニ知ラシメンコトヲ指示ス

別紙舊高札場ヘ揭示案相達候條白板ニ相認メ普ク人民ヘ可令熟知此旨相達候事

第二節 大分縣の沿革

明治六年十一月十八日

但諸御布告並ニ縣廳布達等ハ戸保長門前或ハ便宜ノ場所へ是迄ノ通揭示候義ト相心得候事
別紙

本年第六十八號太政官公布ニ基キ諸御布告並ニ縣廳布達等發令毎ニ人民熟知ノタメ戸保長門前或ハ便宜ノ場所へ凡三十日間令揭示候義ハ銘々熟知遺漏アラシメサルコト御趣旨ニ候條萬一戸保長手許ヨリ布令落シ有之候共一旦揭示日數ヲ經ルノ後ハ如何ニ苦情申立候テモ決シテ採用不相成既ニ上納期限ニ差臨ミ自分儀ハ存セサル杯ト申唱戸長へ通り候者モ有之不辦ノ至リニ候就テハ戸保長タルモノ別シテ留心無洩行届候様屹度揭示ノ上重テ戸毎ニ觸示シ人民ノ苦情無之様可致注意此旨兼テ令揭示者也

番外

論 告

凡そ天地乃問る生ずるを比一として其責任ならざるに況んや人億萬物乃長りして其責任亦最も大なるを以て今日人民其身小務ヲ爲シ義務として之を区分れり軍役租稅道路修繕陪審等乃四ふ軍役と徴募を應じて兵役ニ服し以て外敵を禦くなす租稅と米石代雜稅等を納税以て國用を足し富強比資本ヲ供けりなす道路乃修繕と陸行旅をして路の便をらしめす物貨乃運搬有無の交易自甲を得せしめる様其破損を修理し一郷一區より推して一國一縣の力を盡し給ふなす陪審と證據人又設立會人となす非理ヲ屈けるの冤枉を解き人乃權利を伸としむ友于同濟乃情義人間一日も忘るるを知らざれば此乃四隣の者も各自任ずるに義務なるを知り而して後初て善惡是非を辨へ萬物の長たる名も擧ぐるを知らざれば軍役を怖れ租稅を厭ひ賦役を怠り民權を妨害し渾て一身の義務實度外小措置富榮安寧の政調を其度外小措く心よす苛政暴令と相心得種々の苦情實唱る偶公儀を以て事務を處せんと論ずる小區あるを其議事小臨や公議を盡さず却て私意を主張し義務の何物あるを辨へ以て小區戸長實誹謗惡惡するに至る是れ愚蒙の人民と謂てざるを得ず此輩小限り己の務むるに義務を知らざれば微情逸樂自主の權利と心得違ふ弊習あり縣廳忠告懇諭の足らざる者は申すものゝ又自主自由の誤解を以て非す諺云狡猾の民は苛刻の政府ありと苛政暴令とは己より出て己より復の類に似たり夫れ政府は人民の爲ふ富榮安寧を謀り區戸長小於ては政府の旨趣を奉し人民を教誨督責し其の務むるに義務を以て從事せしむる者なきは豈之を誹謗惡惡するの理ならんや區戸長の教誨督責は乃ち縣廳の指令する處縣廳は

朝廷愛護の御趣意を奉體し管下の人民實して富榮安寧小誘導し保護の任を盡さふんと欲する微誠を表する小あり今區戸長の教誨督責するや尙ほ父母の子孫小灸艾藥餌を以て慈愛の情を盡しか如し苟も當縣の人民たらんものは能く己の務むるに義務を怠らざらば反復猛省以て其身の富榮安寧を保ち朝廷至仁の恩澤小浴し候様有之度事小候此旨懇篤及告諭候事

明治八年三月卅一日

森 下 景 端

縣令參事判事兼任ノ件 明治八年八月五日丙第六號布達

當縣令參事判事兼任ニ付テハ民事判事ノ裁判ニ關係ノ書面宛名總テハ左ノ雛形ニ準シ可差出此旨布達候事(大分縣權參事兼七等判事小原正朝)

宛 名 書 載 雛 形

大分縣 參事兼 何等判事 何 某 殿

權參事

御維新となり廢藩置縣となり從來の政治態勢をすつかり改め、新に縣治の方針を樹立したとは云へ被治者たる民衆に其觀念なく殊に文運未だ開けざる明治初年に於ては、諸般の改革整理は一朝にして行はるゝやうもなく、民意の統制には當局者も相當困難をなめたであらう、左の一文は聽訟課時代民意暢達の爲縣令森下景端の發した諭告文であつて、懇切細微を盡したものである。

人民交際上云々告諭文

甲番外十七 明治八年十月廿五日

凡人民ノ世ニ交リヤ其信ヲ立テ其義ヲ行ヒ其家職ニ從事スルハ倫理ノ定ムル所ニシテ他言ヲ贅スルニ及バズ故ニ交際上ニ信義ヲ失ハス約定上ニ違變ヲ生セス願末正敷シテ始メテ人ノ人タル名ニ背カサルベシ 中古封建ノ時人民ノ長上タルモノ多クハ尊大倨傲ヲ以テ政柄ヲ握リ抑壓ノ制令ヲ施シ遂ニ人民暗愚ヲ分トシテ卑屈ニ安セリ爾來小康アルモ漸ク澆季ニ至リテハ人情輕浮風俗薄惡

第二節 大分縣の沿革

習上性トナリ狡猾ヲ大智ト思ヒ詐偽ヲ深慮ト考ヘ規約アルモ履行セス期限アルモ等閑ニ打過キ互ニ凌轍輕慢スルハ人ノ人タル義務ヲ知ラサル野蠻ノ誹リヲ招クニ至ルハ今日開明ノ盛賊ト謂ルベキ者ナリ就中其弊ノ著シク明ナルハ金銀貸借物貨買賣上尤多シ其因テ起ル所約定租略ナル證據ノ曖昧ナルヨリ紛議ヲ醸シ終ニ私有スル金銀物貨ノ權利ヲ失フ者アリ於是或ハ僥倖ヲ以テ償却ノ義務ヲ免ルモノ絶テナシ共難申實ニ愕然ノ義ニアラスヤ之ヲ未然ニ御洞察被爲在所質入書入ノ證ニハ必ス用務所ノ與書割印ヲ受ケ以テ詐偽ヲ防キ又ハ二重典賣ノ弊ヲ矯メ金銀借ノ證ニハ印紙ヲ貼用シ其證據ヲ堅クナサシメ且其數字ノ如キ一二ハ壹貳等ノ字ヲ換用シ點嵌改作ノ憂ヒナカラシメ帳簿等ニハ綴目ニ押印セシメ紙葉ヲ掃摺スルノ奸ヲ妨キ買賣諸取引ノ證ニハ行文約定ノ期限并授受ノケ所利息ノ極メ抵當物ノ多寡等明確ニ記載ナサシメ後患ナキ様ニトノ厚キ御趣意ナリ 譬ハ貸金ニハ金員貸付ノ年月日返濟期限ノ年月日利息ニハ一年又ハ一月幾分ノ利息買付米穀ニハ米穀石高買取約定濟ノ年月日代金ハ高一石ニ付相場何圓替、内渡金高ハ渡濟ノ年月日、殘金現米穀可渡約定ノ年月日、貸借證人等ノ氏名捺印疎漏曖昧無之様掲載ナスベキトノ御布告ハ時々頒布ニテ了知セシムル所ナリ、然ルニ御趣意未タ徹底致サス邊郷ニテハ猶疎漏ヲ免レサル證據等多ク有之訟廷ニ臨ミ不都合ノ向モ有之其原由ヲ推究スレハ當初懸意ノ朋友又ハ親族縁家等ノ故ヲ以テ舊染ノ慣習ヲ脱セズ約定ヲ等閑ニスル舊弊ニ職トシテ之ニ由ラサルハナシ然シテ一朝風波ヲ生スレバ金銀ノ爲ニ百年ノ友誼ヲ破リ骨肉ノ姻親ヲ怨棄離スルニ至ルハ是レ亦可憫可憾事ニ非スヤ又一ニハ人民文字ヲ知ラサルヨリ證書ヲ作ルニ及テハ粗知者ニ依頼ス其者モ稍文字ヲ知ルト雖モ作文ヲ知ラス他人ノ證書ヲ模寫シ其文意ヲ主トシテ該人ノ規約ハ度外ニ閑キ他人ノ約ヲ履マシメ或ハ借主貸主ノ案文ヲ直寫シ何等ノ約定ヲナセシヲ知ラスシテ他日ノ迷惑ヲ醸シ或ハ違約金トハ通常會話ノ挨拶詞同然ニ心得不知不識一二月ヲ出サルニ元高數倍ニ騰リ一家ノ身代ヲ失ヒ實地讓リ分界相立サルヨリ製世傳家ノ土地ニ離レ賣掛買付等モ其空約ヨリ偶證憑アルモ出訴ノ期アルヲ知ラスシテ損失ヲ招キ又ハ返金ヲ渡セシ後證書ヲ取返サザル等閑ヨリ二重ノ督促ヲ受クル等比々枚舉スルニ遑アラズ是人民曖昧不學ノ致ス所ト言ハサルヲ得ス皆是自ラ其災難ニ罹リ難題ニ陷ルハ自業自得ト雖モ幾部分ハ區戸長ノ責ナキニシモ非ス、區戸長ハ親民ノ職ニ在テ朝昏而晤親諭ノ義務アレバ又顧トシテ他視スルニ忍ヒサル所アルベシ、從來小區々々ノ用務所門前ニ揭示場アリト雖モ未開文盲ノ人民ハ幾回往返ナスレ仰キ視テ熟讀スル者一百人中十人ノ上ニハ多ク出ルベカラス、偶讀ム者アリトモ解セサルノ文義區戸長ハ質問ノ者ハ又一二ニ過ザルベシ如斯有

様ニテハ何レノ時御趣意ヲ了解シ開明ノ恩澤ニ浴シ壓制ノ卑屈ヲ伸ルニ由アラム、望ムラク區内ノ人民ヲ時々集會セシメ懇々説諭致シ今ヨリ後ハ金銀貸借地所質入書入諸般取引ニ出ダス證書ハ其金銀物品ヲ自己ノ所有權利内ニ格護スル證據モノニ付金銀物品償却還納ノ時ハ義ノ取引ニ差出タル證書ハ必ス取返スベキ管ナルヲ了知セサルヨリ證書ノ何物タルヲ辨ヘサルガ如ク其儘ニ月日ヲ經過スルハ他日混雜紛議ノ生スル種ヲ蒔置クモノト心得ベシ、此道理ヲ辨知スレバ假令知音懸意ノ者ニテ幾一二日ノ事タリトモ證書ヲ收メシテ金銀等ノ取引ハ決シテ致スベカラサルヲナリ 其手數ナクシテ金銀ヲ貸シ與ヘタル者ハ金主タルノ權利自ラ剝キ落シタルモノト心得旨懇ニ示スベシ、其他百般ノ約定等ノ事モ右ニ準シ恣々恫々トシテ結約ヲナシ後難ヲ招キ自ラ生活ノ道ヲ失フ者無之様精々注意致シ度此段及示諭候事

附 錄

諸般取引違約ヨリ出訴訟廷ニ申補フ乞フハ債主義務ヲ缺キ相對ニテ權利ヲ伸フル能ハサルノ故ヲ以テ官ノ裁決ヲ受クル者ナレバ自ラ出頭スベキ管ナレト婦女老幼ハ勿論成丁タリトモ口訥り理明カナラスシテ思フ所ヲ述ベ言ント欲スルヲ盡ス能ハサル者代言ヲ親戚朋友等へ委任スルハ其者ノ情願ニアリ、又無筆ニテ訴狀ヲ作ルヲ得サル者ハ代書ヲ請フモ妨ナケレト自ラ思フ所ヲ述ヘ言フ所ヲ筆スベキモノハ必ス代言代書ヲ要セス然ルニ無知ノ細民代言代書ヲ官吏ト誤認シ出訴スルニハ必ス代書代言ニ依ラサレバ出訴スベカラスト思フノミナラス勸モスレバ區戸長ニ猶代言代書ヲ官ニテ設立スルモノト思想ニ過キ其需ニ應シ區内人民ヲ携帶喚問スル等ノ間ニハ有之哉ニ相聞ヘ全專制壓抑ノ餘習然ラシムルナレバ能々留心致スベキヲ其ナリ是ヲ以テ代言代書ヲ業トスル者ハ其際ニ乘シ自己ノ利ヲ營マンカ爲メニ民間ヲ回歴訴訟ヲ勸奨シ自ラ代言代書トナリ原被告人ノ損失ハ度外ニ置クト云ヒ誣言ナラス僅々一二圓金ノ爲ニ其費用數十圓ニ陟リ縱令訴フル所ヲ得ルモ失フ所得ル所ニ數倍シ終ニ其費用ヲ償フ能ハサルニ至リ代言代書必ス借用證ヲ徵ス然シテ息銀ハ通常ニ倍シ又夥多ノ違約償ヲ極メ初ハ十數圓ノ借券ナルモ不日ニ百、數十圓ニ層殖シ夫カ爲身代限り處分ニ至リ又原被本人ハ熟談解訟セントスルモ代言代書ニ要セラレ數日ニ綿亘シ其費用ニ困苦スル等ノ者往々有之右ハ全ク當初代言代書人ニ眩惑セラレ不慮ノ巨害ヲ買ツテ不測ノ淵ニ陥ルト謂ベシ前ニ述ル如ク訴フベキヲ自ラ訴ヘテ御寒暑雨ヲ凌キ儲蓄スル財產ヲ徒手長舌ノ爲ニ吮取セラル、ト無之様示諭イタシ度就テハ自ラ訴フモノモ訴ヘラル、モノモ裁判廷ノ規則ニ聞ク呼出ノ期日ニ不參

又ハ運參スレバ罰金ヲ科セラル、コヲ知ラサルヨリ罰金申渡ヲ受クルモノ此ニ跟隨シ或ハ被告人原告、訴訟ヲ受取ルニ臨ミ借金ノ覺ナキトカ返済シタルトカニテ呼出狀ヲ等閑ニシテ罰科ニ罹ル者モ有之實ニ可憫トニ候條借用覺ナキ者返済シタル等ノコアル者ハ其旨答書ニ認メ期日ニハ必ス出聽スベキ様懇篤説諭可致事

大給債建設費審附

(壬申六月大分縣廳ヨリ建校布告ヲ爲シタキ)

舊府内縣知事從五位大給近說東上發報ノ際ニ當リ言ヲ私共ニ托シテ曰ク豊州ハ國ノ僻壤ニテ人民ハ固陋人材ニ乏敷之ヲ三都ノ開化ニ比スレハ殆ント天淵ノ如シ當今 王政日新萬機御復古ノ秋ニ際シ勳モスレハ舊習ヲ守採シ朝旨ヲ腹非スルノ輩往々コレアリ舊習ヲ洗滌シ頑固ヲ開化スルハ畢竟政令施行ノ方法ニ依ルト雖モ人ノ知識ヲ研磨シ固陋ヲ冰釋スルハ學問ニ如ス學問ヲ以テ文明ノ域ニ駁々進歩セシムルハ建校ニ如カス然レモ建校ノ舉未タ時至ラス余終ニ素志ヲ達スルヲ得サルカ汝等宜シク余カ微衷ヲ體シ他日建校ノ議アラハ費用ノ一分ニ加ヘンコヲ依頼スト因テ金二千圓ヲ托シ以テ東上ノ留別トセリ今般縣廳果シテ建校ノ議アリ廳下有志ノ人民私金ヲ投シ戮力廳意ヲ翼賛スト聞ク是近說曾テ依頼スル所ノ時機到來素志ヲ相達スルノ秋ナリ仰願クハ右些少ノ金員建校入費ノ一分ヲ補給スルヲ得ハ近說涓埃ノ素志相達シ何ノ幸福カ是ニ過ンヤ加之衆庶ヲシテ文明ニ進歩セシメ人材ヲ教育セハ他日三都ノ文明ニ比似センコ亦遠カラス而シテ生等倚頼ノ機ヲ失セサルニ庶幾乎恐惶頓首

壬申六月

元府内縣知事親族

第三大區一ノ小區士族

增 澤 近 篤 印

松 平 近 英 印

右 戶 長 永 井 一 二 印

大分縣

御 廳

右之通願出候問奧印仕候

檢 區 長

戶 田 源 五 四 郎 印

書面閉届候條追テ夫々可及差圖候事

壬申六月

第二款 歴代の知事、警察部長

一、知事の部

就任年月日	前任地	轉出年月日	轉出先	出身地	氏 名
明治 四、一、一四	岡山縣權大參事	明治 九、六、七	退 職	岡山縣	森下景端
同 九、九、四	岡山縣權令	同 一、一〇、二八	退 職	岡山縣	香川眞一
同 一、一〇、三〇	山梨縣大書記官	同 二、四、九	鳥取縣知事	高知縣	西村亮吉
同 二、四、九	滋賀縣知事	同 二、六、五、二六	福岡縣知事	佐賀縣	岩崎小二郎
同 二、六、五、二六	福岡縣知事	同 二、九、九、二八	警 視 總 監	鹿兒島縣	山田爲喧
同 二、九、九、二八	秋田縣知事	同 三、〇、四、六	非 職	廣島縣	平山靖彦
同 三、〇、四、六	新潟縣書記官	同 三、一、六、二五	非 職	愛媛縣	杉本重遠
同 三、一、六、二五	山形縣知事	同 三、二、八、八	長野縣知事	鹿兒島縣	押川則吉
同 三、二、八、八	警視廳警視	同 三、四、六、五	警 保 局 長	熊本縣	鈴木定直
同 三、四、六、七	休職鳥取縣知事	同 三、八、九、四	埼玉縣知事	鹿兒島縣	大久保利武
同 三、八、九、四	埼玉縣知事	同 三、八、九、一一	退職着任セス	佐賀縣	木下周一
同 三、八、九、一一	富山縣知事	同 三、九、七、二八	岐阜縣知事	大阪府	小倉久

第二節 大分縣の沿革

明治三九、七、二八	行政裁判所	明治四四、七、四	長野縣知事	奈良縣	千葉貞幹
同 四四、七、四	東京府事務官	大正二、六、一	休職	岡山縣	昌谷彰
大正二、六、一	愛知縣事務官	同 三、四、二四	奈良縣知事	宮崎縣	川口彦治
同 三、四、二八	休職群馬縣知事	同 四、八、一二	山口縣知事	山形縣	黑金泰義
同 四、八、一二	長野縣知事	同 六、一、一七	茨木縣知事	愛媛縣	力石雄一郎
同 六、一、一七	大阪府警察部長	同 一〇、五、二七	依願免官	福島縣	新妻駒五郎
同 一〇、五、二七	大阪府警察部長	同 一二、一〇、二二	熊本縣知事	石川縣	田中千里
同 一二、一〇、二二	元拓殖局長	同 一三、七、二三	岩手縣知事	佐賀縣	後藤祐明
同 一三、七、二三	和歌山縣	同 一四、九、一六	警保局長	山口縣	松村義一
同 一四、九、一六	大阪府警察部長	同 一五、九、二八	休職	千葉縣	永井準一郎
同 一五、九、二八	愛知縣警察部長	昭和二、五、一七	休職	兵庫縣	川寺俊信
昭和二、五、一七	元神奈川縣	同 三、六、二九	栃木縣知事	佐賀縣	藤山竹一
同 三、六、二九	元臺灣警務局長	同 四、七、五	休職	鹿兒島縣	久米成夫
同 四、七、五	警視廳刑事部長	同 五、八、二二	熊本縣知事	新潟縣	本山文平
同 五、八、二二	元熊本縣	同 六、一二、一八	休職	熊本縣	阿部嘉七
同 六、一二、一八	警視廳本部長	同 七、六、二八	休職	大分縣	永野清
同 七、六、二八	京都府內務部長	同 一一、四、二二	依願免官	岡山縣	山口易之
同 一一、四、二二	內務省	同 一二、七、七	依願免官	靜岡縣	白松篤樹
同 一二、七、七	兵庫縣總務部長	同 一四、四、一七	農林省	山口縣	栗屋仙吉
同 一四、七、一七	兵庫縣警察部長	同 一六、一、七	文部省	愛知縣	額彌三

同 一六、一、七
同 一七、六、一六

內務大臣官房
會計課長
大阪府學務部長

同 一七、六、

厚生省生活局長

廣島縣
山口縣

灘尼弘吉
伊藤久松

二、警察部長

明治一五、四、二五	警視廳警視	明治一九、八、一二	非職	長崎縣	山川景範
同 一九、八、一二	非根室縣警部長	同 二七、五、一八	佐賀縣警部長	岡山縣	師岡毅
同 二七、五、一八	鳥取縣警部長	同 二八、六、二〇	內閣書記官	本山上久	井上穆
同 二八、七、五	警視廳警視	同 二九、三、一二	鳥取縣警部長	依願免官	山中幸義
同 二九、三、一二	和歌山縣警部長	同 三〇、五、一四	依願免官	依願免官	宮內愛亮
同 三〇、五、一四	石川縣警部長	同 三一、七、二七	非職	德島縣警部長	浦田太郎
同 三一、七、二七	三重縣警部長	同 三一、一、二一	警視廳警視	警視廳警視	稻田穰
同 三一、一、二一	德島縣警部長	同 三二、八、一二	死	死	大樂新造
同 三二、八、一二	警視廳警視	同 三二、一〇、二三	佐賀縣警部長	佐賀縣警部長	野口能毅
同 三二、一〇、二六	佐賀縣小城郡長	同 三三、一、二〇	岡山縣警部長	岡山縣警部長	萩原昌朔
同 三三、一、二〇	警視廳警視	同 三五、一〇、二〇	熊本縣警部長	熊本縣警部長	福井縣
同 三五、一〇、二〇	兵庫縣警部長	同 三八、四、一九	休職	休職	山口縣
同 三八、四、一九	奈良縣警部長	同 三九、七、二八	石川縣警部長	石川縣警部長	兵庫縣
同 三九、七、二八	大分縣警部長	同 四〇、一、一八	埼玉縣警部長	埼玉縣警部長	佐賀縣
同 四〇、一、一八	警視廳警視	同 四三、七、一四	廢官	廢官	山形縣
同 四三、七、一四	奈良縣警部長	大正二、六、一三			黑崎眞也

大正二、六、一三	大分縣事務官	同	三、六、九	休	山形縣	今村惟善
同 三、六、九	大分縣事務官	同	五、四、二八	福島縣內務部長	京都府	田邊勝邪
同 五、四、二八	大阪府理事官	同	六、八、二五	警保局事務官	秋田縣	横山助成
同 六、八、二五	元千葉警察部長	同	八、四、一九	大分縣內務部長	東京府	間野一
同 八、四、一九	第四師團 法官部理事	同	八、八、一八	鳥根縣警察部長	鹿兒島縣	山口織之進
同 八、八、一八	鳥根縣警察部長	同	〇、六、三	沖繩縣警察部長	山口縣	桑原一郎
同 一〇、六、三	山梨縣理事官	同	一、二、二四	三重縣警察部長	鳥根縣	落合慶四郎
同 一、二、二四	朝鮮總督府 事務總督官	同	一、三、六、二七	休	三重縣	菊山嘉男
同 一、三、六、二七	長野縣警察部長	同	一、四、九、一六	熊本縣警察部長	福島縣	村井八郎
同 一、四、九、一六	香川縣警察部長	昭和	二、五、一〇	滋賀縣警察部長	千葉縣	双川喜一
昭和 二、五、一〇	和歌山縣 警察部長	同	三、二、二八	千葉縣警察部長	熊本縣	横井直興
同 三、二、二八	秋田縣警察部長	同	四、七、八	奈良縣警察部長	岩手縣	二見直三
同 四、七、八	鳥根縣警察部長	同	五、八、二八	神奈川縣 警察部長	熊本縣	林田正治
同 五、八、二八	青森縣警察部長	同	六、二、二一	依願免官	京都府	上田一郎
同 六、二、二一	埼玉縣學務部長	同	六、一、二、一八	依願免官	鳥根縣	間宮龍眞
同 六、一、二、一八	京都府學務部長	同	六、一、二、二四	兵庫縣內務部長 着任七、八	靜岡縣	戸塚九一郎
同 六、一、二、二四	滋賀縣警察部長	同	七、三、三一	福井縣內務部長	千葉縣	關 壯 二
同 七、三、三一	栃木縣學務部長	同	七、六、三〇	徳島縣警察部長	熊本縣	松崎陽一
同 七、六、三〇	徳島縣學務部長	同	八、六、二三	滋賀縣警察部長	佐賀縣	梁井淳二
同 八、六、二三	愛知縣學務部長	同	一〇、一、一九	宮崎縣總務部長	長崎縣	眞崎長年

昭和一〇、一、一九	東京府官房主事	昭和一二、二、二二	警視廳衛生部長	東京市	村田五郎
同 一二、二、二二	長野縣學務部長	同 一二、一〇、一	内務省衛生局 醫務課長	三重縣	野間正秋
同 一二、一〇、一	大分縣經濟部長	同 一三、一、一一	愛知縣學務部長	新潟縣	越野菊雄
同 一三、一、一一	兵庫縣學務部長	同 一四、四、二一	栃木縣經濟部長	山口縣	奥田久七郎
同 一四、四、二一	警視廳保安課長	同 一五、四、一〇	内閣情報部書記官	東京市	田中榮一
同 一五、四、一〇	山口縣學務部長	同 一六、一、八	警視廳消防部長	徳島縣	廣岡謙二
同 一六、一、八	内務省事務官	同 一七、一、一七	長野縣警察部長	新潟縣	大森健治
同 一七、一、一七	内務省事務官	同 一七、一〇、二九	對滿事務局	東京市	松 尼 楸
同 一七、一〇、二九	上海領事			山梨縣	古屋久雄

註 明治十四年十一月廿六日第九十八號太政官達ヲ以テ府縣官中警部長ヲ置キ官等俸給ヲ定ム

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

本章に於て謂はんとする處の要は既に前章「廳藩置縣後の警察」の款に於て其一部を挙げ更に以下本章中の各篇款に於て記すを便とするを以て茲には單に制度變遷中重要もの及び行政警察規列並に其前後に於ける制度に關するものにして採集し得たる古文書等を擧げて參考に資せんとす。

制度變遷の概況

一、明治八年三月行政警察規則の發布せらるゝや之に基き本縣に於ては縣下大分（第一）、高田（第二）、隈（第三）、竹田（第四）、佐伯（第五）の五箇所に出張所を設けて警部を派駐し巡查各十數名乃至數十名を附屬せしめ更に右出張所下に屯所二十一箇所（大分出張所下八、高田同四、隈同三、竹田同三、佐伯同三）を設けて各數名宛の巡查を配置し以て行政警察規則に據り（縣に數ては他にも出張所屯所の職務に關し同年十二月十日甲第二百二十四號以て出張所屯所設置に關しての達を發せり原文は出張所屯所時代の款にあり参照。）事務を處理すると共に専ら警邏査察の事に當らしむる事とし第一大分出張所は八年十二月十日。第二高田、第三隈の各出張所は九年二月二日。其他は同年二月二十日より夫々開廳したり之本縣に於ける現在警察署制度の始祖なりとす。

九年宇佐、下毛の兩郡が福岡縣所管より本縣へ移管せらるゝに及び同年十一月より中津町へ第六出張所を設置して屯所三箇所を配したり。

一、翌十年二月には内務省乙第五號に依り出張所を警察署に屯所を分署と改稱し。

一、越へて十一年三月には警察署、分署管内樞要の地を撰びて縣下八箇所に各巡查數名宛を派駐せしむるの制を設けたり之即ち巡查派出所制度の始なり。

一、更に十三年六月に至り縣、甲第二號は前項を廢し之に代ふるに巡查交番所を以てし其數實に三十を算せしが本制度は多くは名稱の變更に過ぎずして實質に於ては依然派出所制度に異ならざりし然るに。

一、十九年十一月に至り又復前記交番所の名稱を廢し派出所とし翌二十年一月一日より之を實施し其數縣下に二十六を算したり。

一、其後間もなく即ち二十一年七月には縣甲第三十四號を以て右派出所の制度を改め凡そ一町村一箇所を標準として巡查駐在所の制を採り一巡查をして一村を受持駐在せしむることとし以て今日に及ぶものなるが尙其の間。

一、明治三十九年より三度派出所の設置を見るに至りしが本派出所制度なるものは前二回に亘りし夫とは大に其の趣を異にし多くは警察署、同分署所在地にして其直轄地域の廣大なる爲或は汽車停車場若くは水上取締等の如く特殊地域或は特別の事項に就き取締上主署よりする不便を補ふ爲のものにして一言具體的の語を以てせば一地域に於て或る取締に従事する巡查の勤務の餘時に於ける休憩所にして且附近民衆よりする簡單平易の願届伺事項を取次處置するの場所たるなり。

一、巡查部長並同派出所の制度 同二十三年三月巡查の監督補助機關として巡查部長の職を置き更に三十五年三月に至り縣下警察署所在の地に遠隔不便の地を撰び派出所の制度を設く其始め十五所にして爾來改廢を経て現在八所となる。

一、警部補及同派出所の制度 警部補の官は最初明治十四年十二月太政官達第百一十一號に依り之を設けられ或は課署僚とし或は分署長として専ら警部を助け或は之に代り警察中樞の機關として存在せしが其後僅かに九年にして即ち二十三年十月に至り勅令に依る地方官々制の改正に依り廢止せられたり然るに其後明治四十三年に至り又復再現同四月一日より其官を置き今日に至り而して其間大正三年十月内務省訓令は警部補派出所の制度を認められ本縣亦之に據り同七年十月始めて別府警察署管内御越町字龜川、中津署管城井村（現耶馬溪村）字柿坂、三重署管東大野村（現大野町）字田中、及臼杵署管津組村（現津久見町）字津久見の四箇所に新設し爾來佐賀署管坂ノ

市町字市、鶴崎署管戸次町、大分署管河南村、及四日町署管安心院村に増設現在八箇所を算するに至りたり。以上の外警察部と其機構の變遷或は水上警察署の新設廢止を始とし更に詳細のものに至りては以下各節各款に譲らんとす。

連第八八號 明治七年七月

省 使 東 京 府

東京府管下兵隊屯營ヲ除クノ外官廳地官用地構内ニ居住ノ者有之ニ付テハ警察上取調ノ爲警部又ハ巡查等其守門者へ申通臨時立入候義可有之候事

太政官連第二十九號 明治八年三月七日

行政警察規則別冊ノ通相定候條本年四月一日ヨリ施行可致就テハ從前捕亡吏取締番人等ノ名稱ヲ廢シ巡查ト改稱可致旨相達候事

(明治八年十月第百八十二號ヲ以テ遷卒トアルハ總テ巡查ト改ム)

但捕亡費ヲ以テ警察費ト稱シ定額ハ先從前ノ通ニ候條出張所並吏員配置ノ義ハ適宜タルヘク尤差向規則ノ通施行難致事情有之向ハ其段内務省へ可申出事

(規則ハ別座ニ移ス)

(沿革) ○明治三年十二月廿四日布告ヲ以テ三府並開港場取締心得ヲ定ム ○同日藩縣ニ於テモ三府ニ準シテ取締方ヲ布告 ○同

五年三月第八十一號布告ヲ以テ三年十二月布告三府開港場取締規則ハ諸縣ニ於テモ適用セシム ○同八年三月七日第二十九號以

テ行政警察規則ヲ制定ス ○同八年太政官連第四十七號同第一八三號及同年十二月第二百六號連ヲ以テ各規則一部ヲ改正ス

太政官連第二十九號 明治八年三月七日

(達文ハ別座ニ移シ茲ニ之ヲ略ス)

行政警察規則

第一部 警察職務ノ事

第一條 行政警察ノ趣意タル人民ノ凶害ヲ豫防シ安寧ヲ保全スルニアリ

第二條 各府(東京府)縣長官其事務ヲ提掌シ(大屬以下ヲ分テ警察掛トシ)警部ヲシテ之ヲ分掌セシメ便宜各所ニ出張シ(遷卒)

巡查ヲシテ各部ニ分派シ巡查察セシム(註)以下括弧の文字はは當初制定せられたるものなり(八年十二月第二百六號ヲ以テ全條改正)

第三條 其職務ヲ大別シテ四件トス

第一 人民ノ妨害ヲ防護スル事

第二 健康ヲ看護スル事

第三 放蕩淫逸ヲ制止スル事

第四 國法ヲ犯サントスル者ヲ隱密中ニ探索警防スル事

第四條 行政警察豫防ノ力及ハスシテ法律ニ背ク者アルトキハ(其犯人ヲ探索逮捕スルハ司法警察ノ職務トス之ヲ行政警察ノ官ニ

於テ行フキハ)檢事章程並司法警察規則ニ照スヘシ

第五條 警察官吏ハ公同一般ノ裨益ヲ計リ一家隱微ノ小惡ヲ發クヘカラス且一己ノ功ヲ貪リ警察一般ノ目的ヲ愆ルヘカラス(八年

月第二百六號連ヲ以テ第五條第六條第七條ヲ削除シ第八條ヲ第五條トス)

(註) 第五條 各出張所ニ派出セル警察掛官員ハ時々本廳ニ參會シ事務ヲ商議シ處分異同ナキヲ要スヘシ

第六條 警察掛官員ハ諸法規則ヲ遵奉シ遷卒ノ勤怠ヲ監察シ各出張所ノ事務區々ナラサルヲ要スヘシ

第七條 非常ノ事件等不得止ノ場合ニ於テハ掛官員ヨリ直ニ警保頭へ報告スルヲ得ヘシ

第二章 警部勤務ノ事 同上本章(最初制定當時ハ第二章ナシ)

第一條 各出張所ニ派出セル警部ハ時々本廳ニ參會シ事務ヲ商議シ處分異同ナキヲ要スヘシ

第二條 凡ソ布告布達ハ其旨趣ヲ巡查ニ教示シ誤解スルモノナキヲ要スヘシ

第三條 時々區内ヲ巡視シ其景況並ニ巡查ノ勤怠正否ヲ察スヘシ區内ノ人員戶數職業等ハ或丈ヶ詳知スルヲ要スヘシ

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

第二章 警察制度の變遷（本縣）

第四條 區内ノ事故ハ月報ヲ以テ長官ニ報告スヘシ若シ非常急緊ノ事件アレハ速ニ報知スヘシ時機ニ依リ直ニ警保頭ニ報告スルヲ得ヘシ

第五條 凡ソ警察ノ事ニ付テハ直ニ他府縣ノ警察官ニ報知若クハ照會スルコトヲ得ヘシ

第六條 達又ハ訊問等ノコトアルニ付テハ勅奏官及華族並有位ノ者ハ家令家扶執事ヲ呼出スヘシ判任官以下士族平民ハ直ニ本人ヲ呼出スコトヲ得ヘシ

第七條 違警犯人ハ其犯狀ヲ按シ違警條目ニヨリ處斷シテ後長官ニ具申シ其疑按アルモノハ長官ノ指揮ヲ受ケテ處分スヘシ

第三章 邏査（邏卒）勤務之事 同上第二章 第三章トス

第一條 第一章第三條ヲ以テ職務ノ大目的トナスヘキ事

第二條 持區内ノ居民並道路行人ヨリ困難出來シテ救護ヲ乞フハ何時ニテモ乞ニ應シ或ハ救護ヲ乞ハサルモ見聞次第力ヲ盡シテ防護スヘシ

但街路其外ニテ人命ニ係ル危難有之節ハ瞬速救護シ最寄ノ醫ヲ頼ミ治療ノ手續懇切ニ取計フヘシ

第三條 老幼廢疾婦人等ハ就中注意シテ保護スヘシ

第四條 持區内ノ大小往來筋及市街村落ノ位置區長戸長ノ宅等盡ク詳知スヘシ

第五條 持區内ノ戸口男女老幼及職業平生ノ人トナリニ至ル迄注意シ若シ無陸體ノ者集合スルカ又ハ怪シキ者ト認ムルハ常ニ注目シテ其舉動ヲ察スヘシ

第六條 持區内ヘ他ヨリ來ル者アラハ前條ニ隨テ速ニ之ヲ探知スヘシ

但右等ノ事ニ付權威ヲ以テ其人ヲ呼出ス等ノ儀ハ決シテ有之間敷勉メテ當人ノ覺知セサル様隱密ニ探偵スルヲ以テ警察ノ本意トス若キムヲ得サルコトアルハ自行テ尋問スヘシ

第七條 布告布達等總テ新令ノ出ルニ付人心ノ信否ヲ考察シテ警部（掛官員）ニ報知スヘシ 同上（掛官員）トアルハ（警部）ト改ム以下皆同シ

第八條 巡邏中職務ニ關スル大小ノ事故ハ逐一手帖ニ記シ警部（掛官員）ニ報知スヘシ

第九條 非番タリトモ合圖アルカ又ハ臨時呼出ヲ受レハ早速其場ニ駆付ヘク平常其心掛アルヲ要ス

第十條 往來筋ノ妨害トナルヘキ物ヲ見ルハ速ニ之ヲ取除カシムヘシ

第十一條 道路ノ荒蕪溝渠ノ汚塞及不潔物アレハ之ヲ戸長ニ告ケ掃除ノ手續ヲナスヘシ

第十二條 官舎橋梁道路其他公有ノ建造物破損スルハ警部（掛官員）ニ報知スヘシ

第十三條 行人ニ道路或ハ其他ノ事ヲ尋問セラルルハ丁寧ニ教示スヘシ

第十四條 稚兒道ニ迷フアラハ之ヲ保護シ其居所不分明ナル者ハ之ヲ其地ノ戸長ニ預ケ之ヲ警部（掛官員）ニ報知スヘシ若シ其居所分明ニシテ其持區内ナラハ直ニ之ヲ送致シ他ノ區ナラハ其地ノ區戸長ニ掛合送致ノ手續ヲナスヘシ

第十五條 芝居其他群集ノ所ニハ出張シテ亂雜ヲ防制スヘシ

第十六條 放レ牛馬アレハ之ヲ便宜ノ所ニ留メ置キ其主分明ナル者ハ之ヲ附與シ然ラサルハ警部（掛官員）ノ指圖ヲ受クヘシ

第十七條 路上酒ニ酔ヒ失心スル者ハ之ヲ注意シ又ハ最寄人民ニ介抱セシメ其暴動スル者ハ取押ヘ其地ノ戸長ニ引渡スヘシ

第十八條 路上狂癡人アレハ穩ニ之ヲ介抱シ其暴動スル者ハ取押ヘ其地ノ戸長ニ引渡ヘシ

第十九條 路上ニ狂犬アレハ之ヲ打殺シ戸長ニ告ケ之ヲ取棄ル手續ヲナスヘシ

第二十條 道路河渠ニ死屍アルハ其糞穢ヲ檢シ警部（掛官員）ニ報知シ指揮ヲ受クヘシ

第二十一條 獸畜ノ死骸アルハ速ニ戸長ニ告ケ之ヲ取除ク手續ヲナスヘシ

第二十二條 鳥獸魚類其他食物ヲ販賣スル店ニ價造腐敗ノ品アルヤヲ常ニ檢査スヘシ

第二十三條 人家夜間戸締油斷ノ者アレハ速ニ之ヲ其主ニ知ラスヘシ

第二十四條 怪キ者ヲ見認ムルハ取糺シテ様子ニ依リ持區内出張所ニ連行或ハ警部（掛官員）ニ密報シ差圖ヲ受クヘシ倉卒ノ取計アル可ラス

第二十五條 失火ノ節ハ巡査（邏卒）失火ノ合圖ヲナシ一般ニ知ラシム且燒失ニ罹ル家ハ其家人ヲ助ケ消防ノ事モ勤ムヘシ消防人已

ニ集ルニ至レハ勉メテ亂雜及ヒ窃盜ヲ防ク事ニ注意スヘシ

第二章 警察制度の變遷（本縣）

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

第廿六條 同斷ノ節第一ニ其人ヲ救ヒ出シ次ニ書類金貨等ヲ出スヘシ又官廳其他區戶長等ノ宅ハ文書第一ニ取出スヘシ

第四章 巡査 (邏卒) 心得之事 同上第三章ヲ四章トス

第一條 專ラ行儀作法ヲ正クシ威權ケ間敷儀之ナクシテ區民ノ侮慢ヲ受ケサル様可心掛事

第二條 法度規則ヲ遵守シ上官ノ命令ヲ遵奉スヘシ決シテ職外ノ事ヲ議スヘカラサル事

第三條 同勤中ハ一心全體ト心得常ニ謙和温順ヲ旨トシ忠實ヲ以テ交誼ヲ盡シ職務怠タラサル様互ニ獎勵スヘキ事

第四條 節儉ヲ守リ分限不相應ノ儀致間敷事

第五條 職務上ニ付上官ニ申立ノ事ハ總テ實直ヲ旨トシ愛憎偏倚ノ儀決シテ有之間敷尤後日ニ至リ前言ヲ續改スル儀無之様可心掛事

第六條 巡邏中道路行人並營業ノ者ノ妨ニ不相成様可心掛事

第七條 往來ノ者ヲ取扱ニハ柔和ヲ旨トシ辨ヘナキ者ハ殊更穩ニ取扱ヒ決シテ凌辱ヲ加ヘ手荒キ處置致間敷事ヲ以テ(往來)ノ上

(市中)ノ

第八條 取調ノ爲メ人家ニ至ル節ハ接對筋總テ懇篤ニ可致但公私ノ分ヲ守リ押レ々敷儀決シテ有之間敷事

第九條 巡邏中私ニ人家ニ立寄候儀ハ勿論徒ラニ市店ヲ詠メ職務ヲ怠ル間敷事

第十條 持區内ニテ金銀等類入レ或ハ物ヲ買ヒ其價ヲ借ル等ノ儀決シテ有之間敷事

第十一條 出勤中醉態ヲ露ハシ又ハ婦女ヘ對シ戲ケ間敷儀等決シテ有之間敷事

第十二條 機密ノ筋ハ勿論職務ニ係リタル事ハ總テ他言致間敷事

第十三條 公事出入等ニハ一切關係致間敷若シ強テ相頼候者アラハ警部(掛官員)ヘ具申スヘキ事

第十四條 官ヨリ相渡サレタル得物ノ外兵器ヲ携ル儀ハ不相成且相渡サレタ品ハ大切ニ取扱フヘキ事

第十五條 得物ハ自身ヲ擁護スル具ト心得猥ニ人ヲ打擲致間敷儀勿論兇暴人アリテ手ニ餘リ不得止節ハ格別ノ事

第十六條 巡邏中傍人ノ嘲哂スルヲアリト雖モ必ス恥辱ト思フヘカラス能ク忍耐シテ相當ノ處置ヲナシ決シテ憤怒ノ色ヲ顯シ争闘ケ間敷致間敷事

ケ間敷致間敷事

第十七條 何様ノ事アリトモ職務上ニ付人民ヨリ謝物トシテ金銀物品ヲ受ルヲ有可ラサル事

第十八條 巡邏中ハ必ス役服ヲ着用シ能ク容姿ヲ正フシ他人ト同行シテ雜譚スヘカラサル事

第十九條 每朝衣服冠履其他器械ヲ檢査シ常ニ見苦シカラサル様注意スヘキ事

第二十條 屯所ハ每朝清潔ニ掃除スヘキ事

警備設置ノ儀例

本年第二十九號御布告ヲ以テ行政警察規則御定相成候付テハ速ニ着手可致候處定額ノ費用ニテハ逆モ引足り不申何分御規則ノ通施行難致候間先般不取敢及上申置候通設置ノ方法見込相立候折柄今般警察官員御差廻ニテ將來警察設置實地適切ノ見込御取調ニ付

則見込書差出置候間追テ何分ノ御指揮可有之ト恐警察致候得共差向定額金ニテハ着手ノ道無之候間最前差上置書面ノ通官民費ヲ以テ

官吏率被差置度此段相願候尤御許可無之内ハ費用ニ差支候間先ツ從前ノ儘ニ関キ候積リニ候條至急何分ノ御指令被下度此段相候

也

明治八年五月十日

大分縣令 森 下 景 端

内務卿 大 久 保 利 通 殿

書面伺之趣先ツ從前ノ儘ニ差置候儀ハ聞届候事

内務卿 大 久 保 利 通

註 「前上申書」なるせの調査するも發見に至らなかつた。

乙第六十四號

府 縣(東京府ヲ除ク)

警部巡查ノ外等外吏ヲシテ警察ニ從事セシメ又ハ警察出張所屯所等ヘ派遣シ同事務爲取扱候向有之處自今可相廢候此旨相達候事

明治九年五月十八日

内務卿 大 久 保 利 通

内務省 日 誌 明治九年第四十九號

(櫻木縣伺) 九月二十日

第二章 警察制度の變遷 (本縣)

第二章 警察制度の變遷(本縣)

府縣職制中第四課ハ渾テ警部ニテ可爲取扱旨第九十二號ヲ以テ公達ニ付左ノ件々相伺候也

- 第一條 當縣ニ於テハ第四課ヲ警察囚獄懲役ノ三部ニ分チ警察ハ警部、囚獄懲役ハ屬官及等外吏ヲシテ擔當セシメ檢得共今般ノ御旨意ニ依レバ囚獄懲役ノ事務モ警部ニテ取扱セヘキ哉然ル上ハ右等外吏モ亦巡查ヲ換用可然哉
- 第二條 前條ノ通り囚獄懲役ノ事務警部巡查ヲシテ爲取扱候ニ付テハ右ニ屬スル諸費及警部巡查給與筋ノ金額ハ從前ノ通り定額常費等ヲ以テ仕拂可然哉

(指令)

- 第一條 囚獄懲役ノ事務警部ニテ取扱候儀ハ何ノ通開置候事
- 第二條 諸費及給與金額ノ義ハ總テ從前ノ通可相心得事

使 府、縣(東京府ヲ除ク)

連第三十號 十年二月二十八日

明治七年七月第八十八號ヲ以テ東京管下各官廳地官用地構内ニ居住ノ者警察上取調ノ爲メ該官吏其守門者へ申通シ臨時立入候儀相達候處右ハ各地方ニ於テモ同様ノ義ト可心得此旨相達候事

○内務乙第九十一號 十一年十二月二十四日

府 縣(東京府ヲ除ク)

明治九年五月當省乙第六十四號ヲ以テ等外吏ヲシテ警察事務ニ從事セシメ候儀可相廢旨達置候處自今等外ニ準スル雇員ヲ置キ該事務ニ屬スル文書計算等ノ雜務爲取扱不苦候此旨相達候事

五人組制度の話

左は本縣中津市の郷土史家(今は故人)稻葉倉吉氏が雜誌「中津史談」に寄稿した記事の中から抜いたものである。

そもく五人組制度は一種の自治制であつて古來より我邦の自治の舉れるは、古から存在するこの制度が興つて力ありといはれてゐる。殊に徳川時代に於ては地方人民の便宜上五戸若は數戸を以て組成した小團體であつて、一の家族的團結をなし(中略)以つて治安維持の機關となつたもので明治初年迄千有餘年間存続し本邦の制度中最も久しく行はれたるもの、一つである(中略)

慶長二年(紀元二二五七)三月七日豊臣秀吉の發した提書に次の如きものがある。

御 掟

- 一 辻切、ナリ、盜賊之儀に付而、諸奉公人、侍は五人、申人は十人組に連判を續、右惡逆不レ可レ仕旨旨、請乞レ可レ申事。
- 一 侍五人下々十人より内の者は有次第組たるべき事。
- 一 右之組にきらはれ候者の事小指を切り可レ追放ニ事。
- 一 右之組中惡逆仕るもの、組中より申上候はゞ、彼惡黨加ニ成敗ニ組中は不レ可レ有ニ異儀ニ事。
- 一 組之外より申上候はゞ、惡黨一人に付て、金子二枚宛、彼惡黨の主人より訴人に爲ニ褒美ニ可レ遣レ之事。
- 一 今度御掟に被ニ書立ニ候侍下人、自今以後他之家中之可レ申出但本主人同心之上者、可レ爲ニ各別ニ事。
- 一 各人成敗事、夜中其外狼不レ可ニ誅戮ニ其所之奉行へ相理、可申付至ニ子時ニすまい不及ニ了簡ニ族は即刻可ニ相届ニ事。

右條々堅被ニ仰出ニ候處如件

(中略)

徳川時代の初期にあつては諸家の興廢が頻繁であつて、從て食祿に離れた浮浪の士が諸國に散在してゐて時に社會の秩序を紊る虞があり元和元年には法度を定めて浪人の取締を嚴にした、又一方切支丹宗門の禁を嚴にして寛永十一年には切支丹法度を布き懸賞を以て法徒を檢括せしむる等社會の治安を図ることに勉めてゐる。(中略)寛永以後に特に五人組に關する法令の發布が多く其機構も次第に整備せられ元祿享保の頃に至つて全く完成せらるゝに至つた。(中略)

五人組には組頭といふを置き組合員を代表して其事務を掌リ諸般の交渉などに當らせてゐた、組頭は地方に依りて頭取、與頭又は判頭等ともいひ、種々名稱がある、其選任の方法は一定せず家柄によることもあり、年功に依ることもあり又は上より任命することもあるやうで其時と場合に依り適宜にやつてゐたやうだ、この組頭の上に依り一村の事務を處理するものに庄屋(又は名主)があつた。組合員の間柄は、吉凶相助け災害相救ひ、組合員中に違法者を出すときは、組合員全部其責罰を受けねばならぬ事等前に述べた通りで其關係の親密なることは、親戚と少しも異らず遂に遠くの親類より近くの組合といふ俚諺を生ずるに至

第二章 警察制度の變遷(本縣)

つたのでも知らるゝ明治二年六月に至つて此制度は遂に廢せられた、この組頭と庄屋及惣百姓を合せて村方の三役といはれてゐた。

小倉藩では庄屋、方頭、組頭を三役といつてゐる。方頭といふが即ち惣百姓に當り大體二十五戸に一人置くといふ割合であつた。中津藩では庄屋、年寄、與頭といつてゐた。

五人組には五人帳又は連判帖と稱する帳簿を作り、其前書には各組合員の守らねばならぬ法令を記し其奥書には法度違法の誓詞を記し庄屋、組頭の連判をなし、これを代官又は奉行に提出し一方其謄本を作つてをいて毎年一二回庄屋組頭等は百姓を會同してこれを讀聞かせるのを慣例としてゐた。（中略）此五人帳は現存するもの極めて稀であるが今筆者の所藏する處の戸原村（下毛郡耶馬溪村大字戸原）の五人組帳を掲載することとする、此地はもと日田領（天領）であつたから當時の代官鹽谷大西郎の名に於て布告したものである。總て六十三ヶ條より成る大分長いものであるか冗長をいとはず掲載することとする。

御仕置 五人組帳

文政十二年丑正月

豊前國下毛郡戸原村

- 一 従公儀被仰出候前々御法度之趣、村中大小之百姓下人等に至迄、彌堅相守之可奉存事。
- 一 御治世之御恵を請、百姓安樂心儘に耕藝、時に隨ひ農業相勸候事、末々の者共迄朝暮難有可奉存事。
- 一 一切支丹宗門之儀、累年御制禁之通堅相守五人組限、當々心を付、不審成有之者早速可注進之、若隱置他より顯るゝにおゐては、庄屋五人組は不及申一類共に急度曲事可申付候、勿論如跡々之毎年壹人別に給踏可仕候、且又寺は一寺之住僧并隱居、眞宗は後住可成惣領共、山伏は官位仕候者斗除之其外妻子弟子召仕等は百姓同前給踏可申付事。
- 一 附り寺院之儀は其本寺より末寺に紛無之段證文取之可指出候并社繼目之節は可申出事。
- 一 古切支丹類族死失出生、縁組離別養子、住所替仕候は、其時に可注進候、尤違變無之候者、其段二季に届書可差出事。
- 一 （百姓身持の事なるも省略）

一 （親孝行の事兄弟親類友愛の事）

附り百姓に不似合風俗いたし、又は長脇差をさし候儀令停止候、並男女共乗物乗鞍に乘申間敷候且又浪人寺社たり共、田畑を作り候者は諸事百姓同前可相心得候事。

- 一 博奕惣而賭之諸勝負或は商に事寄博奕に似たる儀何に而も一切仕間敷候勿論右之類之もの宿等堅仕間敷候事。
- 一 附り大酒醉狂仕間敷候事。

一 米穀之類損失無之能出來候様兼而心掛可申候尤有來田畑損亡無之様被仰出候、若疎略にいたし少しの所に而も、荒作之様に致置に於ては、吟味之上地主は不及申、庄屋頭迄急度曲事可申候、獨身之百姓長煩、亦是夫に離れ、或は幼少に而親に離れ、耕作仕付難成もの有之は、庄屋組頭立會村中助合田畑荒さる様可仕候且又かたわに成、又不慮之難にあひ身上衰難立者有之候親類は不及申庄屋與頭申合介抱心添可致事。

一 （永荒地の開拓事業の事）

一 （新田畑開發の場合古田畑に障らざること）

一 （田畑を起した場合少し許にても不隠届出の事、附り本田にはたばこ作間敷事）

一 （用水井堰の普請修繕の場合の心掛）

一 郷村用水の儀先規之例を以可引之、及湯水體に候はゞ其段可訴之、我儘にせきいたし、又は切落し取申間敷候、且又井路堀を埋め、或は道を狭め、林場林を切添、田畑仕出作も仕候はゞ庄屋與頭可爲越度事。

附り水論境論等無之様、兼々心掛可申付候、萬一口論等仕出候節、刀脇指惣而又物等持出令荷擔候もの有之は、其科本人よりおもかるべき事。

一 （田畑永代賣買質地の年数は十ヶ年の事）

一 （田畑質借金銀米貸借には庄屋加判すべし）

一 （田畑質地不相應の高價を戒め、又田畑質借金銀貸借上の紛糾届出方、等）

- 一 百姓持高分の儀壹人前拾石より内に當り候はゞ配當不仕不殘惣領に讓るべし惣而分地致候歟、或は新規に百姓に在付候はゞ可注進跡式之儀存生之内、庄屋組頭立會書付等致置後日出入無之様兼而可心掛事
- 一 附り御朱印又は御證文茂無之、人馬差出候様申通候者、萬一有之其品怪敷趣有之候は注進可申事。
- 一 訴狀願書等差出候節、庄屋聞天之者私を構へ之取次候はゞ、在勤陣屋門前に願訴狀入候筒、我等封印を以日々明六ツ時分出置候間、願之趣委細相認筒訴可仕候早速我等途披見、巨細に途吟味可申事。
- 一 行衛不知者一夜之宿茂不可仕之旨、前に被仰出候通可相守總而人宿之儀何者に不限往來手形所持候共庄屋五人組へ相斷候上一宿可爲致候縱親類縁者たり共逗留候はゞ、其譯庄屋五人組に相斷、慥成者に候はゞ庄屋五人組可仕了簡、無據子細有之永遠留仕候はゞ其段可注進事。

附り他所に奉公諸稼商賣等に罷越候歟、又は用事有之罷越候はゞ願書差出往來手形取之可罷出事。

- 一 出所不知衣類諸道具總而はつしのかなもの類、一切買不申間敷候、右之品物質物に取又は預り置申間敷候、縱出所知候者に而茂、請人無之質物取申間敷候且又衣類諸道具金銀米錢等ひろい候はゞ早々申出差圖可請、隠置後日に顯るゝにおゐては、可爲曲事。

附り盗人之屑、又は盜候贖物、見出、其屑有之候はゞ庄屋五人組立會、詮議いたし埒明可申候、縱如何様之輕き者申來候共疎略仕間敷、若油斷いたし其盗人欠落致させ候歟、斷之贖物紛失爲致候はゞ、其者は不及申、庄屋五人組迄可爲越度事。

一 前々被仰出候通、唐船荷物扱買候儀は不及申、紛敷唐物他所より持來賣候者有之候はゞ一切不買取、宿等茂仕間敷候、勿論他所へ參候而、疑敷唐物一切買取申間敷事。

一 商賣故なくして俄に高直に賣出過分の利徳を貪るまじき事。

附り下直に賣出候といふとも一所に受込置しめ買しめ賣等仕間敷事。

一 人賣買堅御制禁に候、且又奉公人は年季を不限、譜代に召仕候共、可爲相對次第、但本主之障有之者不可召抱勿論一季半季居之者たりといふとも慥成受人取之可抱事。

附り人情之儀内證に而猥不可立、親類縁者其外出所罷存慥成者に而不通譯有之者、庄屋五人組に相達候上受人に可立候事。

（以下九ヶ條御年貢米の納方取扱等の事）

一 火を付る者を及見聞候はゞ早々可申出候總而村中常に火之元入念、相互に兼抹無之様可仕候、尤出火有之節者村中者不及申附近より茂馳集候而可消之、火しづまり候以後、火元之名焼失之家數、時刻等委細書付可注進事。

附り火消道具措置、町場在々庄家も或は寄所へ可指出置事。

一 御林之竹木伐取候儀者、不及申百姓山たり共、差當り入用等無之儀に伐出申間敷候、無據入用有之、伐採候はゞ其段申出可請差圖事。

附り大木は無斷して一切伐申間敷事。

一 御料にても私領に而茂、入會の野山諍論無之様、常々可致吟味、銘々持山境目は又糺置、總而山林に苗木を植、田畑山崩砂入等無之様可心掛事。

附り山中に燒畑致來候所者格別、一切燒申間敷候、無放して新規之野火付候儀仕間敷候、且又作場江牛馬猥に放申間敷候。

一 金銀、銅鐵、錫鉛、硫黃、明礬、水銀、辰砂、丹土、白土等の類何に而茂新古山共間望之者於有之者、其段願出差圖之上可仕候、萬一内證に而隠候而間堀仕候はゞ重御仕置可被仰付事。

一 鶴白鳥取儀は勿論總而珍敷大鳥取申間敷事。

一 親規之社建立之義は不及申堂ほこる並大キ成石塔供養塚等新規ニ建候儀御停止ニ候、勿論有來候社塔破却之儀は不及申、兼抹ニ仕間敷候、並寺社有來境内之外猥ニ廣め不申尤修覆ニ事寄社堂居所共少之所ニ而茂建廣め申間輔候且又古來より寺號有之候而茂、寺院取立候儀は中絶之寺號ニ候間新地同前御停止ニ候條右之類違亂の寺社有之は其村より可申出候、若隠置候はゞ庄屋組頭可爲越度事。

附り無據子細於有之は寺社奉行ニ相達差圖之上陣屋江可相斷候事。

一 山伏、行人、虛無僧、惠美須降、鉢扣、かね打、其外〇多乞食非人之類所々居來候分は其通、新規ニ差置べからず、右之類

御林又は入會之山野ニ隱居する様當々心を付可申事。

- 一 附リ捨子堅仕間敷候、若捨子等見當り候は、村中ニ而いたはり置、可申出候、捨候者者吟味之上相答可申事。
- 一 新規之祭禮取立申間敷候、有來祭禮たり共仕來之通不可過候、且又在家において旅之僧ニ法談說法致させ間敷候、寺院ニ而他所之僧に法談說法致させ候は、其段申出可任差圖事。
- 一 佛神開帳致候は、郷中ニ不限、縱他國他村に參開帳仕候共、前方其趣可注進、又者他所より神輿送來候様成儀有之候共請取不申、尤村中ニ少之間茂差置申間敷事。

- 一 祭禮、年季、佛寺或婚禮諸事廣メノ祝儀等分限より輕クいたし百姓ニ不似合結構仕間敷事。
- 一 勸進能、相撲、操狂言、其他見せ物芝居之類仕間敷候、且又遊女之類有來候所は格別、新規ニ差置候儀堅御停止之事。
- 一 牛馬賣買仕候は、跡々出所を閉届能々逢吟味、受人を立、手形取替、五人組ニ斷、賣買可仕候、不審成牛馬買申間敷事。
- 一 欠落致候者有之は凡三日程相尋、行衛相知不申候は、其趣可訴出候、尤惡事掛合有之候、又は出入中欠落致候は、即日可注進候、且又他所より越來候欠落者有之は、其子細開届出所人数委細書付記可注進事。
- 一 殺害人自滅之者は行倒者有之は、其所ニ番人を付置可注進事。

- 一 附リ他所より參候手負は不及申、郷中ニ而手紙負候者有之は、見届次第早速可注進候、且又路次等ニ而煩罷在候者を見通捨申間敷候、其者名并國所宿等承合、看病いたし重き病氣に候は、宿元江早速申遣迎を呼、手形取相渡候上、其段可訴之、當坐之病氣に候は、快氣次第宿元江相歸候共、又は行先江參候共其もの、勝手次第可仕事。
- 一 惡黨并盜人有之時は鳴を可立近郷之者は開付次第、相互ニ馳集可申候自然堂宮山林にからまり有之を見出候は、庄屋并一郷之者相談いたし可追拂事。

- 一 喧嘩口論有之を見出候は、庄屋組頭出會可取捌、他村に而喧嘩有之節馳集間敷候、人を討立退候者有之は隣郷之者馳付、捕置早速可注進備置候儀難相成立退候は、跡をしたし落着所江申届其上ニ而可注進事。
- 一 附リ口論仕候節脇指捧之類持出間敷候勿論加勢不可致若疵付候敷打擲仕候而立居難成程痛候體ニ候は、理非を不論相手急度、

曲事可申付事。

- 一 五人組之儀、町場は家並在方は最寄次第、家五軒宛組合、家抱居借、地借之者迄、村中中人も不殘五人組人別ニ入可申候村中面々下人等其外出家、社家神子山伏等ニ至迄、惡事不仕候様組中相互ニ可吟味且又當々家業無之心立惡敷妨をなし或ハ喧嘩口論夜あるき等仕、庄屋五人組異見を茂不承引不届者有之は書付を以て可申出候、縱申立ニ不成惡事ニ而茂見届ざる人柄之者有之は是又可申出事。

- 一 附リ五人組宗門帳、總而公用ニ押候印判之外用申間敷候若落候敷、又ハ子細有之、印判替候は、庄屋組頭役所ニ斷、其外之百姓は庄屋組頭ニ相斷、何月何日より印判替候段記之、印鑑庄屋方ニ取置可申候勿論印判當に手はなし申間敷事。
- 一 他所より引越永々住居致度旨申者有之候又ハ當分居住致度由申者有之者侍浪人に於ては役所之差圖を請取計、住所ノ義主人之構無之旨證文并宗門寺請證文取之、書付ニ相添、指出之、百姓町人は所之庄屋五人組より構無之旨、書付寺證文取之是又可申出且又他所江引越候者有之は、此方人別相除候段先々ニ申届候上申出、何れも可任指圖ニ事。
- 一 附リ他所江奉公、又は他領親類方江罷越、年久敷有之、所之五人組を離れ其以後在所ニ立歸り候者有候其村庄屋組頭方より先々江相斷、構無之候は、其段書付取申出可任差圖事。

- 一 百姓子供諸親類之内輕キ侍奉公ニ出其後在所江引込候者、先主より合力杯取候共、刀さし候儀御停止候事。
- 一 鐵砲發ニ不可打之旨仰出候通堅可相守候、勿論前々より爲渡世職仕候者之外一切不可打候、砲砲之儀兼而證文差出候通急度相守、持主之外縱親類兄弟たりといふとも鐵砲貸借仕間敷候、尤鳥獸作物を荒し難防候は、其段訴之可任差圖事。
- 一 不依何事跡々より申渡候儀ニ而茂時節ニより百姓迷惑仕事茂有之は其品申出可得下知候、尤御爲ニ成候事は少分之義に而茂無遠慮可申出事。

附リ何事ニよらず相尋候事共無隱可申間候爲申間敷事。

- 一 (手代、侍中間、小者、下女等の心得)
- 一 造酒之儀ハ定之外多造出候儀御停止之事。

第二章 警察制度の變遷（本縣）

- 一 附り有來物之外、新規ニ諸商賣仕候は、陣屋江申出差圖を可請事。
- 一 新市場立候儀御停止之事。
- 一 市場其他在々ニ而茂新規之質屋相始候は、其段願出可得差圖候、但質物取候ニおいては、能々入念儘成設人爲立取之、從親類縁者ニ候といへとも不審成物持來候は、少之間ニ而茂受取置申間敷事。
- 一 在々町場共、有來家數之外、田畑を潰し又は山野空地たりとも狹に建て廣め間敷事。
- 一 彈稼養子取組の義庄屋組頭五人組立會、能々入念重而六ヶ敷無之様可仕事。
- 一 跡式之儀兼而書置いたし、其者之親類縁者五人組立會加判致置、死後ニ出入無之様可仕事。
- 一 附り跡目無之者不慮ニ死失候而所持之品々、親類并庄屋組頭五人組立會、諸色帳面ニ記之、立會印形致置相談之上書付を以跡目繼筋目ヲ糾極可申事。
- 一 寛延三年正月廿二日於御殿勘定所御書以被仰渡候は、御料所國々、百姓共、御取筒并吏食種貸等其外願筋之儀ニ付、強訴、徒黨逃散之儀、堅御停止ニ候處、近來御料所ノ内ニ茂、右體之願筋ニ付御代官陣屋江大勢相集致訴訟候儀有之不屑至極ニ候、自今以後、嚴敷御吟味之上、可被行重罪ニ科候旨被仰出候間、末々之者迄右之趣堅相守、強訴徒黨逃散決而仕間敷候、若相背、右體之不法之儀相企候者有之候は、當人は不及申、其村庄屋組頭迄、嚴重御仕置可被仰付候事。
- 一 附り右強訴徒黨逃散之儀、重御制禁之段寛延三年正月被仰出御書付之寫、村々庄屋組頭重立候百姓宅江張置平生小百姓共迄、右御制禁之段能々可申聞候尤右御書付之寫毎年正月中新規ニ相認帳替置可申事。
- 一 右之條々堅可相守之、若相背者有之者急度曲事可申付者也。

豐前 豐後 鹽屋 大四郎
 豐前 國々
 筑前

右之趣逸々承知奉畏候、村中庄屋組頭五人組限申合、相互ニ心を付、被仰出候趣違亂不仕、尤前書之趣、村々寫仕置心得違無之様、御々條之趣堅相守可申候、若相背候者御座候は、當人は勿論庄屋組頭五人組迄何分之曲事ニ茂可被仰付候依之庄屋、組頭五人組限御請印仕差上申候 以上

庄屋 組頭 總
 百 姓
 豐前 國々
 豐後
 鹽屋 大四郎
 主屋 良平
 組頭 會右衛門
 同 音右衛門
 同 同
 同 傳右衛門
 五人組之次第 略之

結 語

徳川時代に於ける民衆指導の原理は「民は由らしむべし、知らむべからず」といふ古來の慣例によつて行はれたものであるが現代にあつては國民全體が參政權を有する自治の團體を組織するといふ建前であるから、すべて自發的に活動すべきものであるとなすのが其指導精神である。故に彼に在りては微細の點に至る迄一々お指令を待つて實行するのであるが、此にあつては團體員全體が協力一致して自ら進んで事業の遂行に當らねばならぬのである。當の協同一致は強制されたる協同一致であるが現今の協同一致は自發的に遂行奉仕せねばならぬのである。是れ即ち日本精神の發動である。徳川時代と現代とは、時勢は變遷に大なる相違があり、前掲の五人組帳に規定せられたる所は、現在には通用しないであらうが、其心構を以て現在に於ける生活改善、農村の更生防

空防火、其他公民生活の向上に當るならば理想的の民治を實現することが出来るであらう。（著者稻葉氏言）

警察歌の由来

諸君は警察歌を御存じであるか、先年警察講習所學友會が懸賞募集をした次の歌はまだ以つて完璧とは云ひ難いであらうか、尙朗誦するに堪ゆる。作者は憶か先年大連の警察署長をしてゐた人であるかと思ふ。更に一層高調な歌章を見る迄は、此警察歌を歌ふことも警察精神發揮の爲に多大の利益があらうと思ふ。此頃の新參の警察部長警視諸君は往々警察歌を知らない人が多い様であるから特に其蒙を啓く爲に茲に引用する。

一 我帽章の朝日影……（昭和十一月警察協會雜誌第三〇三號菊地慎三氏警察談より）

清浦伯作詩

警察官

不願我私、專奉レ公、履レ危殆、職是レ眞雄。平生任重常ニ相警、克處ニ其正、執レ厥中、

第一節 警察區域

明治八年府縣官中に警部を置き従前の邏卒を巡查と改稱する（以上何れも警察官待遇の部にあり）等警察諸制度の漸く其緒に就かんとするに際し始めて縣内を五區域に分ち即ち大分、高田、隈、竹田、佐伯に警察出張所を置き各其下に屯所（多きは八箇所少きは三箇所）を置き其内大分出張所は同年十二月十日より開廳し其餘は漸次開廳（高田隈は明治九年二月二日より、竹田、佐伯は同月二十日より）することとして各其受持區域を定めたり之れ實に本

縣警察區域制度の濫觴たり。

（當時縣より縣民に對する達文及之が出張所、屯所の名稱、持區並に内務省指示の出張所設置標準等は本章出張所時代の項に譲り此處には之を省略す）

明治九年八月字佐、下毛の兩郡を管するに及び更に中津假出張所を設置したりしが翌十年一月に至り警察出張所、屯所の名義を廢し更に出張所を警察署と又屯所を分署と改稱すべき旨内務省の達に基き之を實施したり。

更に十一年三月には右警察署同分署の位置並持區を改正し爾來幾變改以て今日に及びたるものなるが更に其間即ち明治十年七月には所謂西南戰爭の警戒鎮壓の爲め本縣にも暫定的警視出張所を設置せられたるに依り在來の警察分署中必要なる九ヶ署を撰みて右警視隊巡查を派遣し「警視出張所巡查派遣何々警視分署」と併稱したる事あり即ち之が達文及警察區域改變の概況左の如し（改變狀況の詳ならざる點あるは甚遺憾なるも達文は努めて原文の儘掲げた）

尙區域變更に關し關係警察署長の具申又は縣より内務省に對し稟申或は内申したるもの、中特に殊のもの數種を本項の末尾に摘録して讀者の參考に供することとせり。

内務省乙第五號 明治十年一月廿六日（内務卿）

各地方ニ於テ從來取設有之候警察出張所并屯所等ノ名義ヲ廢シ更ニ出張所ヲ警察署屯所ヲ分署ト改稱シ各設置スル所ノ地名ヲ冠唱可致且明治八年當省乙第六十八號ヲ以相達候警察月報表別紙雜形之通改正増補候條送致手續等從前之通相心得本年一月ヨリ右ニ照準可届出此旨相達候事。

但警察署門牌揭示可致尤改正之上其地名零數等詳細可届出事。

第二章 警察制度の變遷(本縣)

竪五尺

横壹尺

何地名 警察署

尺曲

何地名 何地名 警察署

尺曲

竪四尺五寸

横九寸

1110

警察月報表(略)

右ニ依リ本縣ニ於テハ即時改稱ヲ實施シ左ノ如ク内務卿ヘ報告シ一面縣下ヘ達シタリ
明治十年二月十九日大分縣權令ヨリ内務卿ヘ報告シタル警察署分署地名員數左ノ如シ

大分縣警察署並分署位置

分署	地名	地名
大分警察署	豐後國大分郡大分町	豐後國海部郡下ノ江村
生石分署	同 國同 郡生石村	同 國同 郡白杵町
別府分署	同 國速見郡別府村	同 國大分郡戶次村
川上分署	同 國同 郡川上村	同 國大野郡大洞町
豐岡分署	同 國同 郡豐岡村	同 國大分郡野津原村
日出分署	同 國同 郡日出村	同 國同 郡東長實村
杵築分署	同 國同 郡杵築村	同 國同 郡東長實村
萩原分署	同 國大分郡萩原村	同 國同 郡中眞玉村
鶴崎分署	同 國同 郡鶴崎町	豐後國國東郡伊美村
關分署	同 國海部郡關村	同 國同 郡富來村
今市分署	同 國直入郡今市村	
久住分署	同 國同 郡久住村	
佐伯警察署	豐後國海部郡佐伯村	
蒲江分署	同 國同 郡蒲江浦	
下直見分署	同 國同 郡下直見村	
津井分署	同 國同 郡津井浦	
津久見分署	同 國同 郡津久見村	
千東分署	同 國大野郡千東村	
中津警察署	豐前國下毛郡中津村	
穂田分署	同 國同 郡穂田村	
上市分署	同 國字佐郡上市村	
四日市分署	同 國同 郡四日市村	

古市分署	同 國同 郡古市村
成久分署	同 國同 郡成久村
立石分署	同 國速見郡立石村
長洲分署	豐前國宇佐郡長洲村
豆田警察署	豐後國日田郡豆田町
西大山分署	同 國同 郡西大山村
町田分署	同 國玖珠郡町田村
戸畑分署	同 國同 郡戸畑村
森分署	同 國同 郡森村
竹田警察署	豐後國直入郡竹田村
惠良原分署	同 國同 郡惠良原村
上自在分署	同 國大野郡上自在村
市場分署	同 國同 郡市場村

總計 警察署 三十九
分署 六

警邏第四號 明治十年二月二十三日

警察出張所屯所稱呼ノ義ニ付明治九年警第三十一號ヲ以テ相違候處本年内務省乙第五號達ノ趣有之出張所屯所ノ名義ヲ廢シ出張所
ヲ警察署、屯所ヲ分署ト改稱シ各設置スル所ノ地名ヲ冠唱候條此旨爲心得相違候事

(註 明治九年警第三十一號ハ「出張所並巡查各屯所位次」ノ謂ニシテ本節第一款屯所時代ノ項ニアリ)

警邏第二十三號 明治十年七月卅一日 權令代理

今般當處下ニ警視出張所設置相成左ノ分署ヘ同所巡查派遣何々警視分署ト稱シ總テ本縣警察吏同様事務取扱候管ニ付右各分署部内

第一節 警察區域

第二章 警察制度の變遷(本縣)

ヨリ差出ス警察上之顧問等都テ從前之通相心得同署へ可差出此旨相達候事

大分分署 生石分署 萩原分署 鶴崎分署 關分署
 下ノ江分署 臼杵分署 戸次分署 犬飼分署

警達第四號 明治十一年三月七日 權令名

當廳下ニ警視出張所ヲ設置云々昨年警達第二十三號ヲ以テ相達置候處今般右事務本縣警察官ニ復シ候條諸事從前ノ通り可相心得此旨相達候事。

警達第五號 明治十一年三月十四日

今般警察署同分署位置並持區等別表ノ通改正候條此旨相達候事。

(別表)

警察署	派出所	持區
大分警察署	生石派出所	大區 一、二
	別府分署	小區 十三、十四、十五
	日出分署	五、六、七、十二
	豊谷岡派出所	廿三
	杵築分署	一、二、三、四
	川上分署	十七、十八、十九
	東長寶分署	廿、廿三、廿四、廿五、廿六
	萩原分署	四、五、六、八、九
	賀來分署	三、廿一、廿二、二ノ内金谷道、八幡
	鶴崎分署	七、十、十一、十二
	關分署	一、二、三
	下ノ江分署	四、五、六
	白井分署	七、八
	野津市分署	九、十、十一、十二、十三、十四
	戸次分署	一、二、三、四
	犬飼分署	十三、十四、十五、十六
	野津原分署	十七、十八、十九
	石丸派出所	十七、十八、十九
	香之地分署	一、二、三、四、五、六、七
	伊美分署	六、八、九
	伊美派出所	十、十一、十二
高田警察署	富來分署	十三、十四、十五
	古市分署	十六、十七、十八、十九
	成久分署	廿、廿一、廿二
	立石分署	八、九、十、十一、十六
	長洲分署	四、五
中津警察署	樋田分署	一、二、三、四
	中摩分署	五、六
	上市分署	七
	上市分署	十、十一、十二

第一節 警察區域

第二章 警察制度の變遷(本縣)

豆田警察署	高家分署	宇佐分署	四日市分署	大肥派出所	限山分署	西大分署	合瀨分署	町田分署	戸畑分署	森分署	玉來派出所	惠良原分署	上自在分署	市場分署	田中分署	今市分署	久住分署	蒲江分署	浦代分署	津井分署	津久見分署	佐伯警察署	
十	十	十	八	八	八	八	七	七	七	七	六	六	五	五	五	五	六	四	四	四	四	四	四
一、三	二、七、八、九	一、二、三、四、六	五、内庄、手、隈、竹田	七、八	九、十、十一	一、二	六、七	三、四、五	十三、十四	一、二、三、四、五、十三	六、七、八、九	十、十一、十二、十五、十六	五、六、七	廿、廿一、廿二、廿三	廿四、廿五	十六、十七	十、十一、十二、十四、十五	卅一、卅二	廿八、廿九、卅	十七、十八	十九、廿、廿四、廿五、廿六、廿七、廿八、内木立吹浦	十五、十六、廿、内八戸	

警布第十五號 明治十一年十一月十八日(縣令名)
 今般高田警察署ヲ廢杵築警察署ヲ設置シ所管分署廢置及持區替等別紙ノ通改定候條此旨布達候事。
 但杵築警察署ハ本月十八日ヨリ閉署候事。

警察署分署	杵築警察署	石丸派出所	日出分署	豐岡派出所	成久改稱	中園分署	古市分署	田深派出所	富來分署	伊美分署	岐部分署	姫島派出所	立石分署	左ノ二分署	高田分署	警察署ヲ廢シ	長洲派出所
位 置	杵築村	石丸村	日出村	谷岡村	中園村	古市村	古市村	富來浦	富來浦	岐部村	岐部村	姫島村	立石村	高田村	高田村	長洲村	長洲村
大區	一、二	一、二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	二	二	一	一	一	一
小區並村名	一、二、三、四、廿三	四、廿三	五、六、七、十二	廿、廿一、廿二	十六、十七、十八、十九	十三、十四、十五	十、内赤松、千燈、野田、十一、十二	八、九、十、十一、十六	五、六、七	五、六、七	五、六、七	五、六、七	五、六、七	五、六、七	五、六、七	五、六、七	五、六、七

第二章 警察制度の變遷(本縣)

香々地分署

香々地村

一二六 八、九、十ノ内 西方寺、鬼籠、竹田津、櫛海

右之外從前ノ通

警布第二號 明治十二年一月廿六日

今般警察署分署及派出所位置並持區等別紙之通改正候條此旨布達候事。

所轄地名

○大分警察署 豐後國大分郡大分町

生石派出所 豐後國大分郡生石村

豐後國大分郡ノ内

大分町、上野村、勢家町、駄原村、石生村、神崎村、八幡村、金谷迫村、三芳村、荏隈村、奥田村、豐饒村、永興村、羽屋村

古國府村、曲村、津守村、片島村、下郡村、羽田村、今津留村、津留村、萩原村、牧村、畑中村

○萩原派出所

○別府分署 豐後國速見郡別府村

豐後國速見郡ノ内

内藤村、野田村、龜川村、鐵輪村、鶴見村、北石垣村、南石垣村、別府村、濱脇村、立石村、東山村

○川上分署 豐後國速見郡川上村

豐後國速見郡ノ内

天間村、川上村、川南村、川北村、塚原村、中川村、川西村、下川村、谷川村

豐前國宇佐郡ノ内

東椎原村、壹籠村

○東長賣分署 豐後國大分郡東長賣村

豐後國大分郡ノ内

谷村、筒口村、小野村、篠原村、龍原村、鬼ヶ瀬村、朴木村、時松村、樺木村、東長賣村、西長賣村、東大津留村、西大津留村、南大津留村、北大津留村、小狭間村、畑田村、長野村、高岡村、中村、原村、平石村、西村、大龍村、五ヶ瀬村、柿原村

野畑村、瀧村、直野内山村

○賀來分署 豐後國大分郡賀來村

豐後國大分郡ノ内

田原村、横瀬村、小野津留村、賀來村、中尾村、東院村、三船村、古野村、野田村、國分村、平横瀬村、下市村、宮苑村、高崎村、七藏司村、來鉢村、田代村、内成村、向原村、狭間村、北方村、赤野村

○鶴崎分署 豐後國大分郡鶴崎町

豐後國大分郡ノ内

新貝村、高松村、原村、乙津村、三ッ川村、三佐村、海原村、千歳村、皆春村、小池原村、葛城村、猪野村、横尾村、森、森町、鶴崎町、小中島村、家島村、關園村、常行村、南村、下徳丸村、丸龜村、鶴瀬村、大津留村、毛井村

同國北海部郡ノ内

宮川内村、種具村、迫村、志村

○市分署 豐後國北海部郡市村

豐後國北海部郡ノ内

廣内村、丹生村、丹川村、一木村、原村、久土村、里村、屋山村、市尾村、角子原村、北村、横田村、政所村、濱村、竹下村

○關分署 豐後國北海部郡關村

豐後國北海部郡ノ内

太平村、志生木村、關村、白木村、一尺屋村、木佐上村、神崎村

○白杵分署 豊後國北海部郡白杵町

下ノ江派出所 豊後國北海部郡下ノ江村

豊後國北海部郡ノ内

諏訪村、大野村、田井村、佐志生村、下ノ江村、中津浦村、大濱村、嶽谷村、田尻村、末廣村、井村、稻田村、藤川内村、武山村、中白杵村、吉小野村、久木小野村、江無田村、戸室村、市濱村、前田村、家野村、野田村、望月村、深田村、中尾村、左津留、搔懷村、高山村、乙見村、東神野村、白杵町、二王坐村、海添村、福良村、板知屋村、大海村、風成村、深江村、

○野津市分署 豊後國大野郡野津市村

豊後國大野郡ノ内

西神野村、垣河内村、泊村、清水原村、白岩村、岩屋村、落谷村、野口村、野津市村、八里合村、福良木村、龜甲村、王子村、山頭村、宮原村、老松村、都原村、烏嶽村、千塚村、前河内村、吉田村、原村、藤小野村、秋山村、西畑村、東谷村

○戸次分署 豊後國大分郡中戸次村

豊後國大分郡ノ内

松岡村、上判田村、中判田村、下判田村、上戸次村、中戸次村、下戸次村、杉原村、奥村、萩尾村、志津留村、月形村、辻村、原村、宮尾村、福良村、竹中村、端登村、河原内村

○犬飼分署 豊後國大野郡犬飼町

豊後國大野郡ノ内

西寒田村、久原村、袖ノ木村、大寒村、前田村、下山村、高田村、柴田村、新殿村、下津尾村、犬飼町、田原村、長峯村、高津原村、柴北村、黒松村、石田村、船田村、栗ヶ畑村、山内村、長畑村

○野津原分署 豊後國大分郡野津原村

豊後國大分郡ノ内

野津原村、廻栖野村、入藏村、辻原村、竹矢村、太田村、岡川村、寒田村、且野原村、鷺野村、宮崎村、光吉村、田尻村、高瀬村、口戸村、木ノ上村、市村、玉澤村、上宗方村、下宗方村、鬼崎村、福宗村

○杵築警署 豊後國速見郡杵築村

石丸派出所 豊後國西國東郡石丸村

豊後國西國東郡ノ内

俣水村、白木原村、波多方村、石丸村、杵掛村、永松村、小野村

同 國東國東郡ノ内

守江村、大内村、岩屋村、東鴨川村

同 國速見郡ノ内

鴨川村、川平村、船部村、溝井村、大片平、杵築村、南杵築村、宮司村、馬場尾村、中村、日野村、本莊村、八坂村、相原村、猪尾村、片野村、熊野村、眞那井村

○日出分署 豊後國速見郡日出村

豊岡派出所 豊後國速見郡豊岡村

豊後國速見郡ノ内

大神村、藤原村、川崎村、日出村、豊岡村、平道村、南畑村

○中國分署 豊後國東國東郡中國村

豊後國東國東郡ノ内

糸永村、富清村、兩子村、明治村、朝來村、矢川村、山浦村、掛村、吉松村、瀬戸田村、馬場村、下原村、中國村、成久村、鹽屋村、西木村、下山口村、山口村、大添村、横城村、奈多村

○鶴川分署 豊後國東國郡鶴川村

古市派出所 豊國國東國郡古市村
豊後國東國郡内

○富來分署 豊後國東國郡富來村

豊後國東國郡内

岩戸寺村、來浦村、濱村、深江村、堅來村、大恩寺村、富來村、濱崎村、富來浦村、成佛村、下成佛村、見地村、中田村、横手村、岩屋村、赤松村

○岐部分署 豊後國東國郡岐部村

姫島派出所 豊後國東國郡姫島
豊後國東國郡内

赤根村、千燈村、野田村、中村村、伊美村、櫛來村、姫島、岐部村、小熊毛村、大熊毛村、向田村

○立石分署 豊後國速見郡立石村

豊後國速見郡内

○中津警察署 豊前國下毛郡中津町

樋田派出所 豊國下毛郡樋田村
豊前國下毛郡内

角木村、中津町、金谷村、荳津村、大塚村、蟬瀬村、島田村、中殿村、牛神村、一ツ松村、宮夫村、東濱村、大新田村、下池

永村、上池永村、永添村、相原村、湯屋村、萬田村、高瀬村、上宮永村、下宮永村、合馬村、全徳村、是則村、田尻村、定留村、諸田村、今津村、赤迫村、大丸村、北原村、助部村、大悟法村、中原村、大貞村、福島村、加來村、上伊藤田村、下伊藤田村、佐知村、土田村、白木村、諫山村、原口村、森山村、成恒村、小袋村、東田口村、下秣村、上秣村、西秣村、西田口村、上深水村、下深水村、樋田村、下屋形村、西屋形村、東屋形村、今行村、曾木村、冠石野村

○口ノ林分署 豊前國下毛郡戸原村ノ内口ノ林
中摩派出所 豊前國下毛郡中摩村
豊前國下毛郡内

多志田村、戸原村、平田村、三尾母村、福土村、河原口村、中畑村、板木村、小友田村、大野村、跡田村、落合村、折元村、西谷村、東谷村、山移村、柿山村、柿坂村、樋山路村、宮園村、中摩村、大久保村、金吉村、島村、藤野木村、守實村、平小野村、草木村、吉野村、小屋川村、槻木村、宇曾村

○上市分署 豊前國宇佐郡上市村
佐田派出所 豊前國宇佐郡佐田村
豊前國宇佐郡内

齊藤村、落狩倉村、景平村、大門村、宮原村、月俣村、定別當村、田所村、野地村、温見村、下惠良村、上惠良、萩迫村、西推屋村、和田村、土岩屋村、來鉢村、羽馬禮村、臺村、田平村、岡村、栗山村、上納持村、平原村、下余村、上余村、瀧貞村、小平村、大坪村、新貝村、平山村、川底、船板村、村部村、番木村、佛木村、境ノ坪村、寒水村、福貴野村、山ノ口村、元村、壘石村、水車村、廣連村、上ノ畑村、上内河野村、下内河野村、笠ノ口村、今井村、矢上村、有徳原村、大村、納屋敷村、西光寺村、野山村、田ノ口村、鳥越村、龍王村、中山村、森村、辻村、恒松村、大佛村、上市村、古市村、下市村、南毛村、原村、折敷田村、飯田村、木裳村、新原村、妻垣村、大口田村、久井田村、矢崎村、且尾村、佐田村、山藏村、房ヶ畑村、内川野村、古川村、笹ヶ平村、廣谷村、口ノ坪村、矢津村、大見尾村、塔ノ尾村、尾立村、東惠良村、上橋木村、戸方村、下橋本

村、庄村、上庄村、松本村、川崎村、板場村、六郎丸村、五郎丸村、若林村
○四日市分署 豊前國宇佐郡四日市村

豊前國宇佐郡ノ内

東山下村、西山下村、上元重村、下元重村、末村、木内村、今成村、中村、黒村、山袋村、下麻生村、中麻生村、上麻生村、灘村、岳ノ首村、山口村、上高村、下高村、東荒木村、西荒木村、城村、森山村、西今井村、東今井村、上乙女村、下乙女村、乙女新田村、畑田村、川部村、江島村、中須賀村、沖ノ須村、高砂新田、住ノ江村、郡中新田、神子山新田、順風新田、四日市村、法鏡寺村、上田村、芝原村、葛原村、石田村、閭村、辛島村、樋田村、山本村、大塚村、中原村、別府村、下拜田村、上拜田村、香下村、新洞村、沖村、北山村、小坂村、高並村、下船木村、上船木村、大重見村、小野河内村、小稻村、櫛野村、御香村、二日市村、下副村、上副村、大副村、山城村、原口村、五名村、日岳村、廣瀬村、吉松村

○宇佐分署 豊前國宇佐郡南宇佐村

豊前國宇佐郡ノ内

高森村、南宇佐村、北宇佐村、小向野村、下矢部村、上矢部村、正覺寺村、熊村、平ヶ倉村、日足村、橋津村、和氣村、岩崎村、田光村、金光村

○高家分署 豊前國宇佐郡高家新田

豊前國下毛郡ノ内

野依村、上植野村、下植野村、鍋島村
同 國宇佐郡ノ内

富山村、佐野村、木部村、清水村、今仁村、大根川村、上赤尾村、中赤尾村、下赤尾村、笠松村、上敷田村、下庄村、南敷田村、中敷田村、下敷田村、上庄村、宮熊村、猿渡村、上時枝村、上高家村、西高家村、下高家村、演高家新田、東高家村、尾永井村

○高田分署 豊後國西國東郡高田村

長洲派出所 豊前國宇佐郡長洲村

豊前國宇佐郡ノ内

長洲村、金屋村、久兵衛新田、岩保新田、佐々禮村、南鶴田新田、北鶴田新田、蟻木村、西大堀村、松崎村、山村、兩戒村、西木村、辻村、青森村、東大堀村、水崎村、江熊村、立石村、菊字田村、西屋敷村

豊後國西國東郡ノ内

玉津村、美和村、高田村、界村、來繩村、森村、鼎村、佐野、小田原村、嶺崎村、眞中村、平野村、上野村、相原村、池部村、露村、都甲村、草地村、新築村、吳崎新田、大平村、西眞玉村、中眞玉、城前村、大岩屋村、黒土村

○香々地分署 豊後國西國東郡香々地村

豊後國西國東郡ノ内

東眞玉村、小畑村、堅來村、羽根村、香々地村、上香々地村、見目村、夷村

同 國東國東郡ノ内

西方寺村、竹田津村、鬼籠村、櫛海村

○豆田警署 豊後國日田郡豆田町

大肥派出所 豊後國日田郡大肥村

豊後國日田郡ノ内

西有田村、有田村、東有田村、羽田村、長小野村、三和村、花月村、小野村、鶴河内村、大肥村、夜明村、渡里村、十二町村、友田村、二串村、山田村、小迫村、豆田町、南豆田村、北豆田村、田島村、求來里村

○隴分署 豊後國日田郡隴町

豊後國日田郡ノ内

庄手村、隈町、竹田村、日高村、馬原村、高瀬村、上野村、小山村、石井村、川下村、内河野村、堂尾村、柚木村
 ○西大山分署 豊後國日田郡西大山村
 栃野派出所 豊後國日田郡栃野村
 豊後國日田郡ノ内

大野村、赤石村、合瀬村、栃野村、川原村、上野田村、東大山村、西大山村、女子畑村、合田村、湯山村、赤岩村、櫻竹村、
 本城村、五馬市村、塚田村、出口村

○町田分署 豊後國玖珠郡町田村

豊後國玖珠郡ノ内

湯坪村、田野村、後野上村、野上村、菅原村、町田村、引治村、西大野村

○戸畑分署 豊後國玖珠郡戸畑村

豊後國玖珠郡ノ内

塚脇村、山田村、小田村、山浦村、戸畑村、大隈村

○森分署 豊後國玖珠郡森村

豊後國玖珠郡ノ内

右田村、恵良村、松木村、森村、帆足村、日出生村、岩室村、太田村、綾垣村、山下村、古後村、四日市村

○竹田警察署 豊後國直入郡竹田町

玉來派出所 豊後國直入郡玉來村

豊後國直入郡ノ内

竹田村、竹田町、狹田村、三宅村、中村、枝村、會々村、飛田川村、玉來村、吉田村、岩本村、君ヶ園村、穴井迫村、渡瀬村
 向山田村、岩瀬村、拜田原村、入田村、門田村、太田村、市用村、米納村、高伏村、平田村、植木村

同 國大野郡ノ内

片ヶ瀬村、草深野村、小宛村、木野村、大石村、小原村、上畑村、中野村、栗生村、滯迫村、尾平嶺山、辻村、寺原村、朝地
 村、坪泉村、板井迫村、下野村、上尾塚村、志賀村、宮生村、綿田村、栗林村

○惠良原分署 豊後國直入郡惠良原村

豊後國直入郡ノ内

田井村、倉木村、神原村、中角村、次倉村、九重野村、柏原村、馬背野村、恵良原村、高城村、馬場村、桑木村、木下村、
 政所村、藤渡村、新藤村、南河内村、戸上村、菅生村、小塚村、今村

○砂田分署 豊後國大野郡砂田村

豊後國大野郡ノ内

宇田枝村、伏野村、左右知村、大白谷村、中津留村、奥畑村、新村、大化村、平石村、馬背畑村、六種村、三玉村、柚木村、
 上年野村、下徳田村、徳田村、冬原村、上冬原村、原尻村、軸丸村、上自在村、下自在村、馬場村、井上村、越生村、野尻村
 鮎川村、知田村、天神村、砂田村、雨堤村、白尾村

○市場分署 豊後國大野郡市場村

豊後國大野郡ノ内

菅生村、蘆刈村、井迫村、淺瀬村、宮野村、百枝村、田原村、西泉村、川邊村、小坂村、松尾村、内田村、内山村、鷺谷村、
 赤峯村、市場村、秋葉村、本城村、玉田村、久田村、小田村、向野村

○田中分署 豊後國大野郡田中村

豊後國大野郡ノ内

夏足村、後田村、代三五村、十時村、杉園村、安藤村、澤田村、田中村、中土師村、藤北村、宮迫村、田代村、片島村、小倉
 木村、矢田村、兩家村、郡山村、中原村、大原村、屋原村、酒井寺村、桑原村、北園村、一萬田村、池田村、島田村

○今市分署 豊後國大野郡今市村

豊後國大分郡ノ内

上語村、下原村

同 國大野郡ノ内

神堤村、梨小村、高原村、荷尾杵村、今市村

同 國直入郡ノ内

阿蘇野村、上田北村、下田北村

○久住分署 豊後國直入郡久住村

豊後國直入郡ノ内

久保村、添ヶ津留村、下志土知村、志土知村、上坂田村、炭籠村、古園村、刈小野村、上畑村、川床村、久住村、白丹村、城

原村、下坂田村、福原村、小川村、栢木村、佛原村、有氏村、長湯村

○佐伯警署 豊後國南海部郡佐伯村

豊後國南海部郡ノ内

石間浦、守後浦、久保浦、片神浦、高松浦、日向泊浦、鹽内浦、荒網代浦、床木村、大坂本村、尺間村、井崎村、小田村、上

小倉村、山梨木村、上岡村、稻垣村、鶴望村、海崎村、戸穴村、狩生村、護江浦、霞ヶ浦、佐伯村、池田村、長谷村、青山村

堅田村、長良村、木立村、吹浦

同 國北海部郡ノ内

八戸村

○蒲江分署 豊後國南海部郡蒲江浦

豊後國南海部郡ノ内

畑野浦、楠本浦、西野浦、竹ノ浦河内、蒲江浦、猪串浦、野々河内浦、森崎浦、丸市尾浦、葛原浦、波當津村、屋形島

○浦代分署 豊後國南海部郡浦代浦

豊後國南海部郡ノ内

地松浦、沖松浦、有明浦、羽出浦、中越浦、丹賀浦、梶寄浦、大島、色利浦、浦代浦、竹野浦、小浦、宮野浦

○津井分署 豊後國南海部郡津井浦

豊後國北海部郡ノ内

日見浦、網代浦、四浦、保戸島

豊後國南海部郡ノ内

最勝海浦、津井浦、淺海井浦、二榮浦

○下青江分署 豊後國北海部郡下青江村

豊後國北海部郡ノ内

長目村、堅浦村、徳浦村、上青江村、下青江村、津久見浦、津久見村、千怒村

○千束分署 豊後國大野郡千束村

豊後國大野郡ノ内

重岡村、大平村、鹽見園村、河内村、小野市、田原村、木浦内村、木浦鑛山、千束村

同 國南海部郡ノ内

上津川村、堂間村、山部村

○下直見分署 豊後國南海部郡下直見村

豊後國南海部郡ノ内

細田村、平井村、門田村、江良村、堤田村、上直見村、下直見村、赤木村、仁田原村、横川村、因尾村、井ノ上村、小牟村、

第二章 警察制度の變遷（本縣）

小川村、波寄村、宇津々村、三肢村、笠掛村、風戸村

大分縣警察分署並派出所配置表

警察署	位置	分署	位置	派出所	位置	
大分	豊前國大分郡大分町	別府	豊後國速見郡別府村			
		川上	同上	川上村		
		長寶賀	同上	大分郡東長寶賀來	本署所管 生石	豊後國大分郡生石郡
		鶴崎	同上	鶴崎町		
		市	同上	北海郡市村		
		關	同上	關		
		白杵	同上	白杵町	白杵分署所管 下ノ江	同 北海郡郡下ノ江村
		野津市	同上	大野郡野津市村		
		戸次	同上	大分郡戸次		
		犬飼	同上	大野郡犬飼町		
杵築	同 國速見郡杵築村	日出	豊後國速見郡日出村	本署所管 石丸	豊後國西國東郡石丸村	
		中園	同上	東國東郡中園村	日出分署所管 豊岡	同 速見郡豊岡村
		鶴川	同上	鶴川	鶴川分署所管 古市	同 東國東郡古市
		富來	同上	富來		
		立石	同上	速見郡立石	岐部分署所管 姫島	同 姫島
		口ノ林	同上	豊前國下毛郡戸原村 字口ノ林	本署所管 樋田	豊前國下毛郡樋田村
		上市	同上	字佐郡上市村	口ノ林分署所管 中摩	同 中摩
		四日市	同上	四日市	上市分署所管 佐田	同 字佐郡佐田
		字佐	同上	南字佐		
		高家	同上	濱高家新田		
中津	豊前國下毛郡中津町	高田	豊後國西國東郡高田村	高田分署所管 長洲	同 長洲	
		香々地	同上	香々地村		
		限	同上	豊後國日田郡限町	本署所管 大肥	豊後國日田郡大肥村
		西大山	同上	西大山村	本署所管 枌野	同 枌野村
		町田	同上	玖珠郡町田		
		戸畑	同上	戸畑		
		森	同上	森		
		惠良原	同上	豊後國直入郡惠良原村		
		砂田	同上	大野郡砂田		
		市場	同上	市場	本署所管 玉來	豊後國直入郡玉來村
豆田	豊後國日田郡豆田町	久住	同上	直入郡久住		
		今市	同上	今市		
		田中	同上	田中		
		市場	同上	市場		
		久住	同上	久住		
		第一節 警察區域				

佐伯 豊後國南海部郡佐伯村

蒲江	豊後國南海部郡蒲江浦
浦代	同 浦代浦
津井	同 津井浦
下青江	同 北海部郡下青江
千東	同 大野郡千東村
下直見	同 南海部郡下直見村

合計 六

四拾貳

拾三

更ニ

同年四月廿四日警布第四號ヲ以テ前掲警察署分署持區等ノ内大分郡萩原村へ大分警察署ノ派出所ヲ設置シ及所轄地之内左ノ通改正セラル

一 大分警察署部下加來分署所轄ノ大分郡畑中村ヲ本署持トナス

一 中津警察署部下高家分署所轄ノ宇佐郡吉松村ヲ四日市分署持トナス

一 豆田警察署部下町田分署所轄ノ玖珠郡大隈村ヲ戸畑分署持トシ森分署所轄ノ同郡栗野村ヲ町田分署持トス

警布第拾貳號 明治十二年六月廿六日

本年二警布第貳號同月四警布第四號布達中左ノ警察分署及ヒ派出所ヲ廢シ更ニ宇佐郡南宇佐村へ四日市分署派出所及ヒ北海部郡市村へ鶴崎分署派出所ヲ置キ持區別紙ノ通り改正候條此旨布達候事(註 警布第四號本文ナシ)

大分警察署部下 市分署、戸次分署、賀來分署、生石分署、萩原分署

杵築警察署部下 富來分署、豊岡分署、古市派出所

中津警察署部下 宇佐分署、樋田派出所、中津派出所、佐田派出所、長洲派出所

豆田警察署部下 限分署、戸畑分署、大肥派出所

竹田警察署部下 砂田分署、玉來派出所

佐伯警察署部下 津井分署

持 區 改 正

大分警察署ノ部

北海部 郡

市尾村、屋山村、久土村、原村、里村、一木村、城原村、丹川村、廣内村、丹生村、政所村、角子原村、竹下村、濱村、横田村、北村

右市分署所轄ノ處鶴崎分署トナス

同 郡

市村、上野村、木田村、久原村、細村、馬場村

右市分署所轄ノ處關分署トナス

大 分 郡

賀來村、八幡村、金谷迫村、高崎村、宮苑村、中尾村、古野村、東院村、三船村、下市村、平横瀬村、野田村、國分村

右賀來分署所轄ノ處大分警察署持トナス

同 郡

北方村、狹間村、向原村、赤野村

右賀來分署所轄ノ處東長寶分署持トス

同 郡

來鉢村、田代村、内成村、七藏司村

右同分署所轄ノ處別府分署持トナス

第一節 警察區域

同 郡

小野津留村、横瀬村、田原村

右同分署所轄ノ處野津原分署持トナス

同 郡

新貝村、高松村、原村、小池原村、猪野村、葛城村

右鶴崎分署所轄ノ處大分警察署持トナス

同 郡

河原内村、上判田村、中判田村、下判田村、竹中村、端登村、中戸次村、下戸次村、上戸次村

右戸次分署所轄ノ處大分分署持トナス

同 郡

杉原村、志津留村、萩尾村、奥村、月形村、辻村、原村、宮尾村、福良村

右同分署ノ處臼杵分署持トナス

同 郡

松岡村

右同分署所轄ノ處鶴崎分署持トナス

杵築警察署ノ部

東 國 東 郡

岩戸寺村、來浦村、濱村

右富來分署所轄ノ處岐部分署持トナス

同 郡

深江村、堅來村、大恩寺村、富來村、濱崎村、富來浦村、成佛村、下成佛村、見地村、中田村、横手村、岩屋村、赤松村

右同分署所轄ノ處鶴川分署持トナス

中津警察署ノ部

下 毛 郡

曾木村、鶴田村

右中津警察署所轄ノ處口ノ林分署持トナス

字 佐 郡

金丸村、出光村、岩崎村

右宇佐分署所轄ノ處高田分署持トナス

同 郡

高森村、南宇佐村、北宇佐村、小野向村、正覺寺村、熊村、平ヶ倉村、日足村、橋津村、和氣村上矢部村、下矢部村

右同分署所轄ノ處四日市分署持トナス

豆田警察署ノ部

玖 珠 郡

山浦村

右戸畑分署所轄ノ處町田分署持トナス

同 郡

塚脇村、山田村、小田村、戸畑村、大隈村

右同分署所轄ノ處森分署持トナス

日 田 郡

庄手村、隈町、竹田村、日高村、馬原村、高瀬村、上野村、小山村、石井村、川下村、内河野村、堂尾村
右限分署所轄ノ處豆田警察署持トナス

同 郡

柚木村

右同分署所轄ノ處西大山分署持トナス

玖 珠 郡

右田村

右森分署所轄ノ處町田分署持トナス

竹田警察署ノ部

大 野 郡

同 郡

野尻村、知田村、船川村、新村、大化村

右砂田分署所轄ノ處竹田警察署持トナス

同 郡

天神村、馬背畑村、平石村、六種村、左右知村、大白谷村、中津留村、奥畑村、伏野村、宇田枝村、三玉村、砂田村、雨堤村

白尾村

右同分署所轄ノ處市場分署持トナス

佐伯警察署ノ部

南海 郡

最勝海浦、津井浦、淺海井浦、二榮浦

右津井分署所轄ノ處佐伯警察署トナス

北 海 郡

日見浦、網代浦、四浦、保戸島

右同分署所轄ノ處下青江分署持トナス

北 海 郡

八戸村

右佐伯警察署所轄ノ處下青江分署持トナス

警布第十三號 明治十二年七月十五日

本年警布第十二號ヲ以テ大分警察署部下市分署ヲ察シ更ニ同所へ鶴崎分署派出所ヲ設置候旨及布達置候處詮議ノ次第有之候右派出所設置ノ義ハ取消候條此旨布達候事

○警察署分署ハ自今警察署ハ分署、派出所ハ交番所ト唱へ候條此旨布達候事(明治一三、六、四、甲第二號)

○從前警察署ニ差出來ル願稟等ハ渾テ其所管ノ分署ニ可差出此旨布達候事
但吟味願ニ限り裁判所ノ設アル地ノ警察本分署へ出願可致事(明治一三、六、二一、甲第一四號縣令)

警察分署ヲ廢シ警察本分署ヲ置ク 明治十三年十一月廿六日甲第百一十一號布達

從前ノ警察分署ヲ廢シ更ニ警察本分署位置及所轄別冊之通相定候條此旨布達候事

警察 本 署 位置 大分縣廳構内

交番所 三ヶ所 鶴崎、野津原、東長賣

所 轄 豐後國大分郡一圓

別府警察分署 位置 豐後國速見郡別府村

交番所 一ヶ所 川上

第一節 警察區域

第二章 警察制度の變遷(本縣)

所 轄 豐後國速見郡ノ内廿ヶ村

内龜村、野田村、龜川村、鐵輪村、鶴見村、北石垣村、南石垣村、別府村、濱脇村、立石村、東山村、天間村、川上村、川南村、川北村、塚原村、中原村、川西村、下川村、谷川村

日出警察分署 位置 豐後國速見郡日出村

交番所 二ヶ所 杵築、立石

所 轄 豐後國速見郡ノ内卅七ヶ村

鴨川村、川平村、船部村、溝井村、大片平村、杵築村、南杵築村、宮司村、馬場尾村、中村、日野村、本庄村、八坂村、相原村、猪尾村、片野村、熊野村、眞那井村、大神村、藤原村、川崎村、日出村、豐岡村、平道村、南畑村、廣瀬村、野原村、小武村、倉成村、下村、立石村、向野村、山浦村、吉野渡村、内河野、久木野尾村、日指村

鶴川警察分署 位置 豐後國東國東郡鶴川村

交番所 三ヶ所 中園、岐部、姫島

所 轄 豐後國東國東郡一圓

高田警察分署 位置 豐後國西國東郡玉津村

交番所 二ヶ所 香々地、石丸

所 轄 豐後國西國東郡一圓

四日市警察分署 位置 豐前國宇佐郡四日市村

交番所 三ヶ所 長洲、宇佐、佐田

所 轄 豐前國宇佐郡一圓

中津警察分署 位置 豐前國下毛郡三ノ町

交番所 一ヶ所 口ノ林

所 轄 豐前國下毛郡一圓

豆田警察分署 位置 豐後國日田郡豆田町

交番所 貳ヶ所 西大山、栃野

所 轄 豐後國日田郡一圓

森警察分署 位置 豐後國玖珠郡森村

交番所 一ヶ所 町田

所 轄 豐後國玖珠郡一圓

竹田警察分署 位置 豐後國直入郡竹田町

交番所 三ヶ所 今市、久住、惠良原

所 轄 豐後國直入郡一圓

同國大野郡ノ内五ヶ村
神堤村、梨小村、高原村、荷尾杵村、今市村

市場警察分署 位置 豐後國大野郡市場村

交番所 四ヶ所 田中、大洞、野津市、千束

所 轄 豐後國大野郡ノ内百五十八ヶ村

西神野村、垣河内村、泊村、清水原村、白岩村、岩屋村、落合村、野口村、野津市村、八里合村、福良村龜甲村、王子村、山頸村、宮原村、老松村、都原村、烏嶽村、千塚村、前河内村、吉田村、原村、藤小野村、秋山村、西畑村、東谷村、西寒田村、久原村、柚ノ木村、大寒村、前田村、下山村、高畑村、柴山村、新殿村、下津尾村、大洞町、田原村、長峯村、高津原村、柴北村、黒松村、石田村、船田村、栗ヶ畑村、山内村、長畑村

第一節 警察區域

片ヶ瀬村、草深野村、小宛村、木野村、大石村、小原村、上畑村、中野村、栗生村、滯泊村、尾平嶺山、辻村、寺原村、朝地村、坪泉村、板井迫村、下野村、上尾塚村、志賀村、宮生村、綿田村、栗林村、柚木村、徳田村、下徳田村、冬原村、上冬原村、上年野村、原尻村、軸丸村、上自在村、下自在村、馬場村、越生村、井上村、野尻村、知田村、鮎川村、新村、大化村、菅生村、蘆刈村、田原村、井迫村、淺瀬村、宮野、百枝村、西泉村、川邊村、小坂村、松尾村、内田村、内山村、鷺谷村、赤塚村、市場村、秋葉村、本城村、玉田村、久田村、小田村、向野村、天神村、馬背畑村、平石村、六種村、左右知村、大白谷村、中津留村、奥畑村、伏野村、宇田枝村、三玉村、砂田村、雨堤村、白尾村、夏足村、後田村、代三五村、十時村、杉園村、安藤村、澤田村、田中村、中土師村、藤北村、宮迫村、田代村、片島村、小倉木村、矢田村、兩家村、郡山村、中原村、大原村、屋原村、酒井寺村、桑原村、北園村、一萬田村、池田村、島田村、重岡村、大平村、鹽見園村、河内村、小野市村、田原村、木浦内村、木浦嶺山、千束村

佐伯警察分署

位置 豊後國南海部郡佐伯村

交番所 三ヶ所 蒲江、浦代、下直見

白杵警察分署

位置 豊後國南海部郡一圓

交番所 貳ヶ所 下青江、下ノ江

豊後國北海部郡五十二ヶ町村浦
諏訪村、大野村、田井村、佐志生村、下ノ江、中津浦村、大濱村、嶽谷村、田尻村、末廣村、井村、稻田村、藤河内村、武山村、中白杵村、吉小野村、久木小野村、江無田村、戸室村、市濱村、前田村、家野村、野田村、望月村、深田村、中尾村、左津留村、振懐村、高山村、乙見村、東神野村、白杵町、二王座村、海添村、福良村、板知屋村、大泊村、風成村、深江村、日見村、細代村、四浦、保戸島、長目村、堅浦村、徳浦村、上青江

關警察分署

位置 豊後國北海部郡關村

豊後國北海部郡ノ内卅三ヶ村
宮川内村、種具村、迫村、志村、市尾村、屋山村、久土村、原村、里村、一木村、城原村、丹川村、廣内村、丹生村、政所村、角子原村、竹下村、濱村、横田村、北村、大平村、志生木村、關村、白木村、一尺屋村、木佐上村、神崎村、市村、上野村、木田村、久原村、細村、馬場村

一 明治十四年三月十日甲第三十八號ヲ以テ自今警察分署ヲ警察署ト改稱ノ旨布達アリ(縣令西村亮吉)
甲第一〇號 明治十五年二月一日

今般日出警察署及杵築交番所ヲ廢シ更ニ杵築(警察署ヲ設ケ日出(交番所ヲ置キ其位置所轄左ノ通候堅此旨布達候事
杵築警察署 位置 豊後國速見郡杵築村

交番所 日出(立石如敏)
所 轄 元日出警察署所轄ノ通

甲第二十五號 明治十五年二月廿三日縣令

從前ノ警察署并交番所ヲ廢シ更ニ警察本分署及交番所位置所轄別册ノ通相定來ル三月十五日ヨリ開署候條此旨布達候事
(本件開署ノ義ハ四月一日ヨリト改正、明治十五年三月十一日甲第三六號)

大分縣警察署配置並區劃

大分縣警察本署 位置 豊後國大分郡大分町縣廳構内
大分警察署 位置 豊後國大分郡大分町縣廳構内

所轄分署 二ヶ所
所轄交番所 二ヶ所 野津原、東長寶

第一節 警察區域

管轄地

豐後國大分郡ノ内百六ヶ町村

大分町、上野村、勢家村、駄ノ原村、生石村、神崎村、八幡村、金谷迫村、三芳村、荏隈村、奥田村、豐饒村、永興村、羽屋村、古國府村、曲村、津守村、片島村、下郡村、羽田村、今津留村、津留村、萩原村、牧村、畑中村、賀來村、高崎村、宮苑村、中尾村、古野村、東院村、三船村、下市村、平横瀬村、野田村、國分村、新貝村、高松村、原村、小池原村、楮野村、葛城村、谷村、筒口村、小野村、篠村、龍原村、鬼ヶ瀬村、西長賣村、東長賣村、西大津留村、南大津留村、北大津留村、小狭間村、畑田村、長野村、高岡村、中村、庄内原村、平石村、西村、大龍村、五ヶ瀬村、柿原村、野畑村、淵村、直野内山村、北方村、狭間村向原村、赤野、廻栖野村、野津原村、入藏村、辻原村、竹矢村、太田村、下原村、上詰村、口戸村、下宗方村、市村、玉瀆村、木上村、高瀬村、上宗方村、田尻村、寒田村、光吉村、宮崎村、鷺野村、岡川村、且野原村、小野鶴村、田原村、横瀬村、鬼崎村、福宗村、七藏司村、來鉢村、田代村、内成村、東大津留村、朴木村、時松村、樺木村

豐後國速見郡ノ内二ヶ村

下川村、谷川村

大分縣鶴崎警察分署 位置 豐後國大分郡鶴崎町

所轄交番所 一ヶ所 犬飼

管轄地

豐後國大分郡ノ内三十九ヶ町村

乙津村、三ッ川村、三佐村、海原村、千歳村、皆春村、横尾村、森町村、森村、鶴崎町、小中島村、家島村、關園村、常行村、南村、下徳丸村、丸龜村、鶴瀬村、大津留村、宅井村、松岡村、杉原村、志津留村、萩尾村、奥村、月形村、辻村、吉野原村、宮尾村、福良村、河原内村、上判田村、中判田村、下判田村、竹中村、端登村、中戸次村、下戸次村、上戸次村

村

豐後國北海部郡ノ内二十ヶ村

里村、市尾村、屋山村、久土村、原村、一木村、丹生村、丹川村、廣内村、宮河内村、種具村、迫村、志村、政所村、角子原村、北村、濱村、城原村、竹下村、横田村

豐後國大野郡ノ内十一ヶ町村

西塞田村、久原村、柚ノ木村、大寒村、下津尾村、犬飼町、田原村、長峯村、高津原村、柴北村、黒松村

大分縣別府警察分署 位置 豐後國速見郡別府村

所轄交番所 一ヶ所 川上

管轄地

豐後國速見郡ノ内十ヶ村

内藤村、野田村、龜川村、鐵輪村、鶴見村、北石垣村、南石垣村、濱脇村、南立石村、別府村、東山村、川上村、川南村、川北村、塚原村、中川村、川西村

杵築警察署 位置 豐後國速見郡杵築村

所轄分署 二ヶ所

所轄交番所 二ヶ所 立石、中國

管轄地

豐後國速見郡ノ内三十ヶ村

鴨川村、岩谷村、船部村、溝井村、大片平村、杵築村、南杵築村、宮司村、馬場尾村、中村、日野村、本庄村、八坂村相原村、猪尾村、片野村、熊野村、眞那井村、廣瀬村、野原村、小武村、倉成村、下村、向野村、山浦村、吉野渡村、内河野村、久木野尾村、日指村、立石村

第一節 警察區域

第二章 警察制度の變遷(本縣)

豐後國東國東郡ノ内廿四ヶ村

糸永村、富清村、雨子村、明治村、朝來村、矢川村、山浦村、掛樋村、吉松村、瀬戸田村、馬場村、下原村、中園村、成久村、鹽屋村、西本村、下山口村、山口村、大添村、横城村、奈多村、狩宿村、守江村、大内村

杵築警察署日出警察分署 位置 豐後國速見郡日出村

管轄地

豐後國速見郡ノ内八ヶ村

大神村、藤原村、川崎村、日出村、豐國村、平道村、南畑村、天間村

杵築警察署鶴川警察分署 位置 豐後國東國東郡鶴川村

所轄交番所 二ヶ所 岐部、姫島

管轄地

豐後國東國東郡ノ内五十四ヶ村

川原村、竹田津村、伊美村、西方寺村、北江村、田深村、原村、安國寺村、鶴川村、小原村、治郎丸村、綱井村、重藤村、池ノ内村、内田村、糸原村、小城村、三井寺村、志和利村、古市村、成吉村、平野村、麻田村、狭間村、丸小野村、吉廣村、深江村、東堅來村、大恩寺村、富來村、濱崎村、富來浦村、成佛村、下成佛村、見地村、中田村、横手村、岩谷村、赤松村、姫島、岐部村、小熊毛村、大熊毛村、向田村、岩戸寺村、來浦村、濱村、鬼籠村、櫛來村、櫛海村、赤根村、千燈村、野田村、中村

高田警察署 位置 豐後國西國東郡玉津村

所轄交番所 二ヶ所 香々地、長洲

管轄地 豐後國西國東郡一圓

豐前國宇佐郡ノ内二十四ヶ村

長洲村、金屋村、久兵衛新田、岩保田新田、佐々禮村、南鶴田新田、北鶴田新田、蟻木村、東大堀村、西大堀村、松崎村、山村、兩戒村、西木村、江藤村、立石村、刈字田村、西屋敷村、金丸村、出光村、岩崎村、青森村、水崎村、横田村

中津警察署 位置 豐前國下毛郡中津町三ノ町

所轄分署 二ヶ所

所轄交番所 一ヶ所 口ノ林

管轄地 豐前國下毛郡一圓

中津警察署四日市警察分署 位置 豐前國宇佐郡四日市村

管轄地

豐前國宇佐郡ノ内百二十四ヶ村

東山下村、西山下村、上元重村、下元重村、末村、大内村、今成村、中村、里村、山袋村、下麻生村、中麻生村、上麻生村、灘村、岳ノ首村、山口村、上高村、下高村、東荒木村、西荒木村、城村、森山村、西今井村、東今井村、上乙女村、下乙女村、乙女新田、畑田村、川部村、江島村、中須賀村、沖須賀村、高砂新田、注江村、順風新田、四日市村、法鏡寺村上田村、芝原村、葛原村、石田村、開村、辛島村、樋田村、山本村、大塚村、中原村、別府村、香下村、新調村、小坂村、高並村、下船木、上船木村、大重見村、小野河内村、小稻村、櫛野村、御香村、二日市村、下副村、上副村、大副村、山城村、原口村、五名村、日岳村、吉松村、富山村、佐野村、木部村、清水村、今仁村、大根川村上赤尾村、中赤尾村、下赤尾村、笠松村、上敷田村、下庄村、南敷田村、中敷田村、下敷田村、上庄村、宮藤村、猿渡村上時枝村、下時枝村、上高家村、西高家村、下高家村、濱高家新田、東高家村、尾永井村、齋藤村、落野倉村、景平村、大門村、宮原村、月俣村、定別當村、田所村、野地村、温見村、下惠良村、上惠良村、荻迫村、西椎谷村、和田村、土岩屋村、來鉢村、羽馬禮村、臺村、田平村、岡村、栗山村、上納持村、平原村、下余村、上余村、小平村、大坪村

中津警察署宇佐警察分署 位置 豐前國宇佐郡宇佐村

第一節 警察區域

第二章 警察制度の變遷(本縣)

所轄交番所 一ヶ所 佐田

管轄地

豊前國宇佐郡ノ内九十二ヶ村

下拜田村、上拜田村、沖村、北山村、廣瀬村、高森村、熊村、小向野村、正覺寺村、平ヶ倉村、日足村、上矢部村、橋津村、和氣村、南宇佐村、北宇佐村、下矢部村、瀧貞村、新貝村、平山村、川底村、船坂村、村部村、番木村、佛木村、境ノ坪村、寒木村、福貴野村、山ノ口村、元村、壘石村、水取村、廣連村、上ノ畑村、上内河野村、下内河野村、笠ノ口村、今井村、矢上村、有徳原村、大村、納屋敷村、西光寺村、野山村、田ノ口村、鳥越村、龍王村、中山村、森村、辻村、恒松村、大佛村、上市村、古市村、下市村、南毛村、原村、折敷田村、飯田村、木袋村、新原村、妻垣村、大口田村、蓋籠村、久井田村、矢崎村、見尾村、佐田村、山藏村、房ヶ畑村、内川野村、古川村、笹ヶ平村、廣谷村、口ノ坪村、矢津村、大見尾村、塔ノ尾村、尾立村、東惠良村、上繪本村、戸方村、下繪本村、庄村、上庄村、松本村、川崎村、板場村、六郎丸村、五郎丸村、若林村、東椎屋村

白杵

警察署 位置 豊後國北海部郡福良村

所轄分署 一ヶ所

所轄交番所 二ヶ所 下青江、野津市

管轄地

豊後國北海部郡ノ内五十二ヶ町村

諏訪村、大野村、田井村、佐志生村、下ノ江村、中津浦村、大濱村、嶽谷村、田尾村、末廣村、井村、稻田村、藤河内村、武山村、中白杵、吉小野村、久木小野村、江無田村、戸室村、市濱村、前田村、家野村、野田村、望月村、深田村、中尾村、左津留村、攝懐村、高山村、乙見村、東神野村、白杵町、二玉坐村、海添村、福良村、板知屋村、大泊村、風成村、深江村、日見村、綱代村、四浦村、保戸島村、長目村、堅浦村、徳浦村、上青江村、下青江村、津久見村、千怒村、八戸村、津久見浦

村、津久見浦

豊後國大野郡ノ内二十六ヶ村

西神野村、垣河内村、泊村、清水原村、白岩村、岩屋村、落合村、野口村、野津市村、八里合村、福良木村、龜甲村、王子村、山頭村、宮原村、老松村、都原村、鳥嶽村、干塚村、前河内村、吉田村、原村、藤小野村、秋山村、西畑村、東谷村

白杵

警察署 位置 豊後國北海部郡關村

管轄地

豊後國北海部郡ノ内十三ヶ村

大平村、志生木村、關村、白木村、一尺屋村、木佐上村、神崎村、市村、上野村、木田村、久原村、細村、馬場村

佐伯

警察署 位置 豊後國南海部郡佐伯村

所轄分署 一ヶ所

所轄交番所 二ヶ所 下直見、千東

所轄地

豊後國南海部郡ノ内七十ヶ村浦

石間浦、守後浦、久保浦、片神浦、高松村、日向泊、鹽内浦、荒綱代浦、床木村、大坂本村、三間村、井崎村、小田村、小上倉村、山梨子村、上岡村、稻垣村、鶴望村、海崎村、佐伯村、戸方村、狩生村、護江浦、霞ヶ浦、池田村、長谷村、青山村、堅田村、長良村、木立村、吹浦村、最勝海浦、津井浦、淺海井浦、二榮浦、池松浦、沖松浦、有明浦、羽田浦、申越浦、丹賀浦、梶寄浦、大島浦、色利浦、浦代浦、竹野浦、小浦、宮野浦、畑田村、平井浦、門田村、江良村、堤内村、上直見村、下直見村、赤木村、仁田原村、横川村、因尾村、井上村、小半村、小川村、波寄村、宇津々村、三股村、笠掛村、風戸村、上津川村、堂野間村、山部村

第一節 警察區域

第二章 警察制度の變遷（本縣）

豐後國大野郡ノ内九ヶ村

重岡村、豐見岡村、河内村、大平村、小野市村、南田原村、木浦内村、木浦嶺山、千束村

佐伯浦江警察分署

位置 豐後國南海部郡蒲江村

竹田

豐後國南海部郡ノ内十二ヶ村
浦畑野浦、楠本浦、西野浦、竹浦河内村、蒲江村、猪串村、野々河内村、森崎浦、丸市尾浦、葛原浦、波當津浦、屋形島

警察署 位置 豐後國直入郡竹田町
所轄分署 一ヶ所
所轄交番所 三ヶ所 久住、今市、田中

管轄地 豐後國直入郡一回

豐後國大野郡ノ内七十一ヶ村
神堤村、梨小村、高原村、荷尾杵村、今市村、片ヶ瀬村、草深野村、小宛村、木野村、大石村、小原村、上畑村、中野村、栗生村、滯迫村、尾平嶺山、辻村、寺原村、朝地村、坪泉村、板井迫村、下野村、上尾塚村、志賀村、宮生村、綿田村、栗林村、楠木村、徳田村、下徳田村、冬原村、上冬原村、上野野村、野尻村、軸丸村、上自在村、下自在村、馬場村、越生村、井上村、野尻村、知田村、鮎川村、新村、大化村、夏足村、後田村、代三五村、十時村、杉園村、安藤村、澤田村、田中村、中土師村、藤北村、宮迫村、田代村、片島村、小倉木村、矢田村、兩家村、郡山村、中原村、大原村、屋原村、酒井寺村、桑原村、北園村、一萬田村、池田村、島田村

竹田市場警察分署

位置 豐後國大野郡市場村
管轄地

豐後國大野郡ノ内四十六ヶ村

前田村、下山村、高畑村、柴山村、新殿村、石田村、船田村、栗ヶ畑村、山内村、長畑村、菅生村、蘆刈村、上田原村、井迫、淺瀬村、宮野村、百枝村、西泉村、川邊村、小坂村、松尾村、内田村、内山村、鷺谷村、赤峯村、市場村、秋葉村、本城村、玉田村、久田村、小田村、向野村、天神村、馬背畑村、平石村、六種村、左右知村、大白谷村、中津留村、奥畑村、伏野村、宇田枝村、三玉村、砂田村、兩堤村、白尾村

豆田

警察署 位置 豐後國日田郡豆田町
所轄分署 一ヶ所

所轄交番所 一ヶ所 西大山

管轄地 豐後國日田郡一回

豆田森警察分署

位置 豐後國玖珠郡森村
所轄交番所 一ヶ所 湯坪

管轄地 豐後國玖珠郡一回

警察報告表中警察ノ區畫ニ關シ伺定

（明治十七年一月八日大分縣伺）

（電報）

第一表中村數ノ中ニ浦數ハ合記スルヤ又同表中戸數ハ本籍寄留ヲ別タス總テ掲クル哉且空戸ハ入レサルヤ

本局回答（明治十七年一月十一日）

御問合ノ通

本課第六十三號 警察本署

豆田警察署部内日田郡隈町へ巡查派遣所ヲ設置候條此旨相達候事

明治十七年八月三十日

本縣布達甲第六十一號 明治十八年十月三日

第一節 警察區域

本

局

第二章 警察制度の變遷(本縣)

大野郡市場村(警察署ヲ置キ市場警察署ト稱シ別紙ノ通管轄セシメ來ル十一月一日ヨリ事務爲取扱候條此旨布達候事
但市場分署ハ同日限リ廢止ス

市場警察署 位置 豊後國大野郡市場村

所轄交番所 四ヶ所 田中、千東、野津市、犬飼

管轄地

豊後國大野郡ノ内百三拾五ヶ村

前田村、下山村、高畑村、柴山村、新田村、石田村、船田村、栗ヶ畑村、山内村、長畑村、菅生村、蘆刈村、上田原村、井迫村、淺瀬村、宮野村、百枝村、西泉村、川邊村、小阪村、松尾村、内田村、内山村、鷺谷村、赤峯村、市場村、秋葉村、木城村、玉田村、久田村、小田村、向野村、天神村、馬背畑村、平石村、六種村、左右知村、大白谷村、中津留村、奥畑村、伏野村、宇田枝村、三玉村、砂田村、兩堤村、白尾村

右元市場分署所管

木野村、大石村、小原村、上畑村、中野村、栗生村、帶迫村、尾平嶺山、柚木村、徳田村、下徳田村、冬原村、上冬原村、上年野村、原尻村、知田村、鮎川村、新村、大化村、夏足村、後田村、代三五村、杉園村、安藤、澤田村、十時村、田中村、中土師村、藤北村、宮迫村、田代村、片島村、小倉木村、矢田村、兩家村、郡山村、中原村、大原村、屋原村、酒井寺村、桑原村、北園村、一萬田村

右元竹田警察署所管

重岡村、鹽見園村、河内村、大平村、小野市村、南田原村、木浦内村、木浦嶺山、千東村

右元佐伯警察署所管

西神野村、垣河内村、泊村、清水原村、白岩村、岩屋村、落合村、野口村、野津市村、八里合村、福良木村、龜甲村、王子村、山頭村、宮原村、老松村、都原村、鳥嶽村、千塚村、前河内村、吉田村、原村、藤小野村、秋山村、西畑村、東谷

村

右元白杵警察署所管

西寒田村、久原村、柚ノ木村、大寒村、下津尾村、犬飼町、田原村、長峯村、高津原村、柴北村、黒松村

右元鶴崎分署所管

縣令甲第八號 明治十九年十一月廿九日

今般警察署分署ヲ増減交番所ヲ派出所ト改メ位置管轄區域別冊ノ通り相定メ明治二十年一月一日ヨリ實施ス

大分縣警察署配置並區畫

大分縣警察本部 位置 豊後國大分郡大分町大分縣廳構内

大分警察署 位置 豊後國大分郡大分町

所轄分署 二ヶ所 鶴崎、別府

所轄派出所 二ヶ所 野津原、東長寶

管轄地 豊後國大分郡ノ内百六ヶ町村(十五年甲第二五號ノ通り)

大分鶴崎警察分署 位置 豊後國大分郡鶴崎町

管轄地 豊後國大分郡ノ内三十九ヶ町村(十五年甲第二五號ノ通り)

管轄地 豊後國北海部郡ノ内二十ヶ村(十五年甲第二五號ノ通り)

大分分別府警察分署 位置 豊後國速見郡別府村

管轄地 豊後國速見郡ノ内十七ヶ村(十五年甲第二五號ノ通り)

杵築警察署 位置 豊後國速見郡杵築村

所轄分署 一ヶ所 日出

所轄派出所 二ヶ所 立石、中園

第一節 警察區域

第二章 警察制度の變遷(本縣)

管轄地

豐後國速見郡ノ内三十ヶ村(十五年甲第二五號ノ通り)

管轄地

豐後國東國東郡ノ内廿四ヶ村(十五年甲第二五號ノ通り)

杵築日出警察分署

位置 豐後國速見郡日出村

管轄地

豐後國速見郡ノ内八ヶ村(十五年甲第二五號ノ通り)

鶴川警察署

位置 豐後國東國東郡鶴川村

所轄派出所

二ヶ所 岐部、姫島

管轄地

豐後國東國東郡ノ内五十四ヶ村(十五年甲第二五號ノ通り)

高田警察署

位置 豐後國西國東郡玉津村

所轄派出所

一ヶ所 香々地

管轄地

豐後國西國東郡一圓

中津警察署

位置 豐前國下毛郡三ノ町

所轄派出所

一ヶ所 口ノ林

管轄地

豐前國下毛郡一圓

四日市警察署

位置 豐前國宇佐郡四日市村

所轄分署

一ヶ所 長洲

所轄派出所

二ヶ所 佐田、宇佐

管轄地

豐前國宇佐郡ノ内百九十八ヶ村

東山下村、西山下村、上元重村、下元重村、末村、木内村、今成村、中村、黒村、山袋村、下麻生村、中麻生村、上麻生村、瀧村、岳ノ首村、山口村、上高村、下高村、城村、西今井村、東今井村、畑田村、川部村、四日市村、法鏡寺村、上

田村、芝原村、葛原村、石田村、開村、辛島村、穂田村、山本村、大塚村、中原村、別府村、香下村、新洞村、小坂村、高並村、下船木村、上船木村、大重見村、小野河内村、小稻村、櫛野村、御香村、二日市村、下副村、上副村、大副村、山城村、原口村、五名村、日岳村、吉松村、富山村、佐野村、木部村、清水村、今仁村、大根川村、上赤尾村、中赤尾村、下赤尾村、笠松村、上敷田村、下庄村、南敷田村、中敷田村、下敷田村、上庄村、宮熊村、猿渡村、上時枝村、下時枝村、上高家村、西高家村、濱高家新田、東高家村、齋藤村、落窪倉村、景平村、大門村、宮原村、月俣村、定別當村、田所村、野地村、温見村、下惠良村、上惠良村、萩迫村、西椎谷村、和田村、土岩屋村、來鉢村、羽馬禮村、臺村、田平村、岡村、栗山村、上納持村、平原村、下余村、上余村、小平村、大坪村、下拜田村、上拜田村、沖村、北山村、廣瀬村、高森村、熊村、小向野村、正覺寺村、平ヶ倉村、上矢部村、南宇佐村、北宇佐村、下矢部村、瀧貞村、新具村、平山村、川底村、船坂村、村部村、番木村、佛木村、境ノ坪村、寒水村、福貴野村、山ノ口村、元村、墨石村、水車村、廣連村、上ノ畑村、上内河野村、下内河野村、笠口村、今井村、矢上村、有徳原村、大村、納屋敷村、西光寺村、野山村、田ノ口村、鳥越村、龍王村、中山村、森村、辻村、恒松村、大佛村、上市村、古市村、下市村、南毛村、原村、折敷田村、飯田村、木袋村、新原村、妻垣村、大口田村、壹籠村、久井田村、矢崎村、見尾村、佐田村、山藏村、房ヶ畑村、内川野村、古川村、笹ヶ平村、廣谷村、口ノ坪村、矢津村、大見尾村、塔ノ尾村、尾立村、東惠良村、上橋本村、戸方村、下橋本村、庄村、上庄村、松本村、川崎村、板場村、六郎丸村、五郎丸村、若林村、東椎屋村

四日市長洲警察署

位置 豐前國宇佐郡長洲村

管轄地

豐前國宇佐郡ノ内四十二ヶ村

長洲村、金谷村、久兵衛新田、岩保新田、佐々禮村、南鶴田村、北鶴田村、蟻木村、東大堀村、西大堀村、松崎村、山村、兩戒村、西木村、江藤村、立石村、刈字田村、西屋敷村、金丸村、出光村、岩崎村、青森村、水崎村、横田村、江島村、住ノ江村、中須賀村、沖須賀村、神子山新田、順風新田、高砂新田、郡中新田、乙女神田、上乙女村、下乙女村、尾永井村

第一節 警察區域

第二章 警察制度の變遷(本縣)

白杵警察署 森山村、東荒木村、和氣村、橋津村、日足村
位置 豊後國北海部郡福良村

所轄分署 一ヶ所 關

所轄派出所 一ヶ所 下青江

管轄地 豊後國北海部郡ノ内五十二ヶ町村

(十五年甲第二十五號ノ通り但大野郡ノ内三十六ヶ村ハ別トス)

白杵關警察分署 位置 豊後國北海部郡關村

管轄地 豊後國北海部郡ノ内十三ヶ村(十五年甲第二十五號ノ通り)

佐伯警察署 位置 豊後國南海部郡佐伯村

所轄派出所 二ヶ所 下直見、蒲江

管轄地 豊後國南海部郡一圓

竹田警察署 位置 豊後國直入郡竹田町

所轄派出所 久住、今市

管轄地 豊後國直入郡一圓

豊後國大野郡ノ内二十八ヶ村

神堤村、梨小村、高原村、荷尾杵村、今市村、片ヶ瀬、草深野村、小宛村、辻村、寺原村、朝地村、坪泉村、板井迫村、

下野村、上尾塚村、志賀村、宮生村、綿田村、栗林村、軸丸村、上自在村、下自在村、馬場村、越生村、井上村、野尻村、

池田村、島田村

市場警察署 位置 豊後國大野郡市場村

所轄派出所 四ヶ所 田中、千束、野津市、犬飼

管轄地

豊後國大野郡ノ内百三十五ヶ村

前田村、下山村、高畑村、柴山村、新殿村、石田村、船田村、栗ヶ畑村、山内村、長畑村、菅生村、蘆刈村、上田原村、

井迫、淺瀬村、宮野村、百枝村、西泉村、川邊村、小坂村、松尾村、内田村、内山村、鷺谷村、赤峯村、市場村、秋葉村

本城村、玉田村、久田村、小田村、向野村、天神村、馬背畑村、平石村、六種村、左右知村、大白谷村、中津留村、奥畑

村、伏野村、宇田枝村、三玉村、砂田村、雨堤村、白尾村、木野村、大石村、小原村、上畑村、中野村、栗生村、瀧迫村

尾平鎮山、柚木村、徳田村、下徳田村、冬原村、上冬原村、上年野村、原尻村、知田村、鯉川村、新村、大化村、夏足村

後田村、代三五村、十時村、杉園村、安藤村、澤田村、田中村、中土師村、藤北村、宮迫村、田代村、片島村、小倉木村

矢田村、兩家村、郡山村、中原村、大原村、屋原村、酒井寺村、桑原村、北園村、一萬田村、重岡村、鹽見園村、河内村

木浦鎮山、千束村、西神野村、垣河内村、泊村、清水原村、白岩村、岩屋村、落合村、野口村、野津市村、八里合村、福

良木村、龜甲村、王子村、山頭村、宮原村、老松村、都原村、鳥嶽村、千塚村、前河内村、吉田村、原村、藤小野村、秋

山村、西畑村、東谷村、西寒田村、久原村、柚ノ木村、大寒村、下津尾村、犬飼町、田原村、長峯村、高津原村、柴北村

黒松村

豆田警察署 位置 豊後國日田郡豆田町

所轄派出所 一ヶ所 西大山

管轄地 豊後國日田郡一圓

森警察署 位置 豊後國玖珠郡森村

所轄派出所 一ヶ所 町田

管轄地 豊後國玖珠郡一圓

縣令甲第一四號

第一節 警察區域